

文化政策学の視座を中心とした

グリーン・ツーリズムに関する考察

—地域と暮らしと観光の鼎立を求めて—

同志社大学大学院総合政策科学研究科
総合政策科学専攻 博士課程（後期課程）

2014年度 1006番 望田 友加

目次

序章	1
第1節	研究の背景.....	1
第2節	本研究の目的.....	2
第3節	本論文の構成.....	3
第1章	先行研究と本研究の位置づけ.....	5
第1節	本研究の位置づけ.....	5
第2節	日本における観光の変遷.....	7
第1項	観光の語源と日本的な地域へのまなざし.....	7
第2項	日本における観光の歴史的変遷.....	10
第3節	グリーン・ツーリズムの先行研究.....	15
第1項	グリーン・ツーリズムの含意.....	15
第2項	地域活性化の視点からの先行研究.....	16
第3項	農村文化的な視点からの先行研究.....	18
第4項	まとめ.....	20
第4節	観光と地域づくり—宮本常一の視点から.....	21
第1項	宮本常一と旅.....	21
第2項	グリーン・ツーリズムの視点.....	22
第3項	旅と地域振興.....	24
第5節	小括.....	25
第2章	農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズム振興策の変遷.....	28
第1節	農林漁業政策からの政策動向.....	28
第1項	グリーン・ツーリズム提唱以前.....	28
第2項	グリーン・ツーリズムの政策提言以降.....	30
第2節	国土政策からの政策動向.....	31
第1項	経済重視から文化交流へ.....	31
第2項	文化交流から農山漁村の創造へ.....	33

第3節 文化政策とグリーン・ツーリズム	57
第1項 文化政策における観光	57
第2項 文化政策としてのグリーン・ツーリズム	58
第4節 小括	59
第5章 文化政策学を俯瞰する民俗学的知見	61
第1節 柳田國男の視座を中心とする農山漁村文化の発見	61
第1項 柳田國男の問題意識	61
第2項 柳田農政学	62
第3項 農業文化論	64
第2節 事例研究の方法論	66
第3節 事例対象地の検討	67
第1項 事例の必要条件	67
第2項 対象地の検討	67
第6章 農業文化を活用した事例分析	71
第1節 移住者を中心とする展開—山口県周防大島町の取組み	71
第1項 対象地域の現状	71
第2項 島の歴史と生活誌—人口と産業の移り変わりを中心に	72
第3項 経緯と受け入れ体制	74
第1目 取組みの経緯—事前資料をもとに	74
第2目 実行委員会から体験交流型推進協議会へ	
—観光協会と周防大島町の聞き取り調査	74
第3目 体験交流型観光推進協議会の現状	75
第4項 周防大島の島暮らし	
—移住者による受け入れについての聞き取り調査	76
第1目 島の魅力を伝える農家民泊	76
第2目 伝統漁法を伝える漁家民泊	77
第5項 考察	78

第2節 伝統文化がっむぎだすグリーン・ツーリズム

—宮崎県椎葉村の取組み……………79

第1項 対象地域の現状……………79

第2項 山村の生活誌……………79

第1目 平家の落人伝説……………80

第2目 村民の暮らす民家……………81

第3目 生業……………82

第4目 食文化……………82

第3項 観光・体験型プログラムの取組みについて……………83

第4項 伝承を体感—農家民宿焼畑……………84

第5項 考察……………85

第3節 地域住民の自治とグリーン・ツーリズム—長野県飯田市の取組み…87

第1項 対象地域の現状……………87

第2項 生業を中心とした生活誌……………88

第1目 城下町と周辺の農山村……………88

第2目 農民の自治とまちづくり……………89

第3目 商工業の発達……………89

第4目 殖産興業と産業の変遷……………90

第5目 明治期以降の山村の様子……………90

第3項 飯田型グリーン・ツーリズム……………91

第1目 農業政策としてのワーキングホリデーの取組み……………91

第2目 観光政策としての体験教育旅行の取組み……………92

第4項 ほんものの暮らし体験—ワーキングホリデー飯田の参与観察…93

第5項 考察……………94

第4節 小括……………96

第7章 アグリツーリズムと地域観光文化政策—イタリアの事例分析から…99

第1節 イタリアにおけるアグリツーリズムの展開……………99

第1項 アグリツーリズムとは……………99

第2項 アグリツーリズムに関する法律……………100

第1目	アグリツーリズム法について	100
第2目	法律の改正に関する聞き取り調査	101
第2節	アグリツーリズムの現状	102
第3節	アグリツーリズムの取組み事例	104
第1項	伝統料理を基軸とした取組み—ポッジョ・アロッロ農場	104
第2項	教育に重点を置いた取組み—ファッジョーリ農場	105
第4節	ヒアリングからみた農業の文化的側面	107
第1項	農業の文化的側面の捉え方	107
第2項	特産物からみた地域の文化性	108
第3項	地域の水平的なつながりから生まれる持続可能性	109
第5節	地域観光文化政策への広がり	110
第1項	文化資源	111
第2項	食を活用したまちづくりのはじまり	114
第3項	食の祭典	115
第4項	博物館を拠点とした展開へ	115
第5項	まとめ	116
第6節	考察	117
第7節	小括	118
第8章	地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズム	120
第1節	論点整理	120
第2節	地域観光文化政策におけるグリーン・ツーリズム	121
第3節	新たな知見	123
第4節	まとめ	124
終章		125
参考文献		1

序章

第1節 研究の背景

本論文は、農山漁村の文化的側面を念頭に置きながら、地域の観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの今後のあり方について考察するものである。その背景を最初に政策的側面と社会的側面から論じてゆく。

まず、政策的側面について述べる。近年、地方創生という観点から地域固有の資源を活用した交流人口の拡大、地域づくりを通して活性化を図ろうという動きが急速に高まっている。例えば観光庁は、観光地域づくりとしてニューツーリズムを提唱している。「ニューツーリズムとは、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気づかれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態」であり、グリーン・ツーリズムはニューツーリズムの一つに位置づけられている（URL 1）。グリーン・ツーリズムとは、1992年に農林水産省の諮問機関であるグリーン・ツーリズム研究会が提起した言葉で、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定義されている（財団法人21世紀村づくり塾 1992：11）。このグリーン・ツーリズムは、農林水産省の農村振興局が主管部局となって事業を実施しており、農家の所得補償とあわせ、農業・農山村が持つ多面的機能の発揮という面から農山村振興を推進する政策の一環である。この多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」¹のことを言い、「文化の伝承」がこの法律に含まれていることから考えると、地域の文化資源を活用とした観光振興、農業振興の一環とも捉えることができる（URL 2）。

次に、社会的側面について述べる。地方における人口減少と少子高齢化による地域産業の衰退、担い手不足などにより、地域コミュニティの衰退、縮小により地域のアイデンティティの喪失が危惧されている。本論文で研究対象としている農山漁村には、『宮本常一講演選集3 都会文化と農村文化』に収録されている「社会生活の変貌と新生活運動」（初出1962年）によると、かつて、「農業を同業とする者がつくりあげてきた自治体」が形成されており、地域の文化が色濃く残っていたと指摘されている（宮本 2014a：50）。しかし、高度経

¹ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（2014年6月20日発布）第3条第1項を参照。

済成長などを契機として外発的開発や都市化が進んだことによって、地域の特色ある文化が薄れていった。この原因としては、高度経済成長期に「金の卵」として社会現象にもなった集団就職により、文化の担い手たる若者が都市に流出していったことが想起されるが、この地方における都市への人口流出について宮本は、『宮本常一著作 13 民衆の文化』に収録されている「過疎問題とへき地教育」（初出 1972 年）の中で、「この地方から人がへっていくことだけを問題にしていますが、人がへってもかまわないのです。人がへってもへき地ではないはず。問題は、そこに自主性をもった社会が構築されていくこと、その社会が文化的にも高さを持っているということがだいじなことになるのではないか」と述べている（宮本 1973 : 227）。つまり、文化の担い手たる若者が「ふるさと」として常に誇ることができる地域社会ならば、人口が減少しても構わない、このように主張しているのである。この主張を現代的に解すると、「限界集落」と一部で言われているが、人口が減っている事のみを指して「限界」と言っているのもあって、文化に「限界」はない、そのように主張しているものとも考えられる。農山漁村地域にも文化が存在している。その文化をそこに住む人々が誇ることができるようになった地域社会こそ、自律した地域社会であるということができ、宮本の主張は現代社会に対して大変示唆に富むものである。

第 2 節 本研究の目的

本研究の目的は、農山漁村の文化的資源を活用し、自律した地域社会形成に向けた観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの今後のあり方について考察するものである。そこで、研究対象地域を農山漁村におき、自律した地域社会形成に向けた他地域の人々にその地域に住んでいる人々が誇ることができる、あるいは自慢できる、観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムを、民俗学的知見を用いて明らかにする。具体的には、農業・農山漁村の文化的資源の保存・利活用を、どのようにグリーン・ツーリズムに包含し、より来訪者と地域住民が共創できるグリーン・ツーリズムのあり方を、地域の視点から考察するものである。

井口は、地域を対象として観光や文化政策を考えていく場合、「地（域）の知」を愛し、「詩心、史心、誌心」を理解できるか否かということが必要だと述べている（井口 2014 : 48）。

分析の視点は、文化としての農業を念頭に置きながら、地域側の視点から地域の観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムを考えていくことである。地域の観光文化政策について考えていくとき、観光学をはじめとして、農山漁村社会や文化を研究対象としてきた社会学

や民俗学を中心とした隣接する学問領域も視野に入れながら考察する必要がある。また、都市と農山漁村の関係性についても忘れてはならないことである。井口は、わが国における文化政策を考察するときには「柳宗悦の民藝運動や柳田國男の常民文化論」また、「宮本常一が自ら行動し確立した観光文化論」を学ぶことが重要であると述べている(井口 2008:8)。本研究では、地域の視点から考えていくための手掛かりとして、農山漁村に住まう人々の暮らしや生活文化を対象としてきた柳田國男(1875~1935)や宮本常一(1907~1981)を中心とした民俗学の知見からのアプローチを試みる。

グリーン・ツーリズム及び文化政策の史的考察から見えてくる問題点と事例の比較考察から地域レベルでの問題点を明らかにする。また、地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの可能性について新たな知見を見出す。グリーン・ツーリズムは、農の多面的機能の一つや観光を目的とした地域づくりの一つの枠の中に留まらず、持続可能な地域社会の構築、地域の祭礼・行事の維持や地縁組織の組織づくりとも連動し、地域の自律にも貢献するものであり、グリーン・ツーリズムを、第一次産業や観光の枠を超えて文化政策という枠組みで捉え直すことは重要な意義があるものと考えられる。

第3節 本論文の構成

本論文の各章の構成は、次の通りである。

序章においては、本研究の背景と目的、各章の構成概要について述べる。

第1章は、文化政策としてグリーン・ツーリズムを位置づけ、グリーン・ツーリズムをめぐる先行研究を地域活性化の視点と農山漁村の文化的な視点から研究の現状を把握し、その限界点を抽出する。そのうえで、民俗学者・宮本常一の視座を学び、地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの位置づけの必要性について再度確認を行う。

第2章では、国におけるグリーン・ツーリズム政策に関連する政策の変遷を確認し、政策におけるグリーン・ツーリズムの位置づけや政策展開の仕方及び農山漁村が持つ文化的側面の捉え方について明記する。

第3章では、文化政策の中にグリーン・ツーリズムを位置づけるにあたり、国及び地方自治体の文化政策の変遷について確認を行う。文化政策の施策がどのような展開がされてきたのかについて議論の整理を行う。

第4章は、第2章と第3章から論点を整理し、文化政策学における文化的側面と観光について検討し、文化政策としてのグリーン・ツーリズムの位置づけをなおし、地域文化政策

としてのグリーン・ツーリズムのあり方について考察する。

第5章では、民俗学的知見から農林漁業の文化的側面について考察する。具体的には、柳田國男と宮本常一をベースとして今まで重要視されてこなかった農山漁村の暮らしの中にある文化の検討を行う。それに加えて、第6章と第7章で行う実証的研究を進めていくための方法論と事例対象地の検討を行う。

第6章では、国内の事例について考察する。具体的には、山口県周防大島町、宮崎県椎葉村、長野県飯田市をあげ、人々の生活史や文化資源などの地域の特徴を述べたうえで、地域が持つコミュニティの中で、農山漁村の生活文化とグリーン・ツーリズムの取組の現状から考察する。

第7章は、海外における事例について考察する。海外の事例としてイタリアのアグリツーリズムについて、国によって整備されているアグリツーリズム法と現状を示したうえで、トスカーナ州とエミリア・ロマーニャ州の事例から考察する。

第8章では、論点を整理したうえで、本研究の目的である地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムについて新たな知見を見出す。

終章においては、今後の課題と展望を述べる。

第1章 先行研究と本研究の位置づけ

本研究の目的は、地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの今後のあり方について考察することである。本章では、本研究の位置づけをしたうえで、日本における観光、グリーン・ツーリズムの先行研究を整理する。

第1節 本研究の位置づけ

本研究の位置づけは、いかにグリーン・ツーリズムが商業主義を脱却し、訪れる人と地域住民が共創しあうことができるようにするかを民俗学の視点を用いて文化政策としてのあり方を考察するものである。

グリーン・ツーリズムが提唱されたのは、1992年に農林水産省の諮問機関であるグリーン・ツーリズム研究会が「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定義してからであった(財団法人21世紀村づくり塾1992:11)。その後、農林水産省農村振興局の指導の下、各自治体で推進されるようになった。それから20余年が経過するが、グリーン・ツーリズムが浸透しないのは、グリーン・ツーリズムの受け入れ体制が地域によって異なり、先述の定義が曖昧で対応が難しくわかりにくいことと、公費負担についての行政側の説明責任が事後であっても果たされているか否かが明確でないことが問題となっている場合があるためである。一例として筆者が2014年12月6日にヒアリング調査を行った山口県周防大島町の事例をあげる。

山口県周防大島町では、2004年に周防大島の島内にある久賀町・大島町・東和町・橘町の4町が合併したのを契機として周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会が発足、山口県の事業として行われたのが最初である。「ふるさとは宝島、人が繋ぐ周防大島グリーン・ツーリズム」をコンセプトに体制構築を行い、島民自らが行う心地よく住み続けられるようなまちづくりを前提として、「人と農業」、「人と島食(しまごはん)」、「人と文化」、「人と人」という関係性の再発見、体感を目指すものであった。この事業は7年間続けられ、単発のイベントを開催したり、県外の成功しているところに視察を行ったり、観光協会が中心となって、グリーン・ツーリズムの枠組み作りを行ったのである。しかし、実際に観光協会が主体となってグリーン・ツーリズムを取り組みを推進していたが、地元住民のグリーン・ツーリズムに対する理解不足が原因となり、継続的な実施にはつながらなかったのである。それを象徴的に示すのが2007年、「平成19年度第1回周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会の概要」と題された議事録で、その質疑応答には次のように記載されている(URL3)。

なお、質問をしているのは委員として選出されている地元住民、それに対して答えているのはこの委員会の事務局側である。また、ここでG/Tと記されているのは、グリーン・ツーリズムのことを指す。

Q 平成16年度から3年間ワークショップなどをおして学習をして来たが身になっていない。G/Tとはなにか定義があいまいで明確になっていない。周防大島のG/Tの憲章をつくり定義を定め、明確にすべき。

A 出発はドイツの農家民宿であり、日本においては農水省が出したものがある。

Q 視察や九州ツーリズム大学に参加しているが、公費を使つての実施であれば、報告されてない。

A 概要であるが全戸配布の情報紙でお知らせしている。町のホームページにも掲載している。

この事例では、立ち上げ当初は先進地視察を行い、優良事例を参考にしながら事業展開を行っていたが、地域に即したグリーン・ツーリズムとは何か、また公費負担によって先進地視察を行っているのだから、その用途を明確にしてもらいたいという地域住民への説明責任を行政側が果たしていなかったため、地域においても受け入れられず、グリーン・ツーリズムが進まなかったものと考えられる。また、地域におけるグリーン・ツーリズムの必要性や意義が主体である観光協会や地域住民の認識が不足していたことから生じたものだと考えられる。

現在では、観光協会が主体となって行っていたグリーン・ツーリズムの事業が、町の商工観光課に引き継がれ、主に中学生を対象にした民泊修学旅行で、2014年度には20校、約30,000人の受け入れ実績のある事業へと成長している。これは、受入にU・Iターン者等の移住者が中心となって積極的な取り組みがなされたからである²。この山口県周防大島の事例については、第6章で詳しく論じてゆく。

地域に即したグリーン・ツーリズムを考えると、地域の歴史・文化・産業に密着した展開が重要になってくる。グリーン・ツーリズムを文化政策に位置づけるには、地域の歴史・文化・産業を活用し、自律した地域社会形成に向けた観光形態にしなければならない。この

² 2014年12月6日、周防大島町観光協会及び周防大島町役場へのヒアリング調査による。

観光形態とは、短期的な経済利益を追求した来訪者の希望任せによる一方的な大規模な誘客戦略ではなく、地域の環境や文化に配慮し、かつ来訪者にも感動を与えられる、何度も来たくするような持続的な観光形態のことを指す。

オーストラリアの文化経済学の第一人者として知られているスロスビー (David Throsby) は、「持続可能な観光」が「地域が大切にしているコトを尊重し、そのコトが生み出してきた様々なモノを侵したり、貶めたりするものであってはならない (In both environmental and cultural contexts, such tourism would be expected to be sensitive to local values, non-intrusive and non-degrading of affected sites)」と述べている (Throsby 2001 : 130)。また、井口は、「地域社会の中で普通に働き、普通に暮らし生きている人々 (柳田的常民) の日常の時間と空間の中において、文化的・創造的環境を整えることで心豊かな暮らしを実現し、持続可能なコミュニティのあり方を考究することもまた重要な文化政策の課題である」と述べている (井口 2007 : 264)。

つまり、文化政策としての観光とは、そこに訪れる人々が地域の文化価値を理解し地域住民と共創しあうものでなくてはならないと考える。持続可能なコミュニティづくりを形成していくために観光に期待される役割は、来訪者との交流やコミュニケーションを通して、新たな地域の可能性を住民自ら気づき、誇りを持ち、文化を創造していくきっかけを作ることが観光であると考えられる。

第2節 日本における観光の変遷

本節では、観光の語源と地域へのまなざしについて述べたうえで、観光の変遷について確認し、マス・ツーリズムからオルタナティブ・ツーリズムへの展開を明らかにする。

第1項 観光の語源と日本的な地域へのまなざし

押谷は、「田舎社会の立場から『観光』というものを考えるとき、まず、地域の宝を知ることが、本来の『観光』という言葉が意味する『地域の宝 (光) を知る (観る)』を作り出す原点となる」と述べている (押谷 2002 : 60)。では、本来の「観光」という言葉の意味する「地域の宝」とは、何であろうか。最初に「観光」の語源から確認をしたい。

観光とは、「国の光を観る」という言葉であり (赤塚訳 1972 : 443)、『易経』の一説である。「国の光」とは、それぞれの州 (=国) が抱える「たからもの=光」である。『易経』が編纂された時代を考えれば、当時の国は現在の中国における「懸」と同レベルの広さである

ものと考えられ、いわば都・北京に対して献上しても差し支えないものであったものと推察され、それぞれの国王が自慢できるものであったと考えられる。「地域のたからもの」を「観る」とは、一般的に「観察する」などの用例がある通り、そのものを観て、そこからイメージされる民衆の生活や国の政情を類推する行為であったと考える。

井口は、「ひとつのまちの文化資源を媒介としながら、複数のまちの人々がそれを学びあうこと、まさに文化的交流が『観光』の要諦となる」と述べている（井口 2015a : 8-9）。したがって、「観光」とは「国のたからものを観て、そこから民衆の活動状況や国（地域）の状況を類推する」ことである。すなわち、地域の人々が創り出した地域資源を観ることである。

それでは、地域資源を観るまなざしとはどのようなことなのだろうか。まず、現在の観光の基となる旅の原点から考えてみたい。宮本は『宮本常一著作集 31 旅に学ぶ』に所収されている「旅の遺産」（初出 1969 年）において、「旅を民衆のものにし、民衆も旅が可能になってきたのは、一遍にはじまるのではないか」と述べている（宮本 1986a : 211）。つまり、日本人の民衆の旅の原点は鎌倉時代にあるのではないだろうかと宮本は示唆している。そこで、地域資源を観るまなざしを鎌倉時代に誕生した古典文学である『徒然草』を参考の対象としてみたい。『徒然草』は、鎌倉時代末期に吉田兼好によって書かれたものであり、時代を経て今も読み継がれ、様々な角度から研究されている古典文学である。川平は、江戸時代において庶民の間で多く読まれていた方法や位置づけを漢学者、和学者の注釈書や古典講釈から考察し、「徒然草講釈は、現代における市民向け教養講座のようなものとして、庶民の『知』の形成に一役買っていた」と述べている（川平 2015 : 445）。

また、島内は、「江戸時代の兼好観に共通するのは、兼好を世の中との関わりの中で捉えている」ことであると述べている（島内 2009 : 416）。近代においては、「当時の文芸思潮と相俟って、江戸時代の兼好観、『徒然草』観とは異なる新しい方向を打ち出している」と指摘したうえで（島内 2009 : 419）、『徒然草』と近代文学との関わりを樋口一葉の日記や佐藤春雄、小林秀雄の兼好観・徒然草観から島内は、「徒然草の中から兼好の姿を読み取った」と指摘している（島内 2009 : 426）。さらに、五味は、文学から日本の歴史を捉えている文献において、『徒然草』は「日本人の自然観や人間観を物語っている」と述べている（五味 2015 : 362）。つまり、『徒然草』によって、吉田兼好の思想を通して「モノ」の捉え方や考え方を導き出すことができる。

次の一説は『徒然草』の第十段の一文である。

よき人の、のどかに住みなしたる所は、さし入りたる月の色も、一きはしみじみと見ゆるぞかし。いまめかしくきららかならねど、木だちものふりて、わざとならぬ庭の草も心あるさまに、簀子、透垣のたよりをかしく、うちある調度も昔覚えてやすらかなるこそ、心にくしと見ゆれ〔ママ〕（今泉訳 1957：25-6）。

吉田兼好は、「差し込んでくる月の光も、一段としみじみとしたものに見える」と情景に対する感じ方を述べており、また「木だちがなんとなく古めかしくなっていて、とくに手入れをしたというでもない庭の草も、趣のある様子で、簀子縁や透垣の配置も趣があり、ただなんともなく置いてある小道具も、古雅な感じがして、落ち着いているものこそ、奥ゆかしく思われる」と庭や建物に対する受け止め方を述べている。このように地域資源を観るまなざしとしての地域の光とは、住居に対する人々の考え方や造作を示すものであり、建物から「コト」を観ることである。つまり、「モノ」から情景を感じとる考え方を示すものと考えられる。

『徒然草』の訳註者である今泉は「兼好の思想」を通して、「先行の時代思想・文学思想の流れに沿ったもの」で、「後世の思想・文学思想の駐留に介在するもの」であるとし、「われわれのものの見方、考え方もその大部分が徒然草を通してきている」そして「日本的な考え方がこの辺りからはっきりしてきた」としている（今泉訳 1957：355-57）。

次に、民俗学者である宮本は、『宮本常一講演選集 4 郷土を見るまなざし 離島を中心に』に所収されている「後継者の育成と推進員の社会的使命」（初出 1974 年）において次のように述べている。「古い民家があると、熱心にそれを見ている。それらを通していちばん知りたがっているものはなにかというと、人の営みなんです。かつて人々が生きていくためにどう暮らしてきたかということなんです」（宮本 2014b：69）。この一文からは、「民家」というただ建物を見るのではなく、建物から住んでいる人の暮らしを読み取るという行為を 1970 年代の日本人がしていたのである。つまり、日本人には地域資源という「モノ」を通してその地域に住んでいる人々の歴史や文化、暮らしぶりを観るというまなざしを持っていると考えられる。

以上のことから、古典文学、民俗学的な視点において「モノ、コト、ヒト」³をうかがい知ることができる。『徒然草』は、前述の通り時代の風潮の中で読み継がれてきたものであり、地域外の人々が「モノ」を通して観る風景観・風土観は、今もなお人々に継承されているものと推察される。

第2項 日本における観光の歴史的変遷

前項において、宮本の指摘から民衆の旅は鎌倉時代に遡ることができるのではないかと述べた。民衆の旅は、信仰によるもので熊野詣や伊勢参詣などがあり、江戸時代になると自由に旅をすることは許されていなかったが、一般庶民も寺社参詣の旅に出ることができるようになり、大衆化したのである。大衆化した要因としては、「伊勢神宮の御札を配ったり、参詣者のお世話をしていた御師を始めとする宗教者や商人、旅芸人など」により各地の情報が豊富になったことも人々が旅にでるきっかけであったと考えられる（岩井 2002 : 21）。また、岩井によれば、「参詣の旅は信仰のためだけでなく、情報交換の機会でもあり、そこで得た知識を自国での生活の糧として、生活文化を向上させた」と述べている（岩井 2002 : 22）。さらに、江戸時代には、『旅行用心集』という現在のガイドブック的なものが発行されている。岩井によると、『旅行用心集』は、1824年に「八隅蘆庵が書いたもので、旅行の心得はもちろん、道中携行品をこまごまと記している」ものであるとしている（岩井 2002 : 172）。現代における観光は楽しみを目的とするものである。では、いつから楽しみのお観光に変わったのか、柳田の『柳田國男全集 第4巻』に所収されている『青年と学問』の中の「旅行の進歩と退歩」（初出 1927年）から確認してみたい。

タビといふ日本語は或いはタマハルと語原が一つで、人の給与をあてにしてあるく点が、物貰ひなどと一つであつたのでは無いかと思はれる。英語などのジャーネーは「其日暮らし」といふことであり、トラベルは仏蘭西語の苦勞といふ字と、もう一つの言葉

³ 「モノ、コト、ヒト」とは、一般的に地域資源を捉える時に用いられる。なお、本論文における「モノ、コト、ヒト」とは次のような意味で用いる。「モノ」とは、地域の歴史・文化・地勢等から創出された有形なもの。「コト」とは、地域の歴史・文化・地勢等すべてを網羅した無形なもの。「ヒト」とは、地域資源の担い手のことを指す。ただし、経営学においては、「一般にヒト、モノ、カネ、情報の4つ」で表され、「情報のみが目に見えない経営資源（「見えざる経営資産」）であり、一般にはヒトやモノに一体化されている」としている。（伊藤 1997 : 11）。また、情報はヒトやモノに内包されるものとされている。

らしい即ち旅はういものつらいものであつた。以前は辛抱であり努力であつた。其努力が大きければ大きいほど、より大なる動機又は決意が無くてはならぬ。だから昔に遡るにつれて、旅行の目的は限局せられて居る。楽しみの為に旅行をするやうになつたのは、全く新文化の御蔭である〔ママ〕(柳田 1998 : 33)。

柳田は、旅と旅行という言葉で区別して使用しているが、旅は「ういものつらいものであつた」と述べているように苦しいものであるとしている。しかし、中世における旅の苦しさとは区別して捉える必要がある。一方で旅行は「楽しみ」を目的とするものであるとし、「新文化」によって楽しみの旅行に変化していったことを述べている。柳田がいう「新文化」とは、明治大正の頃からではないかと推測される。つまり、現代のような非日常の体験を楽しむための旅行という認識は、明治大正期に形成されたと考えられる。

昭和に入り、交通機関が次第に発達してくるとともに旅行が享受されてきたが、その範囲は一部の有閑階級に限られていた。その後、旅行が一般庶民に広がったのは、戦後、日本が焼野原から復興し、高度経済成長を成し遂げてからである。

1961年に国民所得倍増計画による高度経済成長期にあった日本は、国民所得の向上と自由時間の拡大、鉄道や道路など観光にかかわる基盤整備の進展によって、観光ブームが起こり、国内観光の大衆化と大量化、すなわちマス・ツーリズムの時代を迎える。マス・ツーリズムとは、安村によると、「大衆がレジャー活動としての観光に広く参加する現象をさす」ものであると述べている(安村 2001a : 18)。農村においても、観光農園や農村景観を観光資源とした農村観光が発展した(横山 1998 : 84)。これは、農村が持つ資源が観光の対象としてみなされるようになったということである。そして、観光地となった地域側の住民の日常生活に影響が出始めてくるのである。

1964年、東京オリンピックが開催された年に、この時代の観光旅行ブームについて、『宮本常一著作集 35 離島の旅』に所収されている『離島の旅』(初出 1964年)において宮本は次のように述べている。

今日観光ブームといわれているが、観光客がいったいどれほど観光地に住む人たちの邪魔をしないで寄与しているであろうか。その生活を破壊する側にまわってはいても、その生活を助ける側にまわっているものは少ない。これは観光が観光客本位のものであって、観光地はいつも利用される側にまわっていて、観光地が資本家の手によって植

民地化されているためである。〔中略〕地方の資本がのび、それが植民地主義に対抗して、地方文化・経済が自立できるようになってほしいものと念願する。その方策にたえられない限り、地方はいつも食べ物にされ、犠牲にされつつ、文化の恩恵というものをゆがめられた形でうけることになる（宮本 1986b : 284）。

民衆の生活から地域の文化や観光を考えてきた宮本は、資本家や観光客という外部の人たちによって地域が観光地となり、活用されているあり方について批判し、地域の文化や経済が自立できるようにするのが、本来の役割であると主張する。

さらに、観光ブームと同時に観光開発が各地で始められるようになり、外部の観光開発とそれを誘致しようとする地域の動きがみられるようになってくる。宮本は、『宮本常一著作集 2 日本中央と地方』に所収されている「日本列島にみる中央と地方」（初出 1964 年）において次のように述べている。

最近では観光施設に血の道をあげているところが少なくない、観光客が来さえすればその土地が発展するように考えてのことであるが、しかし観光施設ができて、地元の人でそこを利用し得るものは何人あるのであろうか。豪華な観光ホテルは都市から来た観光客のものであり、また観光客のおとす金は外部観光資本がもっていってしまう（宮本 1967 : 43）。

ここには、外部開発の批判と観光客を歓迎しようとする躍起になる地元住民に対する警告が含まれている。また、「観光客のおとす金は外部観光資本がもっていってしまう」ということは（宮本 1967 : 43）、地域経済の自立を支援するどころか、地域経済力を篡奪することにも繋がる。そして、宮本は地域文化のあり方に対して『宮本常一著作集 2 日本中央と地方』（初出 1964 年）において次のように述べている。

こうした明治以降の政策が地方資本を破滅させ、地方文化の発展の芽をとめ、地方の生産エネルギーをうばい、やがて国内植民地をつくりあげてきたのである。〔中略〕住民たちにとっては自らが生み出した文化ではなく、支配者に強いられ、また真似たものである。同様に、今日仮に新しい地方文化が存在するとしても、それは地方民の生み出したものではなく中央に真似たものであって定着性はない。たえず浮動している（宮本

1967 : 46)。

宮本は、中央と地方の関係のあり方と地域文化のあり方について問題提起をしている。これについては、柳田も『柳田國男全集 第2巻』に所収されている『時代ト農政』（初出1910年）の「関白」と題された序文の中で、次のように述べている。

現在日本の経済事情は決して一朝に発現したもので無いこと、従って一朝に之を更改し得るものでも無いことと、我国の如く交通の緻密な人口の充実した猫が屋根伝ひに旅行をし得るやうな国でも地方到る処にそれぞれ特殊なる経済上の条件があつて流行や模倣では田舎の行政は出来ぬ〔ママ〕（柳田 1997a : 236）。

つまり、地域ごとに暮らしや文化が異なっているため、中央の画一的な政策では対応ができないということであり、地域文化を尊重した形で、中央との関係性を模索していかなければならないことを示唆している。

その後、1970年代の「石油危機」を契機に国内観光は停滞から衰退傾向に至る。そこで、1970年、当時の国鉄（日本国有鉄道、現在のJR）の「ディスカバージャパン」など、観光誘致を図るデスティネーション・キャンペーンが全国的に展開されるようになる。この「ディスカバージャパンキャンペーンによって、旅行目的が多様化」するようになってきたのである（白幡 1996 : 56）。また、森田は、「ディスカバージャパン」キャンペーンによる観光資源の「ふるさと」像の形成を概観し、「1970年代の地方をかえりみるという動きには都市の延長線上にあり、都市と表裏一体の経済的課題や開発の問題を抱えた地方と、実態から遊離しイメージ化していく『ふるさと』という両方の側面が見て取れる」と述べ、観光によって生成された「ふるさと」像と現状の地方との関係を論じている（森田 2006 : 203）。井口は、「文化観光におけるマスツーリズム的要素が、大きくオルタナティブなものに比重を変えるきっかけをつくったのではないか」と述べている（井口 2015b : 33）。また宮本は、地域に外部資本が入り、地域の文化が失われ、自主性が失われてきたことに対して、『民俗学の旅』（初出1978年）において、オルタナティブな視点から「私は地域社会に住む人たちがほんとうの自主性を回復し、自信を持って生きてゆくような社会を作ってもらいたい」と述べている（宮本 1993 : 215）。また、外部的な開発は否定しつつも、『宮本常一著作集 47 新農村への提言Ⅱ』に所収されている「講演録 船形町における複合経営のあり方」（初出

1979年)において、「ハードウェアの観光施設も大事かと思いますが、人間と人間のつながりをもつような、そういう観光のソフトウェアを進めていただきたい」と述べている(宮本2006:318)。

1987年、総合保養地域整備法(リゾート法)が公布された。リゾート法によれば、リゾート地域とは「良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域」(第1条目的)と定められている(URL4)。リゾート開発は、日本観光のマス・ツーリズム化に3つの大きな変化をもたらしたのである。一つ目は、ホテル・ゴルフ場・スキー場の「リゾート3セット」と呼ばれるような、総合的で広域的な大型規模地域開発志向を重視する。二つ目は、リゾート法の「お墨付き」によって、既存観光地よりもむしろ、国立公園のようなリゾート地として潜在的価値の高い地域に広がりを見せたことである。三つ目は、既存観光地へもリゾート開発ブームは及び、すでにマス・ツーリズム化していた観光地にさらに大規模で総合的な開発がもたらされたことである。このような開発志向のマス・ツーリズムは、バブル経済景気の崩壊とともに衰退の過程をたどったのである。

これに危機感を感じた地域では、外発的な発想ではなく、生活に重点をおいた地域の自然・文化資源を持続的に観光活動に利用しようとするグリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムなど、オルタナティブ・ツーリズムと呼ばれるような観光形態が登場してきたのである。オルタナティブ・ツーリズムとは、マス・ツーリズムに代わるもう一つの観光形態という意味合いがある。観光研究においてオルタナティブ・ツーリズムという用語は、1980年代から盛んに用いられるようになったのである(安村2001b)。

1987年、World Commission on Environment and Development(国連環境開発世界委員会)は、報告書“*Our Common Future*”を発表し、その中で取り入れられた「持続可能な開発」という概念が注目された。この概念は、「環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要である」というものである(URL5)。この「環境保全を考慮した節度ある開発」を基に、サステイナブル・ツーリズム(持続可能な観光)という用語が観光論で用いられるようになっている。安村は、「オルタナティブ・ツーリズムとサステイナブル・ツーリズムは、南北問題と環境問題という2つの根本問題に対処するために出現した観光形態といえる。この2つの問題は、不可分に関連し合い、近代の高度化という時代の趨勢に関わるので、併せて近代問題(modern problems)と呼ぶことにし、オルタナティブ・ツーリズムとサステイナブル・ツーリズムは、ともに近代化問題という同一の原因から出現した同一の事実とみなされている」としている(安村

2003 : 9-11)。したがって、オルタナティブ・ツーリズムは、マス・ツーリズムから派生した問題であり、サステイナブル・ツーリズムは環境問題であるといえる。グリーン・ツーリズムは、この2つの問題を克服するものであり、地域の環境を持続的に保全し、そこに住まう人々の文化を理解し、尊重しながら持続可能な観光の展開がなされなければならないのである。そして、何より重要なことは、地域主導型でなければならないのである。

近年においては、観光庁により「ニューツーリズム」の提唱がなされ、グリーン・ツーリズムなどの体験・交流型の観光形態は、地域の特性を取り入れることにより地域活性化に繋がるものとして期待されている。片山が述べているように、「今日の観光は、ニューツーリズムの進展とともに、『地域』が主導権を持つ構図になったと理解することができる」といえる（片山 2015 : 53）。すなわち、地域の環境と暮らしの文化と観光の鼎立を考えた持続可能なツーリズムであることが重要である。

第3節 グリーン・ツーリズムの先行研究

前節において、観光の歴史的変遷と社会的背景からオルタナティブ・ツーリズムの一つとしてグリーン・ツーリズムが登場してきた流れを述べた。現在、グリーン・ツーリズムは農山漁村の各地域に広がりを見せてきている。こうした背景には、政策的な広がり、農山漁村の担い手不足や地域活性化があげられるが、来訪者が地域に与える様々な影響などもある。本節では、日本におけるグリーン・ツーリズム研究の整理を行う。

まず、グリーン・ツーリズムという言葉に含まれる意味合いを説明し、地域活性化を主眼とするものと、農山漁村の文化的資源の活用を主眼とするものに大別して先行研究の整理を行い、現状の把握と限界点について確認する。

第1項 グリーン・ツーリズムの含意

まず、グリーン・ツーリズムという言葉に含まれる意味合いを確認する。横山によれば、「グリーン・ツーリズムの’ Green ‘とは、単なる緑色の森林や緑色の大地を意味するもの」ではなく、「環境破壊に対する批判と問題解決のための行動意識を含んでいる」と述べており、「マス・ツーリズムの拡大に伴う環境問題に対する反省」があったと指摘している（横山 1997 : 164）。つまり、マス・ツーリズムがもたらした地域の自然や人々に対する尊重や配慮に欠けた旅行者の行動を見直し、自然との共生、地域に暮らす人々の生活との共生を考えたものでなければならないのである。また、青木辰司は、「環境保全や社会・文化の持続

可能性の確保という意味が『グリーン』には込められていることを看過すべきでない」と述べている（青木辰司 2004：32）。グリーンに含まれている要素を考えると、自然資源を活用する自然的要素と地域文化の資源の活用という文化的要素、そして農山漁村における産業を活用するという産業的要素の3つがあげられる。そしてグリーン・ツーリズムは、地域の自然、文化、第一次産業の持続可能性を考えた観光でなければならないのである。

したがって、グリーン・ツーリズムには、訪れる地域の景観保全に加え、地域の人々とのコミュニケーションを図り、郷土料理や農業体験などを通して地域の社会と文化を理解し共創することが含まれると言える。すなわち、グリーン・ツーリズムはオルタナティブ・ツーリズムでなくてはならないことが、意味合いに含まれていることは明らかである。また、農山漁村地域の社会や文化が向上していくための観光でなければならないと考えられる。

第2項 地域活性化の視点からの先行研究

グリーン・ツーリズムは、ヨーロッパで行われていた取り組みをモデルに日本に導入されたものであるが、その研究は、ヨーロッパのグリーン・ツーリズムの理念を継承しつつも、日本型グリーン・ツーリズムを構築しようとするものになっている。この日本型グリーン・ツーリズムを経営的な視点から構築しようとしたものに宮崎猛、青木辰司らによる研究成果がある。宮崎は、「地域経営型グリーン・ツーリズム」を提唱し、「農家グループ、集落（村落）共同経営、JA、地域団体等による第三セクター営の地域経営体」による運営が適していると指摘している（宮崎 2002：37）。それに対して青木辰司は、小規模な農家が多い日本においては、民宿、農家レストラン、体験施設などネットワークを結んで一定の規模を確保するという「広域連携型グリーン・ツーリズム」を提唱している（青木辰司 2010：48-9）。それに関連した研究として、若原幸範のものがある。若原は、諸個人・諸団体の利害関係を越えた地域全体の問題解決としての「ネットワーク型」の組織を形成することで、地域内の多様な主体によるネットワークができ、地域づくりにつながるとしている（若原 2009：159-77）。

次に、グリーン・ツーリズムを捉える視点として、都市側、農村側、環境問題の3点をあげる。

1点目に都市側の視点を述べる。井上和衛は、ライフスタイルの変化がグリーン・ツーリズムの前提条件になっていることをあげ、都市住民のニーズとして、「自然とのふれあい」、「ストレス解消・健康増進のための農業体験」さらに「教育的観点」から注目されていると

述べている（井上 2002：40-1）。その中でも教育的観点に注目した佐藤真弓は、『都市農村交流と学校教育』という著書において、学校教育としての教育効果と受入農村側における影響に分けて考察をしている（佐藤 2010）。

2点目の地域側からの視点について整理する。山崎博光は、女性の活躍に注目して、農家レストラン、農家民宿、直売所などグループでの動きが「現代の『ユイ』（相互扶助活動）」という新しい地域コミュニティができるという社会的効果をあげている（山崎 2004：36）。さらに宮城道子は、「食の生活文化や技術の継承」や「地域固有の価値に気づく」という農村生活の再評価や再発見という側面もあるとしている（宮城 2008：115-17）。また、吉川光洋は、地域内におけるIターン者の役割に関する論考で、外部者の目線での地域資源の捉え方が体験メニュー作りや企画に活かされることにより、観光や地域活性化の発展に寄与できるとしている（吉川 2005：55-9）。一方、経済効果についての議論も活発に行われている。例えば、霜浦森平・宮崎猛は、京都府美山町を事例としてグリーン・ツーリズムの展開が地域内の他の産業へ波及効果を及ぼし、基幹産業を支えていると指摘している（霜浦・宮崎 2002：13-14）。また、中澤純治・山崎真弓は、高知県における農家民宿等の取組から経済性について考察を行っている中で、「地域経営型グリーン・ツーリズム」として、「地域内のくらし全般に波及する仕組みを構築しつつ」とあり、地域内における経済効果を述べているが、先進事例の長野県飯田市の取組の「オマージュ」にすぎないとしている（中澤・山崎 2008：89）。地域活性化としてのグリーン・ツーリズムを考えると、地域経済への影響を評価することに重きが置かれており、各地で先進事例を参考にした取組がなされていることは注目すべきことであろう。しかし、地域が異なれば、経済状況や風土、文化も地域により異なるにもかかわらず、文化的な側面について研究されているものが少ないのが現状である。

3点目の環境保全としては、外発的な観光開発から地域資源を活かした内発的な視点から環境保全が叫ばれるようになったことがあげられる。青木辰司が、ランドワークによるグリーン・ツーリズムを提唱しており、「生活基本要件である自然環境や地域社会を整備・改善していく活動」としている（青木辰司 2004：13）。これに関連するものとして鈴木による研究がある。鈴木茂は、愛媛県東宇和島郡城川町で行われている花一杯運動（年間20万本の花を植え、地域を花で一杯にしようという取り組み）を例にあげ、美しい農村景観を保全することで観光客を呼び込もうとする取り組みの現状について事例考察をしている（鈴木 2001a, 2001b）。

また、政策的な問題についても議論し始められている。青木辰司は、「環境省、国土交通省、農水省の縦割りの政策展開に留まっていること、政策立案が十分な政策検討の下になされていないことの限界がある」と指摘している（青木辰司 2008：163）。一方で、青木隆浩は、1992年に農林水産省構造改善局（現、農村振興局）を主体とした公共事業の一部として見解を示しており、政策そのものに問題があるのではないかと指摘している（青木隆浩 2005：14-16）。つまり、政策が縦割り行政の中で省庁ごとの政策展開がなされていること、政策立案の史的展開に問題があることがあげられ、現行の政策では限界があるという見方がされている。

以上、地域活性化の視点から先行研究を整理したが、その内容は地域活性化政策に主眼が置かれ、地域文化の保存や活用を通して、地域文化の活性化や利活用を試みようとする研究にまで言及されていない点に、この先行研究の限界を見出すことができる。

第3項 農村文化的な視点からの先行研究

農村文化的な視点からのアプローチには、農村社会学と民俗学の領域において、研究の蓄積がなされている。以下では、各領域において議論されている視点を整理し確認をする。

高度経済成長期に、農村にもたらされた産業の衰退や文化の喪失により、今まで農村社会の内部を研究対象としてきた農村社会学においては、外部との結びつきとの関係性なども含む研究へと幅を広げていき、地域側の立場から観光へのアプローチをするような研究が進められてきた。社会学からのアプローチには、観光社会学の古典でもあるジョン・アーリー（John Urry）の観光のまなざし論（tourist gaze）を手掛かりとしながら論じられている。アーリーによると、「観光のまなざしとは、日常生活からかけ離れた風景やまちなみに向けられるものである（The tourist gaze is directed to features of landscape and townscape which separate them off from everyday experience.）」としている（Urry 2011：4）。このアーリーの「まなざし」の概念を手掛かりにしたものとして立川雅司の論文がある。立川は、外部からのまなざしによって、農村空間や文化資源に価値を見出してきたとし、都市住民が観光の対象としての「消費のまなざし」と農村振興を始めとしたグリーン・ツーリズム政策にみられるような「政策的まなざし」の2つが向けられてきたとしている（立川 2005：7-39）。この立川の消費としてのまなざしに関連づけたものとしては、矢部賢一が、グリーン・ツーリズムについて、農村空間が商品化され、地域住民のもつイメージや伝統・地域資源などとの相互作用について明らかにしている（矢部 2005）。

次に、民俗学からのアプローチについての先行研究を確認する。民俗学における観光研究について森田真也は、「民俗」、「伝承」、および「伝統」という概念そのものが自明性を消失したことをあげ、観光の現場ではこれまでであったものが、新たな意味づけをされ、観光資源として活用されること、それまでなかったものが新しく「伝統」や「民俗」として創造されること、そして、一度壊れたものが再興されていると述べている(森田 2003:96)。つまり、観光によって従来の「民俗」、「伝承」、および「伝統」がゆがめられ観光商品化してしまうということである。グリーン・ツーリズムにおいても農業を基盤とした民俗文化が観光の対象になることによって、本来あるべき姿を失うことである。このような現象は、フォークロリズムという概念のなかで議論されてきた。岩本通弥によれば、このフォークロリズムとは、「素朴さを『書き割り』的に装うことで伝統らしさを感じさせるような、表象的な伝統文化を指すもの」である(岩本通弥 2003:270)。川森博司は、岩手県遠野市を事例としてあげ、観光客たちの日常生活の中で失われてしまった「ふるさと」のイメージの体験をグリーン・ツーリズムに求めていると述べている(川森 2003:107)。また川森は、グリーン・ツーリズム発展の背景となっている点について、欧米的なライフスタイルの浸透、文化ナショナリズムが要因となっていると述べている(川森 2007)。さらに岩本は、「政治によってアジェンダ設定されたものであり、フォークロリズム、特に都会人のノスタルジア等を媒介させた文化ナショナリズムである」としている(岩本通弥 2007:173)。文化ナショナリズムとは、吉野耕作によれば、「ネーションの文化的アイデンティティが欠如していたり、不安定であったり、脅威にさらされている時に、その創造、維持、および強化を通してナショナルな共同体の再生を目指す活動」としている(吉野 1997:11)。岩本は、このフォークロリズムの現象を、社会的経済的背景の中で政策的意図が作用しているのではないかという問題のもと、文化政策へアプローチしている(岩本通弥 2003, 2007)。特に、「ふるさと文化再生事業」を中心とした関連政策に注目して民俗文化の資源化について述べている中で、文化庁の所管する「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(いわゆる「おまつり法」)にあげられている「地域資源」と、農林水産省の「農の多面的活用」と混同がみられる(岩本通弥 2003, 2007)。さらに、山下祐作も指摘しているように、「政策や施策を論じる際、農業・農村の多面的機能と地域資源、この両者の混同は決して許されるものではない」と述べている(山下 2005:36)。また、民俗の資源化について岩本は、「国が現在掲示する地方振興策・文化振興策は、イコール観光化であって、もはや観光化しかその方策を示していない」と述べている(岩本通弥 2003:251)。これに対

して、山下は、地域振興や文化振興が重要な要素となっているのは事実であるが、その議論が観光に偏っていると指摘する（山下 2005）。

以上、農村文化に関わるアプローチをみてきたが、高度経済成長における「ふるさと」に対するまなざしや農山漁村における各地域に存在していた民俗文化が失われていく中で、民俗資源が観光客に見せるために利用されている危険性について議論されているが、観光客をいかに納得させかつ観光利用させないような具体的な文化政策のあり方や、そうした文化政策の意義・背景について先行研究では、言及はなされていない。問題点を解決するための代案が提示されていない点に、研究の限界があるものとする。

第4項 まとめ

先行研究の視点は、地域活性化政策の研究を主眼とするものと、社会学・民俗学からは地域の民俗・文化資源を観光目的で利用することに対する危険性を主張するものの2つに大別することができた。

まず、地域活性化研究の中では、ヨーロッパのグリーン・ツーリズムの理念を継承しつつ、日本型グリーン・ツーリズムとしての最適な運営方法として、地域全体で経営するという視点を持った宮崎の「地域経営型グリーン・ツーリズム」と、さらに青木辰司の日本に特徴的な小規模農家の多さを宮崎の視点に加えた「広域連携型グリーン・ツーリズム」の2点がある。また、教育的観点と農村との交流に着目した佐藤の議論、農村女性の社会参画促進とそれによる地域活性化の側面に着目した山崎、地域の周辺環境整備・改善活動の一環であるとした青木辰司の議論をあげた。これら地域活性化政策としてのグリーン・ツーリズムを考えると、地域経済への影響を評価することに重きが置かれ、その評価は観光客の入込数や直売所における売上高という数量的指標によって論じられる。一方、数字では表すことができない、いわゆる農業がもつ多面的機能の一つである「文化の伝承」に関する効果については研究はなされていない。農村には農村なりの、山村には山村なりの人々の暮らしぶりがあるはずで、それをいかにしてグリーン・ツーリズムを通して訪問者に伝えていくのか、地域の基盤となる文化的意義や文化的な効果についても地域活性化政策研究には必要な視点であるものとする。

次に、社会学・民俗学からの研究の視点を概観すると、外部、特に都市住民からのまなざしが観光という名の消費の対象として農村空間や文化資源を捉えるようになってきたこと、これによって農村空間が商品化され地域の伝統や地域資源への影響について述べた立

川・矢部の論文がある。この2者については、農村空間が商品化されることについての議論は特にしていないようであるが、民俗学からは森田が「民俗」、「伝承」、および「伝統」という概念が観光化されることにより自明性を消失し、新たな意味づけがなされ「伝統」や「民俗」として創造されるという点に言及している（森田 2003：96）。こうした新たに創造された「伝統」や「民俗」については、川森が観光客の非日常体験としての「ふるさと」をグリーン・ツーリズムに求めていると指摘をしており（川森 2003：107）、そうした観光客がグリーン・ツーリズムに求めるものを文化政策の一環として国が行っている点に岩本、山下らの議論がある。特に、山下は「政策や施策を論じる際、農業・農村の多面的機能と地域資源、この両者の混同は決して許されるものではない」として、国の施策を批判している（山下 2005：36）。こうした社会学や民俗学からのアプローチを考えると、現行の政策に対する研究や批判はなされてはいるが、本来あるべき伝統や民俗の価値を保存しそれをいかにして観光客に説明をし、見せていくか、そのための政策はどうあるべきかについての議論が欠けている。文化政策の政策を論じる以上、研究者としては政策をただ論じるだけではなく、具体的な代案としての政策を提示するべきと考える。

本論文では、こうした先行研究で見た限界点への接近を試み、農山漁村における文化的側面に基軸を置いたグリーン・ツーリズムの今後のあり方について述べてゆく。そのために、農山漁村の文化的側面を考察してきた学問である民俗学的視点を文化政策の枠組みの中で援用する。民俗学の立場から観光と地域づくりに関して実践的に取組んできた人物として宮本常一がいる。次節では、宮本常一の視点を手掛かりとして論を進めてゆくこととする。

第4節 観光と地域づくり—宮本常一の視点から

第1項 宮本常一と旅

宮本常一（1907～1981）は、山口県大島郡家室西方村（現在の周防大島町）出身の民俗学者である。1929年、大阪府天王寺師範学校卒業後、小学校教育に従事する。1931年、宮本は、柳田國男に師事し、1939年から渋沢敬三のすすめによって、渋沢敬三主宰のアチックミュージアム⁴に入り研究員となる（宮本 2008）。1962年まで渋沢敬三のもとで生活を送り、その後、1965年、武蔵野美術大学教授となった。1966年には、近畿日本ツーリストによっ

⁴ アチックミュージアムとは、渋沢敬三が設立した民具の収集と研究を中心とした研究機関である。1942年には、日本常民文化研究所と改称した（宮本 2008：124）。詳しくは、『宮本常一著作集 50 渋沢敬三』を参照。

で設立された日本観光文化研究所の所長となった（宮本 1993）。

宮本は、日本各地をくまなく歩き、そして、地域住民の視点で調査旅行を重ねたのである。佐野真一の『旅する巨人』には、「七十三年の生涯に合計十六万キロ、地球を丁度四周する気の遠くなるような行程を、ズック靴をはき、よごれたリュックサックの負い革にコウモリ傘をつり下げて、ただひたすら自分の足だけで歩きつづけた。泊めてもらった民家は千軒を超えた」と述べられている（佐野 2009：10）。宮本にとっての旅とは、「学ぶものであり、考えるものであり、また多くの人々と知己になる行動であると思っている。そしてともすれば固定化し、退嬰化していく自分の殻をやぶる機会をつくるものだと思っている。旅をしてたのしいのはよい人の心にふれることである」と述べている（宮本 1986a：335）。

このように、宮本は、旅から学び、訪れた地域を理解し、地域で起こっている問題解決を共に考えるものであるとしている。さらに、旅を通して地域の人々やゆきかう人々に出会う中でそれぞれの地域の暮らしを見つめ、地域の発展を考えた実践を民俗学の領域の中で科学的に考え問題を解決しようとしたのである。それ故、地域振興や観光振興などにも力を注いでいる。地域の観光文化政策を考えていくうえにおいて、宮本の視点は示唆に富むものが大きいと考える。次に地域振興と農山漁村の観光振興について論じてゆく。

第2項 グリーン・ツーリズムの視点

本項では、旅から農山漁村の観光振興について宮本が考えてきたことを中心に述べる。

先述した通り、高度経済成長を機に旅行が盛んになってくるにつれて、宮本が農村や社会における観光振興について問題意識を持っていたことは明らかであるが、今日のグリーン・ツーリズムにもつながる視点を持っていたことも次のことから明らかである。『宮本常一著作集 12 村の崩壊』（初出不詳）においては、「都市が異常な過密現象をおこすにつれて、その息苦しさからのがれるために、単なる観光旅行をするのではなく、一定の土地に何日間かをのどかに過ごしたいと希望するものはふえつつある。そのとき農山村はもう一度検討されることになるであろう」（宮本 1972a：60）。つまり、ストレス解消や健康志向などにより都市住民のまなざしが農村に向くようになることを指摘している。さらに、「観光客をただ受け入れるだけでなく、この人たちの英知を利用して、地域開発に一役買ってもらうようにすることも、都市と地方を密接に結ぶ契機になる」と述べている（宮本 1972a：61）。これは、観光によって地域づくりを行うことを指摘している。また、『宮本常一著作集 31 旅に学ぶ』（初出 1969 年）において、「旅本来の姿は自分たち以外の民衆を発見し、手をつな

ぐものであったことを忘れてはならない。昔はその中に自分を、また世の中を発展させる要素を見出していったが、いまもそのことはかわりない」と述べている（宮本 1986b : 242）。さらに、宮本は、マス・ツーリズムに代わるオルタナティブなツーリズムの旅が次第に現れてくることを次のように述べている。

これからの旅行は次第に大きく変わってくると思われる。生産の機械化、交通機関の整備その他によって労働時間は次第に短縮して、レジャーの時間がふえて来るについてその利用がいろいろ工夫せられるようになるであろう。そしてあわただしい旅ではなく、ゆっくりとしたのしむ旅が必然的にふえて来るであろう。そうした旅は豪華なもののみを追うのではなく、おちつきのある、家族を中心にし、しかも費用はできるだけかけないように計画せられるようになるであろう。学生たちの間には夏季爽涼な地方に民泊して勉強する風潮の流行を見ている。それは地元の人にも歓迎され、また観光のために地元が荒らされることも少ない。こうした長期滞在の旅が学生の社会からさらに広がっていくのではないかと思う。つまり、あたらしい旅行の仕方のすべては若者に芽生えつつあるのだが、それがまだ正しい意味で観光施設の上には何ほども反映していない。健全な旅行が健全な文化の発達に大きく貢献するものであるならば、もっと本格的に観光のあり方を検討していいのではないかと思う（宮本 1975 : 80）。

宮本は、地方でゆっくりと過ごす落ち着いた旅で個人旅行が増えてくると述べており、そうした風潮は学生を中心に起こっていると述べている。そうした旅が地域住民にも受け入れられ、農山漁村の文化的な保護や活性化にもつながると指摘している。

また、宮本は『宮本常一講演選集 5 旅と観光移動する民衆』（初出 1978 年）において、地域の観光政策について次のように述べている。「見せるためにやっておるのではなくて、その土地がほしがっておりますのは、安心してそこに住める、それにわれわれがどう触れるかということになるのではなかろうか」（宮本 2014c : 72）。宮本は、一貫して地域の観光のあり方は持続的なものでなければならず、地域の住んでいる人のための観光、すなわち地域づくりでなければならないことを指摘している。農山漁村においても、農業を大事にしつつ、観光を取り入れるという現在のグリーン・ツーリズムにもつながる発言をしていることは注視するところであろう。

しかし、現在、各地の実践において宮本の意図しているような地域づくりとは事を異にし

ている。例えば、観光客のために建設された物産品を取り扱う施設や各地で同じように行われている画一的な体験メニューなどがそれである。その地域でなくてもどこにでもある一種のテーマパーク化した観光地づくりとは逆の地域の文化資源を活用した独自の展開を図っていくことを宮本は示しているのである。観光客のためではなく、地域に住まう普通の人々に注目した宮本の視点は、地域観光文化政策を考えるうえにおいても重要であると考えられる。

ではなぜ宮本は、農業などの地域の産業を基盤としたうえで、観光推進を図ることを目指していたのかについて次項の地域振興の旅から見てゆきたい。

第3項 旅と地域振興

宮本の旅は、農業や山村、離島などそれぞれの地域に暮らす人々の生活の向上を図るために、農業技術を伝え、地域づくりの知恵を伝えてきたことにある。戦中、戦後にかけて宮本は、大阪府農務課に籍を置き、府内の篤農家や農業試験場などの調査を実施している（宮本 1993）。その後は、離島振興法⁵の制定にも関わり、離島振興協議会の事務局長も務めているのである（宮本 1993）。

本項では、離島を中心に宮本が実践した地域振興について論じてゆく。『宮本常一講演選集 4 郷土を見るまなざし 離島を中心に』に所収されている「種子島の開発構想」（初出 1966 年）において、宮本は、種子島の地域振興策について地域住民に向けて提言を行っている。種子島は、周知のようにポルトガルより鉄砲が伝来したところで知られている地域である。宮本は、「鉄砲が種子島に伝来したというだけならなんの意味もない。それを機に、島の人びとが努力して自分らの手で鉄砲を製造したことに意味がある。」と述べ、「皆さんの先祖は高い文化を持った人たちであった」と地域が持つ資源や地域の誇りを自覚するよう伝えている（宮本 2014d : 30）。そして、地域振興のために、産業の発展を第一にあげ、「農業と商店が手を結び、共存共栄の精神で進まなくてはならない」と述べている（宮本 2014d : 31）。サトウキビの生産と加工の推進と和牛の飼育などを提言している（宮本 2014d）。さらに、観光振興についてもいくつか提言をしており、「鉄砲伝来にちなんだ文化遺産を中心に博物館」の建設、「国立公園の指定」や宿泊、飲食店などの可能性について伝えている（宮本 2014d : 40）。いずれにしても、地域住民が議論したうえで自主性を持って地域の発展を

⁵ 離島振興法は、1953年に制定された法律で、生産基盤及び生活環境の整備を図り、地理的及び自然的特性を生かした振興を図ることを目的として制定された法律である。

考えることが重要であると述べている。

次に、佐渡における八珍柿の例について述べる。『宮本常一講演選集 4 郷土を見るまなざし 離島を中心に』に所収されている「本土における離島振興」(初出 1967 年)において、沖縄で行われた講演会で宮本は、佐渡で栽培されていた八珍柿を基幹産業として価値を見出し、地域の人々が協力して山林を伐採し、柿を植え、栽培したことを契機として、生活が成り立つようになったことについて述べている(宮本 2014c)。

このように宮本は、各地の講演会で事例を取りあげて地域の持つ資源やどのように地域振興を図っていけばよいのかを提案している。その提案においては、産業をベースとした発展を常に基本としている。つまり、産業をベースとした発展には、常に自主性を伴うと考えていたと思われる。宮本は、「自主性というものは、自分らがものをつくり出して、つくり出したものが適切に評価せられて、市場へ消化されたときに生まれてくる」と述べている(宮本 2014c : 118)。したがって、産業を大切にしながら、地域が自律していくための振興策について各地を旅しながら地域住民に伝えていたのである。

以上のように、地域住民が自律していくために、宮本の地域振興の旅は、民俗学に内在している科学的側面と地域の暮らしを歩く中における実践から生まれる問題点を克服するために政策と結びつき、地域の暮らしを改善していこうとしていた視点は、現代における政策科学的な側面を持ち合わせていると考えることができるだろう。

第5節 小括

本章においては、文化政策としてのグリーン・ツーリズムを位置づけたうえで、グリーン・ツーリズムの先行研究について整理し確認した。また、日本における「旅」の価値観の歴史の変遷を説明し、「観光」の視点を「徒然草」の中に見る事ができるとした。そこでは、日本人が地域資源を見るまなざしが、「モノ」を通じてそこに生活する人々の暮らしぶりを、すなわち「コト」見るものであるとし、こうした姿勢が本来の「旅」そのものではないかとした。

一方、民俗学者・柳田國男は、こうした「旅」は「ういもの」であり、中世においては一部の有閑階級だけがその醍醐味を享受することができたため、これが楽しいものである「旅行」に変化するためには、明治・大正期を待たなければならなかった、と指摘した。これは国内の交通機関が発達したことが大きな要因だが、楽しいものである「旅行」に変化したことが「旅行」の大衆化を招き、マス・ツーリズムの時代へと突入していくことになる。マス・

ツーリズムの時代では観光開発がいたる所で発生し、宮本常一は、「地方資本を破滅させ、地方文化の発展の芽」をとめていることに警鐘を鳴らしている（宮本 1967：46）。事実、バブル崩壊以後、日本の観光地から観光客が遠のき、これに危機感を抱いた各自治体は外発的な発想ではなく、生活に重点をおいた地域の自然・文化資源を持続的に観光活動に利用しようとする、グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムなどのオルタナティブ・ツーリズムと呼ばれるような観光形態を取り入れるようになってきた。

このグリーン・ツーリズムはヨーロッパで展開されているものを参考に日本に導入したものであるが、導入の背景として、都市住民が消費の対象として農村空間を捉えるようになっていたことと、農山漁村振興の一環として捉えられるようになっていたことがあげられている。グリーン・ツーリズムの先行研究では、こうした農山漁村の地域振興の側面を地域活性化の視点とし、都市住民のまなざしが農山村の景観や文化的側面に向けられていることから農村の文化的側面からの視点を持つものとして、2点に大別して整理をした。まず、地域活性化の視点としては、運営形態のあり方の提案や新たなコミュニティの創出、地域づくりに繋がる取り組みがなされていることが確認できた。次に、農村文化的な視点としては、農山村に住まう人々が織りなしてきた文化が、地域住民のためではなく、地域資源が観光商品化してしまい、本来の姿を失っており、さらに政策によって、一層、地域資源の観光商品化が促進されていることが明らかになった。また、文化資源の活用という側面から、文化政策についての議論も行われつつあるが、文化政策の意義や背景については、言及されておらず、問題点を解決するための新たな方策などは明確に示されていない点に限界点があるものと考えられる。

一方、宮本常一は、高度経済成長期において地域住民のまなざしが、農村に向かうようになることを示唆しており、今日のグリーン・ツーリズムにつながる観光のあり方を述べている。宮本は、地域文化の発達のための観光、地域に住んでいる人たちのための観光でなければならないという、地域づくりとしての観光の推進を一貫して主張している。そこで宮本は、地域の文化資源に価値を見出し、住民が地域に対して誇りを持ち、自律していくための地域振興や観光のあり方を提示し、地域の課題解決に向けた実践的活動を行ってきた。このような実践的活動から生まれた民俗学的知を継承していく必要がある。

こうした先行研究では、地域住民のための自律した社会形成のために農業・農山村文化の文化を取り入れた観光政策の必要性について論じられているものは少ない。つまり、地域に住んでいる人のための観光、すなわち地域づくりである必要性について言及されていないの

である。その点でグリーン・ツーリズムは、地域文化に触れることができるものである。

本論文では、先行研究で欠けている視点を補完し、観光文化論や農村振興に留まらない、地域づくりとしての観光という視点に立脚したグリーン・ツーリズムの展開として捉えることで、文化政策の視座に基づくことができると考える。そして、地域において昔から継承されてきた文化に観光客と地域住民が共感し、保存と活用の方策を見出し策定していくことが重要であるものと考ええる。

第2章 農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズム振興策の変遷

地域の観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムを検討するにあたり、関連する国の政策について、グリーン・ツーリズムがどのような位置づけとされてきたのか、農山漁村が持つ文化をどのように捉えてきているのかを明らかにし、問題点と課題を示す。

そこでまず、関連する国の政策としてどのような政策が実施されてきたのかについて、次の3つに分類して整理する。1つ目は農林漁業政策、2つ目は国土政策、そして3つ目はその他の省庁の政策である。さらに、1992年のグリーン・ツーリズムが提唱される以前と以後にわけて概観する。提唱以前については、前章において宮本の視座から観光のまなざしが農村に向けられるようになった1997年頃の高度経済成長期の時期から考察することとする。

第1節 農林漁業政策からの政策動向

第1項 グリーン・ツーリズム提唱以前

都市の過密化と農山漁村の過疎化が顕在化してきたことにより、最初に山村において、経済社会の健全な発達を促すことを目的とした政策展開が進められてきた。

1997年、全国山村振興連盟諮問委員会により、「山村の振興と開発の課題」と題する答申書が出されている。この答申書には、山村地域に次のような役割が新たに期待された。

山村地域は、森林、湖沼等の優れた原始自然をもつのみでなく、開発された草地、耕地等も優れた景観が多く、それらはすべて今後の国民生活に欠くことのできない緑地空間、レクリエーション空間として貴重なものとなっており、山村地域の価値は今後再評価されなければならない。山村地域は、この優れた自然を長期にわたって保護保存し、経済社会の健全な発展に寄与すべき大きな国家的役割を担わなければならない（全国山村振興連盟諮問委員会編 1970：3-4）。

つまり山村には、自然とそこに暮らす人々によって長年築かれてきた景観が残っており、それを再発見、評価して、その地域資源を観光に活用すること、そして、自然を保護・保全し、山村地域の経済社会活動を図ろうというものである。

ここで、観光と経済社会活動について、答申書を確認する。まず、観光については、道路や観光施設というインフラ整備があげられていることに加え、宿泊施設においては民宿が重要視されている（全国山村振興連盟諮問委員会編 1970）。これは、「観光による消費が直

接住民に浸透するという意味」において重要な役割を果たすと考えられる（全国山村振興連盟諮問委員会編 1970：30）。それに加えて、観光開発として「観光農牧場、レクリエーション農場、もぎとり果樹園などの整備」も直接住民の経済活動や生活の基盤の手段としてあげられている（全国山村振興連盟諮問委員会編 1970：31）。次に、経済社会というのは、「生産機能を高め、住民福祉の向上をはかる」ことと述べられている（全国山村振興連盟諮問委員会編 1970：11）。また、こうした開発や振興においては、「地元住民の自主的志向に基づいて行われるよう考慮」して計画や実行する必要性について述べられている（全国山村振興連盟諮問委員会編 1970：14）。さらに翌年の1971年には、山村振興対策審議会調査研究部が「新しい山村対策を求めて」という報告書の中で、「悪化する都市環境と精神的緊張のなかで生活している都市住民にとっては山村の美しい自然と景観にかこまれながら緑といこいを求め肉体的、精神的休養と保健をはかる」という役割を特に示している（全国山村振興連盟編 1977：428）。

1978年には、山村振興対策審議会の「魅力ある山村づくりをめざして」という意見書において、「山村は、我が国民族文化の発祥の地」という一文が追加され、従来から言われていた「農林産物の供給、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全」の役割に、「歴史的、文化的所産の保全」が加えられている（国土庁地方振興局 1978：110-11）。この意見書では、山村が果たす歴史的・文化的な役割として、次のように述べられている。

山村には、史跡、遺跡、民族文化等の歴史的、文化的所産が数多く、残されており、こうした環境下において、人びとが自然に働きかけ生産し生活する山村は、日本民族の心の故郷として、分業化社会における人間生活の見直しの場として、また健全な青少年の育成の場として重要であり、我が国の文化的、社会的安定性を確保する上で極めて重要なものとなってきている（国土庁地方振興局 1978：111）。

つまり、この意見書には、歴史的、文化的な役割として都市住民、都市の青少年との交流の推進が政策として書かれていることがわかる。

一方、当時の農林省（現在では農林水産省）の政策としては、1972年に自然保養村整備事業を開始し、「農山漁村の自然環境の保全及び活用並びに地域の特性に即した観光の林漁業の計画的組織的な推進、農林業資源の多目的な利用及び、農山漁村の環境の整備を行う」こととし、「都市生活者等に対し、農山漁村の自然環境及び林漁業に親しみ、これらに対す

る理解を深める機会を高めつつ休養する場を提供する」という新たな活用が見出された（全国農業構造改善協議会編 1975：1）さらに、農林業の近代化を目的とする構造改善事業でも展開され始めた。したがって、農業・林業・漁業という産業以外の価値を見出し、観光資源として活用することが、求められるようになったことが明らかとなった。

第2項 グリーン・ツーリズムの政策提言以降

グリーン・ツーリズムという言葉がはじめて政府の政策として登場したのは、1992年に農林水産省が発表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」という新政策の中でのことである。そこにおいては、「地域全体の所得の維持・確保を図る観点から多様な就業の場を創出するため、農村工業等のほか、地域のリーダーシップを発揮できる人材の育成・確保・地域内発型の農林水産関連産業の振興、都市にも開かれた美しい農村空間の形成にも資するグリーン・ツーリズムの振興を図る」こととして位置づけられている（農林省統計調査部編 1992：43）。そして、1994年には、「農山村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（略称「農山漁村余暇法」）が制定されたことにより、体験施設等の基盤整備と「農林漁業体験民宿業の登録制度」が法的に位置づけられた（URL 6）。この農林漁業体験民宿の登録は、法律が制定された翌年の1995年から実施されている⁶。また、1998年には、「農政改革大綱」（URL 7）、1999年には、「食料・農業・農村基本法」の第36条の中に、都市と農村の交流の促進という形で、都市住民を対象とした農業・農村への理解を深めることや雇用の創出、さらに農地の多面的利用という観点から述べられている（URL 8）。

近年では、2015年に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、グリーン・ツーリズムは、「都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深める機会を広く提供する」ことに加えて、この機会を通じて「農村の振興を図る」ことを目的とし「都市と農村の交流活動を促進」するものとしている（「最新 食料・農業・農村基本計画」編集委員会編 2006：184）。また、「都市と農村の相互の情報発信の強化や、農業・農村体験の提供を通じて、観光立国の枠組みと連携したグリーン・ツーリズムの取組を推進する」としている（「最新 食料・農業・農村基本計画」編集委員会編 2006：184）。このように、農業政策の中において、観光振興という側面への拡大がみられる。

⁶ 2000年以降、民宿の規制緩和が行われているが、2005年には、農山漁村余暇法の改正がされ、登録制度の仕組みが変更になっている。

第2節 国土政策からの政策動向

本節では、国土総合開発法に基づき発表された全国総合開発計画・国土利用計画から、農山漁村における文化やグリーン・ツーリズムにつながる捉え方の変遷について、焦点をあてて概観する。全国総合開発計画は1962年を一次として、その後五次にわたって策定されているが、本節では、前述した通り1970年代頃の高度経済成長より述べていくため、二次から取り上げることにする。

第1項 経済重視から文化交流へ

1969年に閣議決定された新全国総合開発計画（第二次全国総合開発計画）は、国土経済成長期において、人口や産業が大都市に集中していること、情報化社会、国際化の流れの中で、札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡など中核都市と連携して新しいネットワーク形成を整備することとしている。そのため、航空機、新幹線や鉄道整備・高速道路の建設などの大規模開発が進められた（URL 9）。

自然観光のレクリエーションについては、「大規模かつ集中的」にキャンプ場やホテルなどの整備を図ることがあげられている（URL 10）。一方、文化についての記載は、文化財の保護・保存に関するものにとどまっており、「京都、奈良をはじめとする歴史的建造物、遺跡等の文化財の集中地区については、広域の保全区域を設定し、自然との調和による豊かな環境をも含めて、計画的に保護、保存する」としている（URL 11）。他方、農林漁業地区においては、「道路および生活、生産関連利用施設の整備を図る」としている（URL 12）。つまり、どれも大規模開発が進められているとはいえ、文化についても文化財の一文が入っているだけにとどまっている。

次に、1977年に発表された第三次全国総合開発計画について述べる。この計画の目標は、「地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合環境を計画的に整備すること」としている（URL 13）。経済が比較的安定し、大都市への人口と産業の集中が地方に分散されつつある中で、「人間生活の総合的環境の形成を図るという方式（定住構想）」という必要性があるとしている（URL 14）。

この第三次全国総合開発計画で注目すべき点は、はじめて文化という言葉が重要視され目標の中に入っているということである。具体的には、「それぞれの地域の伝統的な生活様式や文化、風土も地域に固有の地形、地質、気候等の自然条件に対応して形成されてきたも

のであり、それらが我が国の文化の母体となっている」と述べられている（URL 15）。つまり、文化は、それぞれの地域の中で代々積み重ねられてきた歴史であり、人びとが暮らしてきた生活様式が重層的に形成されたものであるといえる。さらに、歴史的な環境の保全について、次のように述べている。

歴史的環境とは、単に指定文化財に限らず、これらと一体となって形成されてきた周辺
の環境、指定文化財ほどの重要性は有してなくとも地域の人々の生活や意識の中で祭
りや年中行事等意味を持っているもの、更にそれらの舞台となった環境などの地域の
文化財並びに遺跡及び遺構など自然の中で残っているものなどを包括して、一体の環
境を構成している民族の軌跡の総体である（URL 16）。

つまり、文化財のみならず、生活の中にある行事や祭りにおいても歴史的環境を形成する
のに重要であり、日本の民俗文化の根源をたどるうえにおいても大切であることが示され
ている。

1986年に閣議決定された第四次全国総合開発計画では、東京を中心とした人口などの集
中や本格的な国際化の進展に伴い、「公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、
地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保
と国土の均衡ある発展」を基本理念として、交流ネットワーク構想がされている（URL
17）。この交流ネットワーク構想においては、「地域主導による地域づくり」が示されている
（URL 18）。また、都市と農山漁村の広域的な交流として次のようなことが示されてい
る。

都市住民が農山漁村の自然と親しめる長期滞在型のリゾート地域の整備や、都市、農山
漁村の相互理解を図る機会となる小中学校児童生徒の自然体験学習、農山漁村でも滞
在学習、上下流の地域間交流活動を地域社会との調和を図りつつ促進する（URL 19）。

これは、都市と農村交流に関連するものであり、農村のリゾート化が謳われている。この
計画と関連するものとして、同じ1986年には、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）
が施行されている。つまり、国土政策において、国民全体が国土の利用を図る中で、都市と
農村の交流という名のもとに観光振興が推進されているものである。

第2項 文化交流から農山漁村の創造へ

1991年のバブル経済崩壊後、経済の低迷、人口減少、少子高齢化など社会的、経済的転換期を迎えたことにより、1998年には、21世紀グランドデザインと題した第五次全国総合開発計画が発表された。この第五次全国総合開発計画では、「地方分権の推進」が謳われ、「国、地方公共団体に加え、民間企業、ボランティア団体、地域住民等」の参加や連携によって地域の自立促進が基本的課題として示されている（URL 20）。その課題の一番目として、「歴史や風土、文化的蓄積等の地域の特性を生かした自立的な地域づくりを進めていく」ことが重要視されている（URL 21）。さらに、文化の創造に関する施策として、「文化に重点を置いた国土政策」の方向性が述べられている（URL 22）。また、地域文化の保護と活用については、次のように記載されている。

地域の風俗慣習や伝統芸能は、地域の生活や産業と密接に関連して形成、伝承されてきたものである。特に、中山間地域等を含む農山漁村においては、農地や森林、海とともに生きる個性豊かな生活文化が形成されており、食文化や伝統芸能、昔ながらの農機具、伐採道具、灌漑施設及び漁法等、有形無形の文化財として継承されてきている。こうした伝統芸能や工芸技術、全国各地で伝承されている風俗慣習、民俗芸能等の無形の文化財の継承と発展を図るため、各地域における無形の文化財の公開、発表事業等の推進により地域住民の理解と認識を深めるとともに、伝承者の育成、確保等を通じて伝統文化の振興とそれを活用した地域の活性化に努める（URL 23）。

つまり、農山漁村で保存・継承すべき文化として、従来の有形の文化財以外に、食文化や伝統芸能、伝統技術といった無形の文化財もあげられている点が注目される。

次に、観光の振興についての項目では、「地域文化に触れ、地域住民と交流する地域に開かれた観光の実現を図る」とされており、その環境整備として、「グリーン・ツーリズム、長期のボランティア、マルチハビテーション（複数地域居住）等による都市と地域の交流人口の拡大を通じて地域社会の活性化を図る」としている（URL 24）。このように第五次全国総合開発計画において、グリーン・ツーリズムという用語が登場している。

そして、21世紀に入り、2005年に国土総合開発法が改正され、国土形成計画法が成立した（URL 25）。2008年に、国土形成計画のうち全国計画が閣議決定されているが、人口

減少、高齢化、近年の大規模地震や津波、自然災害、さらにライフスタイルの多様化に考慮した計画となっている。農山漁村については、産業と暮らし、自然環境や景観の総合的な整備に加え、都市との交流や連携を図ることが示されている（URL 26）。

2015 年には、新たな国土利用計画の全国計画が閣議決定されている。そこには、全国的な計画に加え、「地域がそれぞれの自然や文化、経済、社会状況等を踏まえて、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組を促進していく」ということが述べられている他、伝統や文化等の活用において、観光や地域産業の促進が示されている（URL 27）。つまり、地域資源の活用に重点が置かれ、観光や産業によって経済の活性化を図ろうとする政策と考えられる。

第3節 関連省庁の政策動向

この節では、グリーン・ツーリズムに関連する省庁である総務省・文部科学省・環境省・文化庁などの近年の政策動向について述べる。

第1項 過疎問題に対する政策

高度経済成長以降、農山漁村から都市に人口が集中する一方で、農山漁村地域においては、過疎化の問題が起こったのである。その対策として、1970 年に過疎地域対策緊急措置法が成立した（URL 28）。同法は、議員立法による10年間の時限立法であったため、1980年に失効することになったが、1970年代後半に入り、過疎地域の生活水準及び生産機能が他地域と比較し低位にあることが課題とされ、1980年に過疎地域振興特別措置法が制定され、同法の中で雇用の拡大が目的に追加された。1990年には、過疎地域活性化特別措置法、2000年には、過疎地域自立促進特別措置法が制定された（URL 29）。この法律の目的に、新たに「美しく風格のある国土の形成」が追加され進められている（URL 30）。同法も10年間の時限立法であったが、限界集落の発生や、著しい人口減少、様々な課題に直面している他、2011年に起こった東日本大震災の影響も考慮され、二度の改正を経て、2020年度末までの20年間の時限立法になっている（URL 31）。

また、2004年、今後の過疎対策について考える過疎問題懇話会が発足している。この過疎問題懇話会がまとめた「今後の過疎対策について」には、近年のグリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムの高まりから「都市と農山漁村の住民がそれぞれの地域の魅力」を理解し、経済の流れを活性化するという観点から「都市と農山漁村の共生・対流を進めること」とし

ている（URL 32）。このように現在も過疎問題懇話会が定期的に開催されており、議論がされているところである。つまり都市農村交流は、過疎対策としても重要視されているといえる。このように1970年代以降、過疎対策が随時策定されているにも関わらず、歯止めがかかっていない状況である。果たして過疎対策として有効な政策なのであろうか。

第2項 食育推進に関する政策

内閣府を中心に、食育に関連する省庁（消費者庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省）で取り組みが行われている。食育は近年の食生活変化に伴い、「栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全等」の問題を解決するキーワードとして掲げられている（URL 33）。

2005年の食育基本法に基づき、2006年には、食育推進基本法が策定されている。この計画は、5年ごとに見直され、2011年から2015年までは、第2次食育推進基本計画が、さらに現在、2016年から2020年までの第3次食育推進基本法が施行されている。この基本計画によれば、農林漁業に関する理解を消費者に深めてもらうこと、自然との調和の中で農林漁業の活性化が図られる必要性が示されている。その取り組みの施策として、「農林漁業者等による食育推進」、「子供を中心とした農林漁業体験の活動の推進と消費者への情報提供」、および「都市と農山漁村の共生・対流の推進」があげられている（URL 34）。この中には、農林漁業体験を通じた食の理解、あるいは、グリーン・ツーリズムを促進するための整備等の推進が盛り込まれている（URL 35）。

次に食育に関連する取り組みで、グリーン・ツーリズムに関するものをあげると、農林水産省が実施している子ども農山漁村交流プロジェクト、農林漁業体験を通じた食育推進がある。子ども農山漁村交流プロジェクトは、「子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するもの」としている（URL 36）。また、農林漁業体験の推進については、「農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深める」ことに加えて、「食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等について理解を深める」こととしている（URL 37）。

このように、法律は一元化したものの、各省庁によってそれぞれの枠組みの中で事業が推進されている状況にある。事業に関しても総合的な視点から展開していく必要があると考えられる。

第3項 自然・森林に関するツーリズムの政策

本項では、グリーン・ツーリズムに関連する自然体験を中心としたツーリズムの政策として、エコツーリズムを取り上げ、森林に関するものとして森林セラピーについて取り上げる。森林セラピーとは、一般的に森林浴が観光客に与える健康面での効果として生理学を用いて明らかにするものとして捉えられている。

まず、エコツーリズムについて述べる。2007年、エコツーリズム推進法が制定され、環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省の連携によって推進されている（URL 38）。このエコツーリズム推進法は、環境問題への意識が高まってきたことと、観光客による旅行先でのゴミ問題や大勢の観光客が訪れることによる土地の踏み荒らしの問題を背景として、自然の保全・保護に配慮した観光の推進をすることが重要視された。したがって、この法律において、エコツーリズムは次のような定義がされている。

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動という（URL 39）。

この法律における「自然観光資源」とは、「動植物の生息又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」と「自然環境の密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」のことである（URL 40）。これは、自然資源と文化資源の意味が含まれているものである。自然と人との関係性の中で自然資源が形成されることが本法で定義されており、さらに、それは観光資源としても定義されているという点は注目に値する。

次に森林セラピーについて述べる。一般的に森林浴という言葉は、1980年に林野庁が「森林浴構想」を発表したことがきっかけで広まったものであり（URL 41）、自然保養林を登山やハイキング等、国民の森林レクリエーションの活動として取り上げられたものである（URL 42）。2004年、林野庁は厚生労働省と協力して、森林がもつ効果について医学的な解明を行っている（URL 43）。この森林がもつ効果を活用して、健康の推進やリハビリテーションに役立てようとするのが森林セラピーである（URL 44）。現在、産学官連携によって森林セラピー研究会が設立され、様々な検討がなされているところである。観光においても、この森林セラピーは、観光資源として活用することができるものと考えられる。

以上のように、エコツーリズムに関しては、観光客に対する地域環境への配慮の徹底、自然保護の周知がなされ、法律が制定されている。また、法律上の観光資源に対する定義からみれば、エコツーリズムは、自然や文化的な要素を体感することを目的とする学びの観光であるといえる。あわせて、環境省が中心となった政策であるため、環境政策の中の位置づけが大きいものと考えられる。森林セラピーによる効果は、グリーン・ツーリズムにおいても観光資源の対象となりうると考えられる。

第4項 農業文化・景観に関する政策

この項では、農業遺産と文化的景観について述べる。

農林水産省は、世界遺産と日本農業遺産に関する事業を行っている。世界農業遺産の正式名称は、Globally Important Agricultural Heritage Systems で、国連食糧農業機関 (FAO) が認定している (URL 45)。農林水産省によれば、「世界農業遺産は、社会や環境に応じながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業とそれに関わって生まれた文化、ランドスケープ (「土地の上に農林水産の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり」)、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産システム」であると述べている (URL 46)。日本では、2011 年から認定がされており、2016 年 1 月の時点では、8 つの地域⁷が認定されている。

日本農業遺産については、2016 年から制度を設立したものであり、「日本では、現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい田園風景、伝統ある故郷、助け合いの農村文化が守り続けられ」ていることを受けて、「将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを広く発掘し、その価値を評価する」としている (URL 47)。これは、世界農業遺産に対する日本国内版と言うべきもので、地域農業の活性化やインバウンド旅行を推進することが考えられる。この背景には、失われつつある農業景観を保護する目的や農業の高齢化に伴い農業技術が失われていくという問題に対する側面もある。

これに対して文化庁は、2014 年に文化財保護法を改正して、文化的景観を保護する制度を設けている。文化財保護法第 2 条第 1 項第 5 号によれば、「地域における人々の生活又は

⁷ 世界農業遺産に認定されている地域は、新潟県佐渡市、石川県能登地域が 2011 年 6 月に認定されたのを初めとして、2013 年 5 月には、静岡県掛川周辺地域、熊本県阿蘇地域、大分県国東半島宇佐地域、2015 年 12 月には、岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・たなべ地域、宮崎県高千穂峡・椎葉地域が認定されている。

生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」として定められた（URL 48）。これは、農業の営みの中で形成されてきた景観を保護する動きが図られていることである。この文化財保護法に関しては、第3章の文化政策との関係性の中で詳しく述べることとする。

第4節 小括

第1項 各省庁の政策からみたグリーン・ツーリズムの位置づけ

最初にグリーン・ツーリズムが政策として提唱される以前について考察する。高度経済成長期の人口流出の政策として山村振興法が制定された。本法の主旨は、山村の住民の立場を尊重し、その地域の人々が自然との関わりの中で生み出してきた農産物、歴史や文化的なものを含めた多面的、複合的なものを保護し活用していくことを、我が国の全体として捉え、都市住民、特に都市の子どもたちを対象とした交流の重要なものの原動力として進められてきたものと考えられる。具体的には、山村留学制度が該当する。次に1978年には、歴史・文化的な位置づけがされ、都市農村交流が掲げられた。また農林水産省からは、「農林漁業資源の多目的な利用」として都市住民に対する休養の場としての役割を農山漁村が担うように位置づけられ観光を目的とした開発がなされてきた。

一方、国土政策からは、都市と農村との交流に着目し、自然を保全しつつ活用することを目的として農村リゾートの開発が謳われている。これは農山村における大規模な開発と資源の活用を目的とするものであった。何れの場合も、地域資源の活用の中において都市と農村の交流を軸に観光開発がなされてきたものである。

次に、グリーン・ツーリズムの提唱以後について述べる。1992年、グリーン・ツーリズムが提唱されて以降、農林水産省においては、グリーン・ツーリズムそのものが農業の多面的機能の一部として位置づけられ、宿泊の整備などが行われてきた。また国土政策としては、1998年の第五次全国総合開発計画の中にグリーン・ツーリズムの用語が登場し、「地域文化に触れ交流する開かれた観光」と示されているように地域づくりや観光振興の一つとして位置づけられてきた。さらに、近年においては、過疎対策や食育といった観点も合わせて、都市と農村との交流手段として位置づけられている。

以上のように、グリーン・ツーリズムは、農業政策、観光政策の位置づけとして展開が図られている。また過疎対策の一つという観点からもあわせて、政策が推進されているものと考えられる。

第2項 農山漁村が持つ文化的側面

農山漁村が持つ文化的側面が重要視され始めたのは、1997年に発表された第三次全国総合開発計画からである。失われつつある伝統文化の保護や日本の民俗文化について示されている。これは、有形文化財だけではなく、祭りなどの年中行事も示され、第五次全国総合開発計画においては、生業の文化や生活文化といった無形の文化財なども保護されるようになった。また、近年の各省庁における政策として、森林が持つ空気や風景といった五感にうったえる効果を医学的に解明し、観光にも活かそうとしているところである。また2010年以降、生業としての農業を背景として展開される文化的景観の保全についても政策として登場している。

第3項 問題点と課題

以上のことから、問題点を3つあげる。1つ目は、都市と農村の交流という位置づけであり、人口減少や都市化、農山漁村地域の経済の活性化の枠組みで捉えられていることである。これは、依光・栗栖が指摘しているように、過疎化や人口問題について本格的な問題解決が図られないまま「その打開策として政策的に都市との交流」が進められてきている（依光・栗栖 1996: 82）。2つ目は、各省庁間の連携が図られ基本法などの法律や政策について一本化しているものの、事業については各省庁に問題点が細分化された形でそれぞれの枠組みの中において考えられ、同じような縦割りの事業となっていることである。そして、3つ目は、農山漁村が持つ文化、暮らしの中にある生活文化の問題である。2010年以降、農業文化が重要視されているものの、グリーン・ツーリズム政策には、ほとんど反映されていないのが現状である。

これらの課題としては、過疎化や人口問題において、都市と農村の交流を図ることが有効なのか否かの検証がなされていないことや政策の一体化と事業の細分化の有用性、農業文化の位置づけをグリーン・ツーリズムの中でどのように明確にするかがあげられる。個別に対策が取られてきた農山漁村の問題に対して総合的に取り組んでいく必要があるだろう。

本研究については、グリーン・ツーリズム政策の中では注目されていない農業の文化的側面に着目し、文化政策という枠組みの中において考察を進めてゆく。

第3章 国および自治体における文化政策の変遷

本章の目的は、地域の観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムを検討するにあたり、国及び地方自治体における文化政策の変遷を概観し、国と地方の文化政策の側面から確認を行うものである。そこでまず、国の文化政策として文化庁が実施している文化財保護法及び関係法令から整理を行う。次に、地方自治体の動きとして1970年代以降の文化行政から文化政策へと転化していく流れの中において、主に観光やまちづくりについての地方自治体の文化政策について、どのような展開がされていったのかを把握し、農山漁村における観光及び地域文化政策との接近を試みる。本論で取り上げる国及び地方自治体の文化政策については、観光およびまちづくりに関連する事項に絞って述べることとする。

第1節 国における文化政策の変遷

戦前の文化政策は、戦時下における国の文化統制が行われてきたことによる国家政策としての文化政策であった⁸。第二次世界大戦後、「国による文化統制への危惧や、生活基盤よりも道路や橋等の生産基盤を重視する」という経済を中心に考えられ、文化政策は、極めて消極的なものであった（小林 2001a : 147）。つまり、戦時期の文化統制を髣髴とさせる政策用語を避けた背景と戦後復興、その後の高度経済成長という文化よりも経済重視の政策へと進んでいったことで文化政策は受け入れがたい政策であった。

そこで、戦後においては、失われていく貴重な文化資源を保護していく流れの中で、文化財保護法が成立し国の文化政策として進められてきている。本節では、文化財保護法及び関連法令について概観する。

第1項 文化財保護政策

なぜ文化財保護法及び関連法令を取りあげたかという点、後述するように、地域の文化資源の保護と活用について定められた法律であるということと、近年においてその活用方法

⁸ 戦前の文化政策論の概念や変遷を論じたものに新藤や永島がある。新藤は、大正期における文化政策論を基に検討を行っているが、その中で新藤は、「文化の戦争としてとらえられてきた事、第一次世界大戦と続く、ドイツ的な対外文化政策論として日本に紹介」されたことと、「大戦後の貧困救済の社会事業、社会政策」という2つの観点から論じられ、「哲学や社会政策論、釈迦進化論」というさまざまな理論から形成してきたと指摘している（新藤 2005 : 110）。さらに、昭和期になると、「文化政策の対象領域分野は、主に芸術、我が国の文化、教育」が対象とされ、戦時下での文化政策という国が主体の統制が強くなったのである（永島 2004 : 63）。

は、地域の観光やまちづくりと密接に結びついているからである。文化財保護法は、社会的な変化に伴い何度も改正が行われている。本論文においては、文化財保護法の目的、改正によって文化財の定義から文化財の範囲がどのように変化してきたのか、保存と活用とはどのように捉えられているのか、という点に絞って述べる。

1950年制定の文化財保護政策は、それまでの制度であった「史跡名勝記念物保存法」⁹、「国宝保存法」¹⁰、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」¹¹を統合し、無形文化財と埋蔵文化財をその保護の対策に加えて制定された法律である。その背景には、1949年の法隆寺金堂での火災による壁画消失が起こったことが要因である。

この文化財保護法の目的は、「文化財を保護し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ものであると述べられている（URL 49）。次に、ここで述べられている文化財の定義についてみると、次の3つに区分されている。1つ目は、有形文化財である。有形文化財とは、「建物、絵画、彫刻、工業品、書跡、筆跡、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料」であると述べられている（URL 50）。2つ目は、無形文化財で、「演劇、音楽、工芸技術」などで、3つ目は、「史跡、名勝及び天然記念物」である（URL 51）。そして、活用については、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その他の文化的活用努めなければならない」としている（URL 52）。

1945年において、文化財保護法の一部改正が行われた。この改正においては、文化財として挙げられていた史跡名勝天然記念物の内容が不明確だったため、民俗資料と記念物に分けて内容を明記されている。民俗資料においては、「わが国の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」としており、そのうち無形の民俗資料について、「衣食住、生業、信仰（主として民間信仰をいう）、年中行事に関する風俗慣習に用いられる衣服、器具、家

⁹ 史跡名勝記念物保存法は1919年に策定された法律であり、史跡や天然記念物の保護するために策定されたものである。第4条には、内務大臣が史跡や天然記念物の保護する地域を指定して一定の行為を禁止または活動を制限することを定めている（URL 53）。

¹⁰ 国宝保存法は、1929年に制定された法律であり、主務大臣が「建造物、宝物その他の物件で特に歴史の證徴又は美術の規範となるもの」を国宝に指定して保護することを定めている（URL 54）。

¹¹ 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律は、1933年に制定されたもので、国宝に指定した美術品等の海外への輸出禁止等に関する法律である（URL 55）。

屋その他の物件」があげられている（文化財保護法研究会監修 2009：249）。このように民俗資料は、「生活様式や慣習」で人々が伝承してきたものであり、そのままの形で保存することが難しい性質のもので、記録保存を対象としている（文化財保護法研究会監修 2009：250）。

1975 年には、大幅な改正が行われている。主な改正点は、文化財に関する定義が拡大されたことである。この改正では、「民俗資料」という名称が「民俗文化財」に改められ、「民俗芸能を民俗文化財」として位置づけている（文化財保護法研究会 2009：264）。さらに、「伝統的な建造物群で価値の高いもの」を文化財の中に定義づけ（文化財保護法研究会監修 2009：265）、「伝統的建造物群保存地区制度」が新たに設けられ、市町村の申出に基づいて、文部大臣（現：文部科学大臣）は、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる」としている（文化財保護法研究会監修 2009：275）。

1996 年においても一部改正が行われているが、文化財保護企画特別委員会により、1994 年に取りまとめられた『時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について』と文化庁長官の諮問機関として置かれた文化政策推進会議において、1995 年に『新しい文化立国をめざして』において提唱された事項を踏まえた改正が行われた。この改正においては、文化財登録制度の導入、指定都市等への権限の委任等及び市町村の役割の明確化、重要文化財等の活用の促進の 3 点があげられている（文化財保護法研究会監修 2009）。そのうち、文化財登録制度は、有形文化財のうち「近代的な建造物」についての保存の必要性が述べられている（文化財保護法研究会監修 2009：284）。また、重要文化財等の活用促進においては、重要文化財の公開における手続きの緩和が図られ、所有者・管理団体等が文化庁長官への申出及び承認を必要とせず公開できると定められた（文化財保護法研究会監修 2009）。

2000 年においては、地方分権に関する法律が制定されたことにより¹²、文化財保護法においては、国と地方公共団体との役割分担の在り方の見直しや機関委任事務の廃止、地方公共団体に対する関与の見直しなどが図られた（文化財保護法研究会監修 2009）。

2004 年には文化的景観の保護制度の設置、民俗文化財の定義に民俗技術の項目が追加され、建物以外の有形文化財の登録制度が開始されるなどの定義の拡大が図られた（文化財保護研究会監修 2009）。そのうち、文化的景観の保護制度の趣旨については、「文化財保護法

¹² 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令」が制定されている。

の一部改正する法律の施行について」に次のように示されている。

田や畑などの農耕地、里山、漁場などの川や海の近辺等には、地域の人々が自らの生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって、長い時間が続くうちに形作られてきた「原風景」ともいべき独特の風景がある。人と自然と関わりの中で育まれた風景には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められている。このような風景は、一般的に「文化的景観」と呼ばれている。文化的景観は、その地域の歴史及び文化と密接に関わる固有の風土的特色を表す文化遺産であり、近年の土地開発や過疎化等によりその文化的価値が認められず消滅していくことが多い（文化財保護研究会監修 2009：328）。

ここでは文化的景観が新たな文化財として位置づけがされている。さらに、民俗文化財の定義に、民俗技術が追加されているが、これは「鍛冶屋や船大工等の生活や生産に関する用具、用品等の制作技術など地域において伝承されてきた技術」のことである（文化財保護研究会監修 2009：328）。

2005年には、重要文化的景観の選定に関する整備や景観法¹³との連携が法令によって制定され、さらに、2008年には、重要文化的景観の届け出の整備改正が行われて、現在に至っている。

このように、文化財保護法における文化財の定義が有形な「モノ」から無形な「コト」を含んだものへと拡大してきていることが明らかとなった。

第2項 点から面への展開

2008年、文部科学省、国土交通省、農林水産省が連携して歴史的風致の維持・向上を図ることを目的として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定されたものである。この法律によれば、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」のことである（文化財保護研究会監修 2009：567）。つまり、歴史的な建造物というハード面とその中で営まれてきたヒトと

¹³ 景観法は、農山漁村等の景観を守るために策定された法律である（URL 57）。

いうソフト面を組み合わせたものである。2016年10月までに石川県金沢市や岐阜県高山市など59市町村で認定されている（URL 56）。そのうち農業に関係するものとして、表1のように認定されているが、例えば、2010年に認定された群馬県甘楽町では、こんにやくの産地として江戸時代より藩体制の中で栄え、城下町周辺地帯で営まれているこんにやく栽培に見る風景、あるいは「ちいじがき」と呼ばれる石積の傾斜農地の景観を残している農業地帯の集落、その中での形成されてきた伝統行事などが認定されている（URL 58）。

したがって、農業に関連する民俗文化や景観なども認定の対象となっていることが窺える。これは、文化財という単体の「モノ」からそれを取り巻く環境全体が文化財の価値の対象となっており、点から面への展開が図られているといえる。

表1 国土交通省国土技術政策研究所ホームページを参照し（URL 59）、筆者作成

都道府県	市町村名	維持向上すべき歴史的風致項目	人々の活動タイプ	
岐阜県	高山市	食文化に関する歴史的風致	生活習慣・風習	
岐阜県	高山市	街道・農山村に関する歴史的風致	生活習慣・風習	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)
山口県	萩市	夏みかんに関わる歴史的風致	産業・生業	
愛知県	犬山市	犬山焼にみる歴史的風致	産業・生業	
高知県	佐川町	「酒造り」の歴史的風致	産業・生業	
群馬県	甘楽町	こんにやくの生産に関わる歴史的風致	産業・生業	
福岡県	太宰府市	梅に関する歴史的風致	文化的活動(娯楽・行楽)	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)、生活習慣・風習
福岡県	太宰府市	農耕に関わる祭事にみる歴史的風致	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)	産業・生業
徳島県	三好市	たばこ産業で栄えたうづの町並み	産業・生業	文化的活動(娯楽・行楽)
徳島県	三好市	農村生活と結びつ「お天王はん」の祭礼・市	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)	生活習慣・風習
徳島県	三好市	山村集落の素朴さを今に伝える伝統芸能と祭礼	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)	文化的活動(娯楽・行楽)
岐阜県	恵那市	寒天製造の歴史的風致	産業・生業	
神奈川県	小田原市	梅の栽培にみる歴史的風致	産業・生業	文化的活動(娯楽・行楽)
神奈川県	小田原市	柑橘栽培にみる歴史的風致	産業・生業	
宮城県	多賀城市	農村集落に見る歴史的風致	産業・生業	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)、生活習慣・風習
京都府	宇治市	茶どころ宇治の歴史的風致	産業・生業	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)、信仰に関わらない行事
愛媛県	大洲市	農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致	文化的活動(娯楽・行楽)	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)
広島県	尾道市	農耕に関わる祭礼・行事	信仰に関わる行事(祭礼など年中行事)	
広島県	竹原市	葡萄にみる歴史的風致	産業・生業	
長野県	東御市	用水管理と田園風景に見る北御牧地域の歴史的風致	生活習慣・風習	産業・生業
大分県	竹田市	農業水利施設の維持にみる歴史的風致	産業・生業	生活習慣・風習
京都府	向日市	用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致	産業・生業	
京都府	向日市	竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致	産業・生業	

第3項 ハード面からソフト面へ

1992年、「地域の伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（通称「おまつり法」以下、おまつり法という）は、文部省、農林水産省、通商産業省、運輸省、自治省の共管によって制定された。おまつり法は、地域の伝統芸能等を観光資源や商工業の振興のために活用し、地域の活性化に寄与することを目的として制定されたものである（文化財保護法研究会監修 2009）。農山漁村地域に関連した項目をあげ

ると、「農山漁村の活性化に関する施策との連携」があげられ、観光や商工業の振興を図ることがあげられている（文化財保護法研究会監修 2009：648）。また、文化審議会文化財分科会の報告書によれば、文化財の保存と活用という視点でみた場合、地域の核として文化財の保存と活用が謳われており、地域づくりに活かしていくという報告がなされている（URL 60）。つまり、地域社会の中において、人々が暮らしの中で伝統芸能等の無形文化財の知を継承し地域のアイデンティティの向上としての役割の見直しを図り、自然やその他の文化と一体となって総合的な活用をしていくことが示されているものである。また、ハード面からソフト面への活用へと重点が置かれていることが窺える。

第4項 文化庁を核とした国の文化政策

このように国の文化政策は、文化庁のもとで、文化財保護法に基づいた形で保存と活用を目的として進められてきた。1950年に制定された文化財保護法は、社会的な変化に伴い改正が行われてきた。改正においては、歴史的に価値の高い有形・無形の文化資源から、人々の暮らしてきた民俗文化及び建物だけではなくその周辺の景観をも含めた評価が行われており、文化財の定義の拡大が図られている。つまり、文化財という概念について、点から面へとその捉え方が変化してきていることを窺い知ることができよう。それに加えて、従来の文化財保護法は、文化財の保存ということに重点が置かれていた法律であり、活用については、唯一公開することのみが活用であるとされていた。しかし、1990年代以降に制定されている文化財保護法の関連法令、地域伝統芸能等活用法やいわゆる歴史まちづくり法に見られるように日常の活動の中での活用に重点が置かれている法令が制定されてきた。この背景には、地域の文化資源を観光や商工業へと活用する動きや、地域づくりに活かす資源として広く捉えられてきたことが一つの要因であり、農山漁村地域においても、農業の伝統文化と景観の保存と活用という面において文化財保護法とその関連法令とも深く関係していることが認定されている地域から確認できた。

2015年には、「文化財総合活用戦略プラン」が創設されているが、これは活用を図ることを目的としたもので、地域活性化の方策として、「従来の保存を優先とする支援から地域の文化財を一体的に活用する取り組みへの支援に転換」と明記されている（URL 61）。そして、文化遺産を含めた活用と「観光客増加に向けた情報発信の強化」が項目としてあげられ、国土交通省、農林水産省、経済産業省との連携を図ることが示されている（URL 62）。

2016年、文化庁が公開している「我が国の文化政策」という報告書においても、地域の文化振興において文化財の活用が謳われている（URL 63）。

以上のように、文化財保護法を中心とする国の文化政策は、文化財の保護から活用へと大きく方向転換がなされてきている。活用という点においては、観光、まちづくり、地域産業の創出という文脈で利用されているものと考えられる。また、農業文化という側面については、農業の営みから生み出される棚田や石垣といった景観について文化的な価値が見出されている。しかし、日常の生活文化という面から見れば、重要視されていないのである。

第2節 地方自治体における文化行政の変遷

自治体における文化に対する動きは、1952年の京都市の市長部局に文化局が設置されたことを嚆矢として、1970年代に関西を中心として各地で文化局や文化振興室などが設置された。本節では、1970年代以後の自治体における文化行政はじまりを中心にその変遷を概観し、地域づくりへと展開していったことについて論じてゆく。

第1項 文化行政のはじまり—大阪文化振興研究会を中心に

自治体における文化政策の始まりは、1972年に大阪府知事であった黒田一から要請を受けて大阪府企画室に大阪文化振興研究会が設立されたことである¹⁴。文化振興研究会は、経済学者の宮本又次を代表とし、文化人類学者の梅棹忠夫、作家の司馬遼太郎をはじめとする10名（小野十三郎・木村重信・里井達三良・末次撰子・西川幸治・米花稔・吉田光邦）の有識者によるものであった。この研究会では、3年間に亘って大阪における文化政策のあり方や方向性が議論されており、その一部が『大阪の文化を考える』（1974年）と『都市と文化問題』（1975年）にまとめられている。

黒田によれば、「芸能、芸術、文化、科学を掘り起こし、現在そして未来へと発展させていくという大阪の文化振興に寄与することを目的とした基本計画を策定したい」という思いで今後の大阪文化を考える研究会が立ち上げられた（大阪文化振興研究会編 1974：6）。この研究会で議論されている問題は、文化開発の課題と方法、芸術振興、保存修景など都市・

¹⁴ 自治体に初めて文化局が設置されたのは、1958年の京都市の市長部局に文化局が設置されたのが最初であるが、これは、文化財の保護を目的としたもので、狭義の意味におけるものであると考えられる。そのため、総合的な自治体の文化振興及び文化政策が考えられ始めたものとして、1972年の大阪府をはじめとした。

地域における文化、行政の関わり、図書館や美術館などの文化施設、経済との関係性について、京都との比較や大阪府における特徴から今後の方向性について議論がなされている。ここでは、文化開発や文化行政を中心に述べることにする。

まず、文化開発については、2回目の会合の中で、梅棹が「文化開発の課題と方法」と題して報告を行っている。この報告においては、本来ならば地域開発を軸に文化開発が進められるべきであると指摘したうえで、これまでの地域開発は文化抜きの開発が進められ、「非常に偏頗な形で発展してきた」と述べている（大阪文化振興研究会編 1974：38）。また、文化については、次のように述べている。

人類史のながいながれのなかで、一番はじめにでてくるいとなみは、「腹の足し」になることです。そこで、農業をやり家畜を飼う。二番目にでてくるのが「体の足し」になること、つまり、体がらくになる。あるいてゆくところを電車でゆくとか自転車でゆくとか、エネルギーの足しになることをやる。これがつまり工業化ということです。三番目にでてくるのが「心の足し」。これが文化という概念で捉えられているものでしょう。これは精神の充足をはかるものとして、人間活動のもっとも根本的なものに触れているわけです（大阪文化振興研究会編 1974：47）。

つまり、食べるための段階と便利になる段階が満たされた上に文化がある。梅棹のいう文化というのは、人々が生活していく中において、身近に存在している生活の中にある文化であることが窺える。

次に文化行政については、住民に目指した生活文化の質の向上という文脈において、「文化の問題は私事ではなくて、むしろ公事なのだ」と指摘し（大阪文化振興研究会 1974：48）、「行政の問題と、文化に真正面から取り組むべき」という立場をとっている（大阪文化振興研究会編 1974：50）。さらに、教育委員会の中で文化が位置付けられている行政の現状について、梅棹は、「文化を教育から切り離さなければならない。教育と結びついている限り文化は伸びない」と述べている（大阪文化振興研究会編 1975：65）。さらに、「文化問題は民生問題と同じウエイトのもの」と指摘している（大阪文化振興研究会編 1975：66）。それに加えて米花は、教育の枠組みで文化が捉えられていることに疑問を抱いており、教育の中で文化を捉えようとするより専門性が高くなり、「教養や修養」になってしまう危険性を指摘している（大阪文化振興研究会編 1975：97）。

最後に文化の特徴について、経済や政治問題と絡めて述べている事に注目すれば、梅棹は次の2つのネガティブな要素があるとしている。1つ目は、経済活動からかけ離れている事で、「経済が全くないわけではないけれども、これをやってもそれによって経済活動が盛んになったりしない」という要素で、2つ目は、「文化的活動をやってもそれが政治に直結しないということ」と指摘している（大阪文化振興研究会編 1975：145）。つまり、行政の結びつきはあるとしたうえで、経済や政治的な問題とは切り離されて考えられているということである。

したがって、大阪文化振興研究会における議論は、司馬が、「教育とか科学とか、あるいは考古学、美術、文学、音楽とかにかかわりなく、一般に文化という、非常に純粋性の高い名前のものだ」と指摘しているように（大阪文化振興研究会編 1975：8）、一部の文化だけではなく、文化全体を行政内で考えるものであったといえる。吉田の言葉を借りれば、「この研究会で文化政策が論じられてきた」のである（文化振興研究会編 1975：110）。つまり、文化行政を教育委員会の枠組みで捉えるのではなく、地域住民の生活の向上のために総合的な視点で文化が考えられていたものである。

第2項 文化行政の広がり

大阪で研究会が開催されている中、1974年には、兵庫県に文化局が設置され、翌年の1975年には、滋賀県、埼玉県、1976年には神奈川県と続いており、府県レベルにおいて文化を扱う部署が設置されている¹⁵。そして、各地の行政単位で「神戸市の文化を考える」討論会（1975年）や愛知県では、「文化行政を考える座談会」（1976年）など、今後の文化行政について考えるシンポジウムや座談会などが開かれている。

1977年には、第一回全国府県文化行政連絡会議が開催され、毎年行われている。また、総合研究開発機構においては、上田篤をチューターとして文化行政共同研究プロジェクトが発足している。この研究の成果は、『都市の文化行政』という文献にまとめられている。第三回の全国府県文化行政連絡会議において、神奈川県知事の呼びかけにより、1979年には全国文化行政シンポジウムが横浜で開催された。第一回目は、「自治と文化」というテーマで開催されているが、そのシンポジウムにおいて梅棹が「文化行政のめざすもの」と題して基調講演を行っている。

¹⁵ 詳しくは松下・森編の『文化行政—行政の自己革新』を参照。文化行政の沿革について詳しく年表が示されている（松下・森編 1981：368-71）。

その中において、「文化行政をめぐる四つの誤解」¹⁶や地方の個性をめぐる思い違いなどについて問題提起を行っている。その中でも、地域文化政策と観光という視点を重視する本論文においては、地域の個性をめぐる思い違いに関する点について梅棹が述べていることについて示す。

観光客にとりましては、各地方都市がそれぞれに個性ゆたかであるということは、たいへんたのしいことです。しかし、それぞれの都市の住民にとっては、観光客をよろこばせるために個性を開発することよりも、よそには負けないものをつくる、中央とほぼ同水準の文化生活を、その地にいながら享受できるようにすることのほうが、はるかにたいせつであるとおもうのです（梅棹 1993 : 543）。

梅棹は、地域の個性ゆたかな文化開発は、観光客のために行うのではなく、地域住民の生活の質を向上させるためや文化水準を高めるためのものでなければならないという指摘であり、文化行政あるいは文化政策が観光政策やその他の政策と混同してはならないということである。

そして、梅棹は、講演の最後に、「文化行政の担当者みなさまの熱意と、創意工夫と、努力というものがなければならない」ということを述べている（梅棹 1993 : 546）。

つまり、文化行政は、他の部署が行うような事務手続きとは違い、地域住民の文化の向上を考えるうえにおいては、文化という性質を考え、創造や発想をしなければならない側面がある。その為には、地域の個性や地域の文化資源を再発見、再評価し、これからの地域住民がどうすれば文化的な向上がにつながるのかを考えていく必要がある。

¹⁶ 梅棹が指摘している四つの誤解は次のようなものである。第一の誤解は、「文化は行政にはなじまない」という議論である（梅棹 1993 : 536-37）。これは、戦前の日本においては文化統制が政府によって行われてきた事に反省によるものである。第二の誤解は、「文化というものは、一部の高級文化人の仕事であって、国民大衆とはかけはなれたものであるという見かた」である。文化行政で問題としなければならない文化というのは、日常生活の中にある文化であるとしている。第三の誤解は、「文化とは、うしろむきのことなのだ、ふるいものと関係があるのだという理解の仕かた」である。文化財の保護も大切であるが、ここで問題としなければならない文化は、「過去のことよりも現在のこと、あるいは未来にかかわること」を議論しなければならないということである。第四の誤解は、「文化と教育の混同」である。「文化と教育を同一のものとする、あるいは文化を教育の一部としてとらえる」という見方はしてはならないのではないかという問題意識である。

第3項 文化施設とまちづくり

こうして、文化政策が行政の中に次第に位置づけられるようになった。しかし、文化政策が行政の政策として実施される時、芸術文化という側面に傾注しがちであった。1980年代においては、美術館や博物館といった文化施設が各地で建設されているが、そのうち、劇場や音楽ホールについては、国レベルの法律は制定されておらず、地方自治体が自主的に建設したものであった（小林 2001b）。

一方で、個性豊かな地域を醸成していくためには、地域住民の日常生活の中にある歴史や自然等を掘り起こし、まちづくり活動に活用される中で行われる必要がある。つまり、まちづくりの視点の中に、文化的要素が入り込む必要性が見出されるようになったのである。歴史的建造物や各地に残されている武家屋敷、歴史的なまちなみなどの修景保存が行われている。例えば、愛媛県内子町は、歴史的な建造物が失われつつあった1972年頃、町民の中から町並み保存運動がおこり、1982年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され歴史的建造物の保存が図られてきた（URL 64）。内子町のまちづくりは、「歴史・風土に培われてきた伝統や文化に価値を見出し、町に誇りをもって人々が暮らすまちづくり」を目的として実施されている（URL 65）。しかし、1980年代において顕著に表れてきた少子高齢化の問題や地方においては、雇用の問題などにより、町並み保存だけでは難しい問題であり、岡田が、「“まちづくり”はやはり産業の振興を前提にしなければ成り立たない」と述べているように、現実的には観光振興を図っていかなければならないジレンマを地方は抱えているのも実情である（岡田 1983：163）。

このように、まちづくりと観光が結びつき観光振興が図られるようになっていった。

さらに、2000年以降は、農山漁村におけるまちづくりは、地域の文化資源や伝統・歴史を活かしてグリーン・ツーリズムが各地で進められてきた。

第4項 まとめ

このように、大阪から始まった文化行政に対する取り組みの議論は、全国へと広がりを見せ、シンポジウムが全国規模で開催され、今後の文化行政に関する議論が活発に行われていた。この議論においては、文化の片面的な見方ではなく、地域住民のための日常生活にある文化、すなわち生活文化についての自治体の文化行政のあり方を確立していく動きであった。つまり、地域住民のための文化施設や文化環境の整備をしていくにはどうしたらよいかの焦点であった。その視点に立って、文化施設の建設や景観・環境・地域産業・伝統文化・

自然や風土を考えたまちづくりが各地で展開されるようになっていった。

ところで、こういった一連の文化行政は、地域住民のための施策であったのだろうか。文化行政について研究している森は、「未だ『行政文化の革新』には至っていない」のが現状であると指摘している（森 2009：11）。森は、その理由の一つとして、下記のような人事異動の問題で起こる様々な弊害をあげている。

人事異動で担当者が交代すると、事務引継ぎの仕事になり知恵と情熱は受け継がれない。単年度予算の執行事業になり現状維持と形式的公平に墮する。推進事務局である文化室に「行政文化変革」の問題意識が薄れる。行政内に向かったの絶えざる問題提起が文化行政の生命である。文化行政に活気がないのは文化室職員に行政革新の情熱が薄れたからだ（森 2009：11）。

つまり、行政が行っている文化に関わる取り組みは、文化施設など単に管理するだけで真の文化行政とは言えないのである。森は改めて言葉の意味から文化行政を「『いつまでも住み続けたいと思い、住んでいることが誇りに思える地域社会を創出する市民と行政との協働の営為』である」としている（森 2009：12）。これは、1970年代に盛んに行われていた文化行政に関する議論の原点に立ち返り再考する必要があることを掲示している。また、地域の観光文化政策を考えるうえにおいても、地域住民を第一に考えたものでなければならず、地域住民の暮らしや地域社会を考えた観光でなければならないのである。

第3節 小括

本章においては、国の政策及び地方自治体における文化行政の変遷を概観し、どのように文化政策が扱われてきたのかを確認した。

国の政策においては、文化財保護法とその関連法令を中心として政策が実施されていた。文化財保護法においては、社会の変化や文化財の定義の拡充に伴い、暮らしの中の身近な民俗文化も対象とされてきた。そして、地域の文化資源を活用し、地域づくりや観光などを中心とする地域活性化が図られてきた。さらに、文化財保護の趣旨が従来の保存中心から活用中心へと転換している状況にあり、観光活用や文化遺産の登録などを行い、文化財の情報発信が重要視されつつあることが確認できた。

一方、自治体の政策においては、1972年に大阪府内による大阪文化振興室が設置され、

有識者による大阪文化振興研究会が発足し、行政における文化政策論についての方向性について検討が開始された。その後、全国規模で文化行政に関するシンポジウムが開催されるなど拡大をみせ、各地で文化施設や個性豊かな地域文化創出のために文化資源を活用したまちづくりの実践が行われた。しかし、その後の行政組織の中において、文化行政自体が事務化してきたことが窺えた。文化行政の最初の議論に立ち返り再考するならば、文化行政は住民のことを第一に考える必要性があり、そのうえで地域社会と暮らしと観光を鼎立させていくことが重要である考える。

第4章 文化政策とグリーン・ツーリズム

前章までにおいて、グリーン・ツーリズム政策と国及び地方自治体の文化政策について整理を行った。本章においては、文化政策の枠組みの中でグリーン・ツーリズムを位置づける試みを行う。まず、第2章・第3章でおこなった論点整理に基づいて、文化政策の枠組みの中で農山漁村の文化的側面を中心に検討を行う。

第1節 グリーン・ツーリズム政策と国及び地方自治体における文化政策の論点整理

国におけるグリーン・ツーリズムは、農業の多面的機能の一部と位置付けられ、都市農村間の交流や観光という手段を活用した農業政策のひとつとして、地域経済の活性化を図るために進められてきた。そして、食という観点から、教育や消費者と生産者との交流や理解を深めるなどの要素を取り入れ、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省という省庁間の連携によって進められてきた。あわせて、農山漁村地域の衰退や農業の担い手不足、高齢化の問題を打開するための政策の一つという側面も持ち合わせている。農業政策あるいは第1章で観光の変遷をみてきたように、観光政策においてもグリーン・ツーリズムが提唱され、様々な観点からグリーン・ツーリズム政策が推進されているが、それでもなお農山漁村地域は衰退している状況である。これは、グリーン・ツーリズムを産業の一部としか捉えていないために農山漁村地域が活性化しないのではないだろうか。これは、山下も指摘しているように、「農村における文化や歴史は、農林水産行政全体において、農業の文化政策化と呼ばれるほど重視されていない」からではないか（山下 2008 : 58）。そもそも、どの産業にも文化が存在するものであり、その中でもグリーン・ツーリズムで重要になってくるのは、農山漁村の生業から派生してくる文化、そこに暮らす人々の生活文化という文化的側面を主軸においた政策である必要があると考える。

次に、文化政策として国と地方自治体の変遷を概観した。国レベルでは、文化庁による文化財保護法を中心とした施策が実施されており、社会や時代の変化に対応しながら、文化財の定義が広い範囲をカバーするようになってきている。しかし、文化財保護法の定義で言われている民俗文化財について注目してみると、福田が「有形文化財は、文化財保護法という有形民俗文化財とは大きく異なる」と指摘しているように（福田 2016 : 22）、文化財保護法における定義と民俗学で言われている定義とはかけ離れたものになっている。

ところで、民俗学で言われている民俗資料の分類には、柳田國男の『民間伝承論』（初出 1934 年）及び『郷土生活の研究法』（初出 1935 年）がある。柳田は民俗資料を有形・言語・

心意性という三つに分類して論じている。まず、『民間伝承論』においては、「第一部は生活外形、目の採集、旅人の採集と名付けてよいもの、これを生活技術誌」であるとし、「第二部は生活解説、耳と目との採集、寓話者の採集と名付けてもよいもの。言語の知識を通して学び得べきもの」であり、「第三は骨子、すなわち生活知識、心の採集または同郷人の採集」であるとしている（柳田 1990a : 253-54）。次に、『郷土生活の研究法』では、資料分類の名称を変更し、詳しく述べている。第一部は、「有形文化」であり「衣食住」に関わる「物質的なもの」としている（柳田 1990b : 99）。第二部は、「言語芸術」とし、言語の採集には二つの「フォクロアとして入用なもののみ」を対象としており、一つは、「方言」の採集、もう一つは、「採集の手段」としている（柳田 1990b : 190）。第三部は、「心意現象」で、可視化できない地域内で共通認識されているような無意識の中にある心意である（柳田 1990b : 214）。

つまり、文化財保護法等の政策では、柳田が『民間伝承論』で述べた「心の採集」や『郷土生活の研究法』で述べた「心意現象」といった可視化できないものを対応としていないのである。

次に、文化財保護法の政策で重要なことは、従来は、文化財の保護に重点が置かれていたが、近年になってからは、活用の支援に重点が置かれはじめ、観光活用が注目されていることである。第1章でも先行研究を整理したように、農山漁村においても民俗文化についても盛んに観光に活用されている。

一方、地方自治体における文化行政の動きは、1970年代から盛んに議論し始められ、地域住民のための日常生活の文化について議論がなされ確立されていった。しかし、文化行政の実践においては、当初は文化施設の管理・運営や保存修景の手法をまちづくりに活かすなどの観点から行われていたが、地域住民のための観光振興から観光客のための文化振興へと問題がすり替えられてしまっている現状がある。

これは、文化政策が観光政策として政策転換が起こっているということである。中川は、「文化行政が単なる『経済』活性化の『手段』としての認識にとどまっていた自治体」では国の各省庁からの政策の影響、例えば「余暇・生活文化行政の推進、ゆとり社会構想、自由時間活用の研究、健康休暇・ボランティア休暇の普及促進、リゾート整備、グリーン・ツーリズム構想」により地方自治体の文化行政の主体性が失われていったという見解を述べている（中川 2002 : 145）。さらに、森は、「先進自治体がすでに取り組んでいる施策をパイロット事業・モデル事業として助成金事業を行ってきた」ことを指摘したうえで、政策は省庁が

決めて執行は地方に行わせる発想があると述べている（森 2009 : 12）。かつて柳田も、『時代ト農政』の中において、「補助金政策は誠に重宝な特効薬」だが、「断片的の智識」であると指摘している（柳田 1997a : 241）。

以上のことから、グリーン・ツーリズムは、農業政策や観光産業政策として位置づけられ展開がされてきたことが明らかとなった。つまり、農業や観光という産業の枠組みの中で展開されてきたもので、経済効果に偏重した形而下的なものであるといえる。一方で、1970年代に地方自治体によって議論されてきた文化政策論は、決して計量的側面のみからは計れない部分である文化について、どう行政が取り組んでいくべきかについて議論されてきたものである。そこで、文化政策の本意に立ち返り農山漁村の文化的側面について問題を考察し、文化政策の中に位置付けてグリーン・ツーリズムのあり方について述べる。

第2節 文化政策と文化資源

第1項 文化政策

文化政策の定義をみると、後藤は、「文化を対象領域とした公共政策である」と定義している（後藤 2001 : 1）。また端は、「都市や地域を含む広く社会全体にわたる諸現象を〈文化資源〉の視点から考察する学問」と述べ（端 2001 : 78）、さらに井口は、「常在の文化資源を活かして、地域の福祉水準を向上させるための公共政策である」と定義している（井口 2011 : 8）。本論文においては、井口が述べている定義を援用するが、これらの定義に共通していることは、文化あるいは文化資源をキーワードにして展開されている公共政策の一部であるということである。

また、後藤は公共政策としての文化政策の特徴として次の3つの特徴をあげている。1つ目は、「総合性」であるとし、「文化が人々の生活や地域の発展にどのように関わるのかという視点から、地域公共政策」として位置づけられなければならないこと、2つ目は、「地域固有の資源を文化や固有価値の視点から再評価し、創造環境という地域発展の総合政策に位置付けること」、3つ目は、担い手の側面から「創造環境の整備によって、一人一人の生活の質やコミュニケーションを良好にし、個人の自立を支援する政策」であるとしている（後藤 2001 : 19-20）。つまり、公共政策としての文化政策とは、文化を土台として地域住民の暮らしや地域が持続的に展開していくようにする必要がある。すなわち、持続可能な地域づくりに寄与する政策でなければならないということである。そして、地域固有の資源に価値を見出し、地域住民の生活の質の向上を図り、地域住民の暮らしを良くしていくための

政策である必要がある。したがって文化政策は、それぞれの地域の文化に立脚した展開をすることで、地域そのものやそこに住む人々の暮らしの自律、生活の質の向上を図るものでなければならない。そのためには、文化政策の公共性について論点を整理する必要があるが、これについては、次項で述べることにする。

第2項 文化の公共性

前項で筆者は、文化政策を地域そのものやそこに住まう人々の暮らしの自律、生活の質の向上を図ることが重要であるとした。本項では、文化政策が地域の公共性を有するにはどうすべきかについて述べる。

宮本は、「個人が所有している間は文化ではない。それが公共化されることで初めて文化としてみんながそれを保存しまた利用し、啓発される」と述べている（宮本 2014c : 95）。つまり、宮本が述べている文化の「公共化」とは（宮本 2014c : 95）、地域住民または地域全体による共有化が行われて、はじめて文化に公共性が付されることを明らかにしている。

ひるがえって、現在の農山漁村地域で共有化されていないものは何か、それは柳田の言葉を借りれば、「心の採集」であり（柳田 1990 : 254）、「心意現象」そのものにほかならない（柳田 1990 : 214）。なぜなら、「心の採集」や「心意現象」は地域内で共通認識されている無意識の中にあるか可視化できない心意だからである。

では、その「心意現象」は誰が有しているのか、それは、古老や地域の年長者ではないだろうか。これを可視化し宮本が述べているように地域内で共有化することで文化の公共性が付されるのである。すなわち、文化政策における公共性とは、地域の人々の中に眠る知恵や技術を可視化して保存し、利活用することにより、地域の福祉に役立てることで生まれるものである。

第3項 文化資源

文化資源学会の「文化資源学会設立趣意書」によると、文化資源とは、「ある時代の社会と文化を知るための手がかりとなる貴重な資料の総体であり、これを私たちは文化資料体と呼びます。文化資源体には、博物館や資料庫に収めきれない建物や都市の景観、あるいは伝統的な芸能や祭礼など、有形無形なものが含まれます」と定義されている（URL 66）つまり、有形無形問わず、文化という資源を取り扱っているのである。

そこで、次に文化という言葉の語源から考えてみたい。『広辞苑第6版』によれば、文化

とは、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む」とされており、「culture」の訳語である（新村編 2506：2011）。次に、訳語である英語のカルチャー（culture）は、ラテン語のコレーレ（colere）から由来しており、ラテン語では耕すという意味である（堀井編 1994：57）。哲学者の木村は、文化の根源を「耕作」に求めて、「耕作」とは地域の土地を耕し「作物を育てること」あり、その耕し方は風土や地形によって異なっていることを述べている（木村 1988：168）。風土や地形が異なれば、そこで育てている作物も当然違いが出てくる。木村は、『食』に代表される土地ごとの生き方の形式が『文化』である」としている。木村がいう「土地ごとの生き方の形式」とは、「祭りや宗教、建築様式、芸能、言語、風俗、習慣、歴史と伝統」など、人々が生活の中で有形無形を問わず形成してきたそれぞれの土地に根付いているものである（木村 1988：169）。つまり、人類が有史以来つむいできた生活そのものに他ならない。

そして、農山漁村の文化資源について言うならば、田・畑・酪農・漁業などから得られる生産物、住宅、集落ごとに行われている祭りや行事など農業・漁業・林業に基づいた生活全体を表している。

第3節 文化政策とグリーン・ツーリズム

本節では、文化政策の枠組みの中で観光を捉え、農山漁村における観光形態の一つであるグリーン・ツーリズムを文化政策として位置づけなおしを試みる。そこで、文化政策の枠組みにおけるツーリズムの捉え方や展開の仕方を検討したうえで、グリーン・ツーリズムのあり方について述べる。

第1項 文化政策における観光

前節において文化資源とは、人々が暮らしの中でつむいできた生活そのものであるとした。文化政策としての観光を考えるならば、文化資源を活用した持続可能な地域づくり、人々のコミュニケーションを図り、地域住民の生活の質の向上につながる政策でなければならない。

ところで、第1章第2節で、筆者は観光の語源から観光の意味や地域へのまなざしを論じた。そこで観光とは、国のたからものを観て、そこから民衆の活動状況や国（地域）の状況を類推することで、地域の人々が創り出した地域資源を観ることであるとした。そして、地

地域資源を観るまなざしとして『徒然草』や民俗学者の宮本常一の視点を考察した上で、地域資源という「モノ」や「コト」を通してその地域に住まう人々の生活の様子を類推することができ、それは古来からの日本人の旅観として現実に継承されている考え方であると論じた。こうした地域資源も人々が生活の中で形成してきた「モノ」であり、そこに内在している文化性も類推することができるものであるため、地域資源も文化資源であると言える。では、地域にある自然資源や環境資源はどうであろうか。

観光は、観光の対象や目的となるすべてのものが文化資源となり得る。よって、結論から言えば、自然や環境資源についても文化資源となるのである。例えば景観ということについて言うならば、宮本が次のように述べている。

景観というのは、そこが新田村としてひらかれていたということで、この台地は原始のままの姿というのはほとんどなく、風景のすべてに人手が加わっていた。そこにある木も草も、そこに住む人によって管理され、その風景が人の心をひくものがあるとするならば、それはそこに住む人たちによって、その風景が生活を守り、ゆたかにする工夫の中から生まれたものであったからである（宮本 1975 : 88）。

また井口も、「自然資源に対して一定の意味付けが、多くの人々が共有する価値観の表象としてなされたときに、その自然資源は文化資源ともなり得る」と述べているように（井口 2011a : 9）、人々の主観が大きく反映されたときに文化資源となり、観光の対象とされ活用されることになる。

以上のことから文化政策としての観光は、文化資源という「モノ」や「コト」を通じて、地域の人々の生活のあり方や歴史を観る行為であるといえる。

第2項 文化政策としてのグリーン・ツーリズム

文化政策における観光の資源とは、地域の文化資源という「モノ」を通して観る人々の生活のあり方や歴史であるとした。そうした生活のあり方や考え方を生み出すものになる自然資源や環境資源も観光の資源に含まれる。一方、グリーン・ツーリズムの文化資源とは何であろうか。前節でみた通り、農山漁村における文化資源とは、農業・漁業・林業という第一次産業を中心とした産物、そしてその地域に住まう人々が暮らし紡ぎ出してきた生活そのものであるとした。つまり、農山漁村地域での産物や自然資源はもとより、そこから生み

出される暮らしの工夫や知恵、生活そのものであるということが出来る。

以上のことから、文化政策としてのグリーン・ツーリズムを捉え直すとするれば、農山漁村地域が有史以来つむいできた有形無形の生活そのものや生活の中から生み出される知恵や工夫を来訪者が地域住民とのコミュニケーションの中で体感し、理解し合うという一連の行為そのものであるといえるであろう。そして、そうした行為を促す役目を果たすのが文化政策であるということになる。もちろん、この文化政策が来訪者を地域住民より優遇するようなものであってはならない。来訪者と地域住民が対象である政策でなければならない。この政策は、地域住民の福祉や生活の質の向上に資するものでなければならないからである。

第4節 小括

本章において、国のグリーン・ツーリズム政策と国及び地方自治体における文化政策の論点について整理を行った。グリーン・ツーリズム政策は、農業政策や観光政策の枠組みのなかで一つの産業としてしか捉らえていないことを指摘し、どの産業にも文化が存在するものであり、文化を土台とした政策を図っていく必要があることを述べた。一方、文化政策では、国レベルでは文化財保護法を中心に政策が推進されてきたことを受けて、文化財保護法における民俗文化財の定義について民俗学における民俗資料の分類との比較を行い、文化財保護法では可視化できないものは取り扱っておらず、国と民俗学で民俗資料の分類に大きな差が生じていることを論じた。また自治体では、地域住民のための文化振興から観光客のための文化振興へと目的がすり替わっていることを指摘した。さらに各自治体は、国の政策に合わせて体制を整えている状況であるとした。そこで文化政策の意義を再度見直し、文化政策の枠組みの中でグリーン・ツーリズムを位置づけなおすことを行った。

文化政策とは、文化あるいは文化資源を土台とした公共政策であることから、まず文化の公共性について宮本が述べている文化の公共化を手掛かりとして、文化政策における公共性について述べた。最終的に文化政策の公共性とは、地域の人々の中に眠る知恵や技術を可視化して保存し、利活用することにより、地域の福祉に役立てることで生まれるものである。

次に、文化資源について検討を行った。ここでは、文化に含まれている「耕す」という意味から、各土地に根付いている生活そのものであるとした。そして、農山漁村の文化資源とは、田・畑・酪農・漁業などから得られる生産物、住宅、集落ごとに行われている祭りや行事など農業・漁業・林業に基づいた生活全体を表しているものとした。

そして、文化政策としての観光は、文化資源という「モノ」や「コト」を通じて、地域の

人々の生活のあり方や歴史を観る行為であると述べた。

最後に、文化政策としてのグリーン・ツーリズムを捉え直すとすれば、農山漁村地域が有史以来つむいできた有形無形の生活そのものや、生活の中から生み出される知恵や工夫を来訪者が地域住民とのコミュニケーションの中で体感し、理解し合うという一連の行為そのものである。そして、文化政策の枠組みの中での観光を捉えるということは、来訪者と地域住民が共創し合える政策でなければならない。つまり、地域住民の福祉や生活の質の向上に資するものでなければならないのである。

このように、農山漁村側も地域が本来持っているコミュニティや地域の風土と生業と暮らしの中で、つむがれてきた文化を土台としたグリーン・ツーリズムでなければ、経済的理由や観光ということにとらわれることなく、持続可能な地域づくり、文化の創出は難しい。その地に暮らしてきた人々の、可視化できない心性や生活文化を再度評価することが大切である。そのためには、人々の日常生活や可視化できない「モノ」や「コト」に焦点を当てた学問である民俗学の知見を活用する必要がある。次章において柳田民俗学を援用して論じる。

第5章 文化政策学を俯瞰する民俗学的知見

前章では、文化政策学の枠組みの中でグリーン・ツーリズムの捉え直しを行った。その中でも、文化資源について言及すれば、農山漁村の文化的な側面に関しては、可視化できる文化のみに焦点が当てられてきていないのが現状であることが明らかとなった。また、重要なのは、可視化できない「コト」を評価し、グリーン・ツーリズムの中に織り込んでいくことの必要性について論じた。本章では、柳田國男を参照しながら農山漁村における文化的側面に的を絞って、可視化できない「コト」について考察する。それに加えて、次章以降での事例研究にあたり、方法論及び事例対象地の検討を行う。

第1節 柳田國男の視座を中心とする農山漁村文化の発見

第1項 柳田國男の問題意識

本項では、民俗学的知見として、日本民俗学を構築した柳田國男を取りあげて検討する。柳田が晩年記した『故郷七十年』（初出 1959）によると、1885年の飢餓を経験したことから、「飢餓を絶滅しなければならないという気持ち」が民俗学の構築や農商務省に入るきっかけとなったと回想しているように、（柳田 2014：41）柳田の学問形成には、生い立ちと深く関係性があるため、柳田の生い立ちを記したうえで、柳田の農政学及び民俗学の構築期（1900年～1920年）を中心に述べる。

柳田（旧姓、松岡）國男は、1875年、兵庫県神東郡田原村辻川（現在の福崎町）に医師をしていた松岡操と母たけの六男として生まれ、1962年に88歳の生涯を東京で終えている。柳田が生きた時代は、明治維新後、地租改正が開始された時期に誕生し、近代化、戦争期、高度経済成長の開始時期にあたる時代であった。幼少期は出生地の兵庫県で過ごしているが、幼少期の様々な経験から学問形成がなされている。たとえば、「私の家は日本一小さい家だ」と柳田が記しているように（柳田 2014：26）、家の構造や家族内の関係性、街道沿いの様子、辻川の嫁入りの様子など経験してきた事と他地域との比較によって学問形成がされている（柳田 2014）。11歳の時には、近所の三木家という旧家に預けられ、その家にあつた蔵書を読破している。その後1887年、茨城県北相馬郡利根町布川にある開業医をしていた兄の松岡鼎の家で暮らしている。利根川沿いにある地は出生地とは異なり、貧困に苦しむ人々の姿や近所のお寺で見た間引き絵馬をみた体験をしたという。1890年には東京に移り住み、三男の井上通泰と暮らし、1897年、東京帝国大学法科大学政治科に入学し農政学を学んだ。柳田はその理由を次のように述べている。

大学はせつかく法科へ入ったが、何をする気もなくなり、林学でもやつて山に入ろうかなどとロマンチックなことを胸に描くやうになった。しかし林学はそのころいちばん難しい実際科学で、大変数字の力が必要であつた。私は数学の素養が十分でないので、農学をやることにした。両親もなくなり、もう田舎に住んでもかまはないくらいのものであつた。そこへ松崎蔵之介といふ先生が、ヨーロッパ留学から帰り農政学（アグラール・ポリティク）といふことを伝え、東京大学で講義をしてをられた。新渡戸博士が東大へ来る以前の話だが、そんなことから、私も農村の問題を研究して見ようかといふことになり、卒業して農商務省の農政局農政課といふ所に入ったのである〔ママ〕（柳田 1971 : 255）。

こうして、柳田は松崎との出会いを契機として農政学の道に進み、1900年から農商務省農政局農政課に勤務し、官吏として働くこととなる。その後、農政学から民俗学へと学問体形を形成していくのである。

ここからわかる柳田の問題意識は、「学問救世」（柳田 1990b : 95）、「経世済民」という言葉で表されるように、「なぜ農民は貧なりや」という根本的な問題を解決するためである（柳田 1990b : 94）。つまり柳田によれば、「我々の学問は、結局世のため、人のためでなくてはならない。すなわち、人間生活の未来を幸福に導くための現在の知識であり、現代の不思議を疑ってみて、それを解決させるために過去の知識を必要とするものである」と述べている（柳田 1990b : 30）。すなわち、現在の起こっている問題から日常生活の歴史を明らかにして、解決策を考えて、そこに住まう住民の生活が豊かになるにはどうしたらよいかを導き出そうとしたのである。

第2項 柳田農政学

就職すると同時に大学などで農政学の講義を行っており、その講義録が、『柳田國男全集 第30巻』に所収されており、『農政学』、『農業政策』、『農業政策学』という論文にまとめられている。本研究では柳田農政学の中でも、『柳田國男全集 第29巻』に所収されている「中農養成策」を取りあげてみる。「中農養成策」（初出1907年）では、農業の「独立自営」を目指そうとするもので（柳田 1991b : 558）、例えば、商工業との兼業や農業の閑散期においては副業をして生計を立てている問題を取りあげ、農家数を半分に減らすことで農業の

発達、「実力ある農家を作るべき」としている（柳田 1991b : 559）。そしてそのためには、市場経済を考え農業についても保護政策を推進していくのではなく、商工業と同じように独立したものにならなければならないとしている（柳田 1991b）。さらに、農家数を減らすことで、一戸あたりの土地の面積を増やし大農を目指すのではなく、小農から中農を育成していくことを掲げている（柳田 1991b）。この柳田の主張した政策論は、農商工の自律を唱えた農商工鼎立併進論¹⁷であった。つまり、柳田が農政学の中で捉えようとしていたのは、農業という営みによって農業や農民の自律を考えた政策である。

次に、『時代ト農政』（初出 1910 年）では、「私が学問学問とえらそうに申しますのは横には国の全部、縦には過去と未来を包含した総括的研究をいうのであります」と述べているように（柳田 1991a : 17）、現在の国が抱えている問題を、過去がどうなっていたのかをふりかえり、未来をどうしていくのか総合的に見ていく必要性を論じているものである。さらに農政を考えてみると、「農業経済の学問などは最も中央集権にはてきしておりませぬ」と述べているが（柳田 1991a : 21）、「僻遠の山村」もあるため、「平地農に対する農政ばかりではすまぬ」と述べている（柳田 1991a : 28）。つまり、政府からの画一的な政策ではなく、「町村がうんと力をいれねばなりなすまい」と述べているように（柳田 1991a : 29）、各地域の状況にあった地方分権の政策が農業には必要という指摘もしている。地域の農業振興をしていくための現在の農村が抱えている問題点として、論文の構成は、「田舎対都会の問題」、「町の経済的使命」、「日本における産業組合の思想」、「報徳社と信用組合との比較」、「小作料米納の慣行」となっており、論文が書かれた殖産興業が盛んに行われていた時代における現在の問題点を、江戸時代農業に関わる歴史的な慣習や社会などを踏まえたうえで、考察が加えられている。例えば、河本も『時代ト農政』について、次のように述べている。

この論文は、どのように農業を方向づけるか（農政）、農業国家の国家的施策をどのようにするか（政策対応）、農業振興のためには何を行う必要があるのか（農業改良）という議論の立て方ではなく、むしろ農業を生活の営みとして、一つの社会文化として現状の分析を行うものである。農業の生活感情、農業の時代的、社会的変化、農民の生活感の変化を描こうとしている（河本 2014 : 12）。

¹⁷ 農商工鼎立併進推進論については、岩本由輝によって横井時敬・新渡戸稲造・松崎蔵之介・柳田國男・川上肇の論文からその系譜を整理がされている（岩本由輝 1990 : 214-32）。

こうしてみると、農業を可視的・産業的な一面的ともいえるな見方ではなく、不可視な状況で、その中に隠れている江戸時代以前から続く農業の社会の変遷や生活文化を含めた今後の農業政策のあり方を考えていたことが窺える。それは、「中農養成策」でも「近年においては、工業労働者の生活にしても小農の生活よりはるかに幸福なり」と述べられているように（柳田 1991b : 560）、近代化が進められている日本においてもまだ農民の生活が良くならない状況下において、柳田の問題意識は、農業の表面的には表れない農業の営みの中から生まれてくる地域文化や地域に暮らす人々へと関心が向けられていくのである。

第3項 農業文化論

法務局の参事官時代に柳田は、各地へ視察旅行に出かけている。すなわち、旅から各地に残された人々の生活の様子を記している。その代表的なものが、『後狩詞記』（初出は 1909 年）と『遠野物語』（初出 1910 年）である。『遠野物語』は、その叙述の形態から一般的に文学的作品と捉えられてしまうことが多い。折口が「先生の學問」（初出 1947 年）の中において、次のように述べている。なお、折口がいう「先生」とは、柳田のことである。

學問の表現技法が、先生によつて、すっかり變化して來てゐるのです。一例で、而も重要な例を申しますと、先生の表現にはかう言ふ特異性がある。對象が明快でない、といふより複雑すぎるものを表現によつてはつきり捉えて來てゐられる。この行き方は、日本の學者としては、明治以降も、まことに少ないのです。先生の文章がわからぬのではない。對象が複雑なのです。文學的直観を表現するといふ様なことではない。その直感と表現との間に、非常な生活力がある。その生活力が極めて深くて廣い表現力を生み出して來るのです。とにかく先生の表現は、そこまで表現しないですましてゐる世間にとつては、あまり入りこみが深過ぎる。人々にとつては、とりつきにくいところが出て來る訣なのです。これを卒業しなければ、先生の學問はつかむことが出來ません。何よりも、先生の表現を、正しくうけとることにつとめねばなりません〔ママ〕（折口 1976 : 519）。

つまり、叙述の仕方は文学的ではあるが、その中にある地域の暮らしや文化の意味を読み解く必要がある。本論文では地域に残されている生活文化を読み取るために、『後狩詞記』

と『遠野物語』を取りあげる。

『後狩詞記』は、1908年に九州に視察旅行に行った時の宮崎県椎葉村の様子が記述されている。柳田は、「鉄砲という平民的飛道具を持って、平民的の獣すなわち猪を追いかける話」であると述べているように（柳田 1989：13）、狩猟に関する記述が中心となっている。それに加えて、主要な生業として焼畑農業や「椎葉の家の建て方はすこぶる面白い」と述べられている（柳田 1989：17）。

『遠野物語』は、1910年に刊行されており、119話で構成されており、遠野に伝わる天狗や河童などの伝承や地勢40の区分に分けてについて、佐々木鏡石から聞いた「現在の事実」が書かれている（柳田 2013：7）。その伝承の中にも遠野の生活文化についても織り交ぜられている。

例えば、次に2話には、「若き三人の女神各三つの山に住し、今もこれを領したまふゆゑに、遠野の女どもはその妬みを恐れて今もこの山には遊ばず」と今でも山で遊ばない様子がかがえる（柳田 2013：18）。また、6話には、「遠野郷にては豪農のことを今でも長者といふ」と昔から言われていた言葉が使われていることが述べられている（柳田 2013：19）。さらに、80話では、「田尻家の家」の見取図が示され、遠野郷の家屋の様子が示され、「屋敷めぐりは畠にて、囲墻を設けず。」と家の周りには垣根が作られていないことが述べられている（柳田 2013：48）。

このように、東北と九州という異なる地域の現在の生活が記述され、その中にも生活史が残っており、本来の日本人の姿をそこに見てとることができる。福田は次のように述べている。

柳田国男が発見したのは山人とか山民と表現される山間奥地に住む人びとの生活であり、文化であった。彼らを平野部に住み稲作民から圧迫を受けて山間地に追いやられた先住民の子孫と考えた。彼らの独自の生活文化を発見し、再評価した。（福田 2009：53）

このように、各地の農業を営む人々の日常生活の中にある文化というものに関しては、今まで重要視されてこなかったが、独自の生活文化が形成されていることに対して記され、それによって日常の中にある文化に注目していくようになる。柳田は、農民が暮らしてきた生活文化の歴史性に目を向け生活文化に価値を見出したのである。その中には、文化というベールに包まれた目に見えない日常生活の営みも含まれている。

さらに言えば、民俗学的知見を活用することで、グリーン・ツーリズムは持続可能な地域づくりや文化の創出が可能になるのである。

第2節 事例研究の方法論

本章第1節では、民俗学的知見の重要性について論じてきた。そこで、事例考察をするにあたり、民俗学の方法論を援用したい。民俗学の方法論は、柳田によって確立されたが、その後、民俗学方法論は、議論されてきたものの「民俗学は、個別問題の調査研究を行っている研究者が片手間に方法論を考えている状態」が続いている（福田 2016:4）。したがって、柳田の『民間伝承論』及び『郷土生活の研究法』を手掛かりとしながら事例調査を行うこととする。

柳田は『郷土生活の研究法』の中で次のように述べている。

文化は継続しているので、今ある文化の中に前代の生活が含まれているのである。文字に書いて残したものと比べて、史料としての価値がどれだけ違うだろうか。かりに一方は判を押した証文であり、他の一方は単なる形跡だけだから、同じに取り扱うことはできぬとしたところがもしも書いたものが何一つ残っておらぬとすれば、第二の手段としてはこちらによる他ないのである。その上に書いた証拠というものは精確だと言っても、通例は一回限りの出来事を伝えているに反して、こちらは今日何千人というものが、時によると一日三回も五回も、または同じ季節にそこでもここでも、くり返し見せてくれる現実の行為である。それを寄せ集め重ね合わせてみれば、存在はずっと確かになる。こういうものを残された証拠として考えていけば、行く行くは無記録地域の無記録住民のためにも、新たなる歴史が現出して来るということ、これが私たちのぜひとも世に広めたいと思っている郷土研究の新たなる希望である（柳田 1990a : 19-20）。

つまり、現在残っている文化から文献資料ではわからないような人々が暮らしてきた生活文化を明らかにすることである。人々の関わりや目に見えない暗黙知の領域までを含めたことを解明していくためには、実証的なアプローチから探っていく必要があるということである。そして、もう一つ重要なことは、残っている事実を「寄せ集めて重ね合わせ」、つまりカテゴリー別整理をし、比較、それぞれの事象における関係性などから地域社会を重層的に捉えようとする方法を掲示している。

本研究における事例の考察の主眼のひとつが、農山漁村の文化を五感で体験しながら味わうグリーン・ツーリズムであるという点から、柳田民俗学の方法論は有効であり、重要なことであると考えられる。

第3節 事例対象地の検討

第1項 事例の必要条件

本論は、文化政策学的視座からグリーン・ツーリズムの新たな知見を見出すことを目的としている。そのため事例研究においては、地域が本来もつコミュニティの中で、農業の文化的資源の保存・利活用をどのように包含しているのかについて実証的に明らかにしていくことが必要である。つまり、農山漁村地域の自然や歴史、その地域で培われてきた農業から派生する生活文化や生活様式など、農村文化を土台としたグリーン・ツーリズムの展開が必要な条件となる。さらに、地域住民の地域社会と暮らしと観光の三つを鼎立させて持続可能な観光を取組んでいることも重要な条件である。

農業文化を土台としたグリーン・ツーリズムの必要条件は、各地域の農山漁村の風土、歴史を知り、農業を中心とする営みの変遷や生活誌を把握することである。したがってこの事例研究では、各地のグリーン・ツーリズムの現状の取り組み体制や受け入れ状況を確認することとする。各地域の歴史や生活誌等の把握については、文献資料を中心として、現状の取り組み体制や受け入れ状況については、取組みの主体となっている関係者へのヒアリング及び受け入れ先の農家へのインタビューや参与観察を中心に質的調査を実施する。

第2項 対象地の検討

次に調査対象地の検討をするにあたり、農業の文化的資源を活用し、地域独自の展開を図っているところを取りあげることとする。本論文においては、日本国内を前提としているため、国内の事例を中心にその参考となる海外の状況及び事例も取り上げることとする。海外においては、ヨーロッパで行われてきたグリーン・ツーリズムを参考に日本型の形態が考えられてきたことからヨーロッパを検討し、中でもイタリアにおけるアグリツーリズム（グリーン・ツーリズムと同義）を対象とした。その理由としては、後述するアグリツーリズム法と呼ばれる法律が国によって整備されていること、地域ごとに小規模経営で、農業の文化的資源を活用した独自の活動がされていることから対象として選定する。イタリアについては、アグリツーリズムに関する法律とイタリア国家統計局の資料から現状を確認するとと

もに、現地調査として2014年12月30日～2015年1月6日に訪れたトスカナ州の農場、及び2016年8月4日～15日までアグリツーリズムに関するワークショップにおける関係者へのヒアリングやフィールドワークより考察を行う。

また、国内の事例候補地として、宮崎県北きりしま地区、宮崎県椎葉村、山口県周防大島町、和歌山県田辺市上秋津野、長野県飯田市の5ヶ所に参与観察及び関係者にヒアリング等を実施して検討した。その結果、対象地とした地域は、宮崎県椎葉村、山口県周防大島町、長野県飯田市の3ヶ所とした。選定の理由としては、宮崎県椎葉村は、山間地であり平家の落人伝説が今でも残っており、山間地特有の食文化や農業文化を形成し現在でも従来の農業文化を継承している地域である。また、山口県周防大島町は、瀬戸内海に囲まれている地であり、農業を中心として漁業も行われている地域である。全国でも高齢化率が高いこの地は、近年移住者による地域資源の評価が行われ、グリーン・ツーリズムの活動が行われている所である。長野県飯田市は、1998年に始まっている事業で飯田型と呼ばれているように全国でも先進地としてモデルとなっている事例である。筆者は、2004年からフィールドワークを行っており、修士論文¹⁸でも取り上げた事例でもある。修士論文では、都市と農村の交流という視点から飯田市のグリーン・ツーリズムの事例を扱い、地域側は過度なおもてなしをせず、農村の「ほんもの」の日常生活を体験する場を提供し、訪れた人々は、農業や農村の文化を理解し人々の交流を通して共生関係に繋がっているとし、そこにおいては、住民の自治によって築かれてきた日常の暮らし文化の蓄積が根底にあるとした(川崎 2006)。また、安藤は、地域活性化における政策学的実践として鶴見和子の内発的発展論を中心に柳田国男の常民の概念を基に飯田市及び下伊那郡を中心に行われている公民館活動、人形劇フェスタ、グリーン・ツーリズムの事例から考察をしている(安藤 2016)。その中でも、グリーン・ツーリズムをあげてみると、住民の「学び」から生まれたものであり、人々の生活の中で培われてきた自然や歴史、文化を活用した取組みとしている(安藤 2016)。しかしながら、人々が暮らしの中で形成してきた農山村の歴史や生活誌に関しては詳しくふれていないことから選定の対象とした。

次に、対象地から外した2ヶ所について予備調査及びヒアリングの結果を基に理由を述べる。

¹⁸ 修士論文の題目は、「都市農村交流型グリーン・ツーリズムにおける地域活性化について」である。観光という視点からグリーン・ツーリズムを捉えて、都市農村交流型のグリーン・ツーリズムの今後の展開について実証的に明らかにした。

まず、宮崎県北きりしま地区については、2014年10月より取組み主体である北きりしま田舎物語推進協議会の当時会長であった富満哲夫及び野菜ソムリエという立場で北きりしま田舎体験物語推進協議会をサポートしていた大角恭代に現状の取組み状況について情報提供をして頂き、2016年8月26日に北きりしま田舎物語推進協議会の会長である加藤シゲ子、事務局長の小倉憲子、事務局員の福岡朋子、前会長の富満哲夫にヒアリングを実施した。ヒアリングの内容については、取組みの経緯と現在の活動状況を中心に問題点や課題などについて2時間程度お話を伺った。そこにおいては、2004年から取組みが開始され、北きりしま地区の2市1町（小林市・えびの市・高原町）の農家が主体となり主に中学生を対象とした体験修学旅行の取組みを行っている。前会長の富満哲夫は、「昔からある農家の形」を知ってもらいたいという思いで受け入れをしているという。このように、北きりしま田舎物語推進協議会においては、農業文化の点においては、事例地の要件は満たしているものの、滋賀県蒲生郡日野町の三方よし！近江日野田舎体験推進協議会¹⁹をモデルとしているという点に関して、地域の独自の展開がされているという点には該当しないため、対象地からは除外した。

次に、和歌山県田辺市上秋津野については、2016年2月8日にフィールドワークを実施した。小学校が廃校になった跡地を利用して秋津野ガルテンという拠点施設を作り、農家レストラン、宿泊施設、農家体験などができる環境の整備をしている。秋津野ガルテンは、農業法人である株式会社秋津野が運営している（URL 67）。全株主の半分以上、取締役の3分の2以上が農業者である。出資者は、489名となっているが、農業従事者ばかりではなく、地元に住んでいる会社員なども含まれ、地域住民が計画の段階から加わり、地域活性化の為に事業を行っているのである。運営母体は、地元住民であり、地元住民の手でまちづくりを進めてきたものが事業化したものである。その契機となっているのが、1889年の大水害である。この水害により地域がほぼ壊滅状態となり、その後十数年をかけて住民の手で復興した協調精神から1957年に和歌山県初の社団法人愛郷会（あいごうかい）が発足した。愛郷会は、「活動で得られた収益は、地域全体の公益（1番目は教育の振興、2番目は住民福祉、3番目は環境保全）のために収益を使う」という方針が定められたのである。つまり、地域住民が自ら活動し、地域の為に還元するという住民同士の繋がりの中で地域づくりが形成

¹⁹ 三方よし！近江日野田舎体験推進協議会によると、近江日野の生活文化体験をすることによって、その土地に受け継いできている精神を体感することができるグリーン・ツーリズムの展開をしている（URL 68）。

されてきたものである。その活動が広がりを見せ、地元の農業に対しても地元住民が参画し、活動を行っているのである。

上秋津野の取組みは、地域独自の主体形成によって進められているところに関しては地域の独自性はみられるが、農家に宿泊するという形態はとっておらず、拠点施設に併設された宿泊施設に泊まるという視点からすると、農家の農業文化に直接触れる機会が少ないため、本論文では取り上げないことにする。

以上のことから、対象とする国内の事例地は、宮崎県椎葉村、山口県周防大島町、長野県飯田市とし、海外においては、イタリアを取りあげることとする。事例の検証としては、農業の文化的資源を活用した独自の活動がされていることとしているため、対象地域の概要、農業の文化的資源の整理を行い、グリーン・ツーリズムがスタートした経緯、取組の主体と目的に加え実際に農家民宿を行っている農家へのヒアリング及び参与観察と資料を基に事例研究を行うこととする。

第6章 農業文化を活用した事例分析

本章では、農山漁村の文化的資源を活用している事例として、山口県周防大島町、宮崎県椎葉村、長野県飯田市を取り上げ、地域が本来持つコミュニティの中で、農山漁村の生活文化がどのようにグリーン・ツーリズムに包含されているのかについて明らかにする。具体的には、地域の歴史や民俗文化的な特徴、その特徴を活用した取り組みとしてグリーン・ツーリズムの現状について、文献・資料と関係者へのヒアリングをもとに考察する。

第1節 移住者を中心とする展開—山口県周防大島町の取り組み

第1項 対象地域の現状

周防大島町は、山口県南東部に位置し、瀬戸内海に浮かぶ島々からなる町である。1976年、周防大島に橋が架けられ、対岸の柳井市と繋がっており、南は愛媛県と接している。島の大半は600メートル級の山々で占められているが、瀬戸内海の海に囲まれており、温暖小雨の瀬戸内海気候である。

現在の周防大島町は、2004年10月に周防大島町の中にあつた大島町、久賀町、橘町、東和町の4町が合併して誕生した。また、周防大島町は、周防大島とその周辺の30の島が含まれており、そのうち5島(情島・浮島・沖家室島・前島)は有人島である。沖家室島とは、1983年、宮本が尽力した離島振興法により、沖家室大橋²⁰がかけられ、周防大島と繋がっている。

人口は、2016年4月の住民基本台帳によると、17,465人、そのうち65歳以上の高齢者が9,053人、高齢化率は51.84%と住民の半数以上が高齢者である。

次に産業について、2010年の国勢調査から産業別就業人口と構成比率をみると、第一次産業は1,917人で、構成比率は24.9%、第二次産業は1,190人、構成比率は15.4%、第三次産業は4,596人で構成比率は59.7%となっており、第一次産業の構成比率に注目してみると、1970年は50.5%で、それに比べると約半分に減少しているものの、山口県の5.5%に比べると大幅に上回っている(URL 69)。主な農産物としては、みかん、さつまいもなどがあり、そのなかでもみかんは、山口県産の約90%を生産している²¹。また、近年ではジ

²⁰ 沖家室大橋の橋の袂には、「此の橋は全国同胞の協力によってできました。感謝します。沖家室島民」と書かれた碑がある(2014年12月6日筆者の参与観察による)島の生活の向上のために、島民の協力によって建設されたものである。

²¹ 2014年12月6日、JA山口大島への聞き取り調査による。

ヤムやハチミツ等の特産品の開発が多く進められている²²。

第2項 島の歴史と生活誌—人口と産業の移り変わりを中心に

本項では、農山漁村の生活文化がどうグリーン・ツーリズムに包含されているのかを考察することになり、関連する島の民衆の歴史、特に人口の推移と生業の変遷を中心に述べる。これは周防大島のグリーン・ツーリズムの取り組みと関係性が深いと考えられるからである。以下では宮本の著書である『郷土の歴史』及び『東和町誌』に依拠しながら民衆の生活誌の変遷について述べる。

生業を中心とする民衆の暮らしが詳しく述べられているのは、江戸時代の初め頃のことであり、宮本・岡本が「家屋敷が急斜面に面しており、石垣を築いてその上に家を建てた」と述べているように人々が定住して以後のことである（宮本・岡本 1982：309）。

まず、人口の推移と世帯数から述べる。『東和町誌』によると、1750年、戸数は812戸、人口は3,070人、1842年は戸数が2,923戸、人口が16,616人、1862年には、3,261戸、人口は18,650人となっている（宮本・岡本 1982：388）。1750年から1842年の約100年のうちで戸数は3.6倍、人口は5.4倍にまで増えている。これは江戸時代中期頃の開墾につれて畑が増えている」（宮本・岡本 1982：352）と述べていることから分かるように、人口が増えることで生活していくために農業をし、食料を確保していたことが窺える。畑はほとんど山を切り開いて作られ、水田は少なかったが、人々は「米・麦・粟・キビ・豆類」を生産していた（宮本・岡本 1982：389）。また、人口が急激に増えた要因としてサツマイモの伝来がある。「民間人の手によって伝播」したサツマイモは、周防大島内全体に拡大し、山を切り開き、畑にしてサツマイモを多く生産したことによるものである（宮本・岡本 1982：400-02）。

人口が増えたことにより、食料事情やサツマイモが少なく貨幣経済の進展とともに、人びとの生活は苦しく、生計も立ちにくい為、島の外へ出稼ぎに行くようになる。四国や九州などに行く人が多かったが、1885年、ハワイ官約移民として944名がハワイに渡っている（URL 70）。また、1945年頃には、その他にもアメリカ、カナダ、ブラジル、ペルーなど210名ほど移民として出稼ぎに出かけている（宮本・岡本 1982）。

²² 瀬戸内ジャムズガーデンがその一例であるが、地元で収穫される季節の野菜や果物を使用しジャムとして加工し販売している。

次に、人々の生業としては、農業を中心に行われてきたが、塩田、漁業、商業、大工、石工といった職人など、農業以外の職も拡大していった。そのうち、漁業は、海藻や貝をはじめ、イカナゴ漁さらに、イワシ、タイ、サバ、鈴木などの漁へと拡大していったが、イカナゴは、ホシカと呼ばれる干し物にし、岩国へ船で売りに行き、帰りに綿を買って積んできて、それを農家の副業として女性たちが糸紬をして、反物として大阪へ売りに行って現金収入としていた（宮本・岡本 1982）。

明治以降、急速に産業変化が起こり、まず新たな産業として養蚕が登場してきた。宮本によれば、山口県が奨励した養蚕が盛んに行われていた時期に、宮本の父である宮本善十郎が出稼ぎにいった汽車の中で、県の養蚕関係の人にであったところがきっかけで、善十郎は養蚕について学び、養成教師の資格を取得し、「村の有志と共に共同飼育所」を建設し指導をしていた（宮本・岡本 1982：781-82）。そして、大正期には山口県最大の養蚕地となったのである（宮本・岡本 1982：784）。養蚕は農家の副業としてされており、それまでサツマイモ畑だったところを桑畑に変えて生産されていたが、1919年以降、生糸の相場が下落したことを受けて、みかんの栽培が拡大していった。みかんの栽培を推奨したのも宮本の父、善十郎が軒先にみかんを栽培しておけばお腹の足しになると、一軒一軒住民に話をして広めていたのである（宮本 2014a）。そして現在の周防大島ではみかん畑の風景が形成されているが、この風景はこの頃に端を発しているものである。

漁業については、1960年に養殖事業が入ってきている。これは水産類の減少に伴い、養蚕事業を始めようとしたが、島にはノウハウがなかった為、「三重県の村田真珠株式会社」が事業を開始し（宮本・岡本 1982：874）、その後、島の住民が真珠養殖の経営を始めている。1970年には、真珠の価格が暴落し、三重県の業者は撤退、住民が経営した所も事業を取り止め、その後は牡蠣の養殖を始めている（宮本・岡本 1982）。

このように人口の増加に伴い生業の多様化、出稼ぎや産業についても社会や経済状況によって新しいものを受容し、人々の生活の営みの中において変化してきているが、明治以降の人々の生活する家屋についても変化が見られている。麦稈きの屋根から瓦屋根へと変化をし、大阪の町家のような中二階の家が多くなっていった（宮本・岡本 1982：77-79）。これは大工の出稼ぎから帰ってきて建てられた家やハワイから帰ってきた人たちが家を新しく建てたことによる。ハワイから戻ってきた人たちが建てた家の建物は、二階建てで障子ではなくガラスを使用し、土間は、竈を高い台の上において腰をかけて薪をたく様式であり、間取りについては、田の字型ではなく鉤型になっていた（宮本・岡本 1982：79）。

海岸沿いについては、1946年の南海地震をきっかけとして防潮堤が築かれ、砂海がなくなっている（宮本・岡本 1982：81）。

第3項 経緯と受け入れ体制

本項では、周防大島町のグリーン・ツーリズムの取組の経緯と受け入れ体制の現状について、事前資料と聞き取り調査をもとに記述する。なお、聞き取り調査については、2014年12月7日に観光協会の西山喬と周防大島町産業建設部商工観光課の中岡貴史へ聞き取り調査を実施したものである。

第1目 取組みの経緯—事前資料をもとに

2004年、周防大島町が合併したことを契機に山口県の事業として取り組みがスタートし、観光協会を中心とした周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会が発足した。一年間、ワークショップや町内のヒアリングを実施したうえで検討を行い、2005年には「周防大島グリーン・ツーリズムの展望」として基本計画を策定した（URL 71）。この計画書によると、「ふるさと宝島、人がつなぐ周防大島」をコンセプトに体制の構築を行い、島民自らが行う心地よく住み続けられるようなまちづくりを前提として、「人と農業」、「人と島食（しまごはん）」、「人と文化」、「人と人」という関係性の再発見、体感を目指している（URL 72）。グリーン・ツーリズムの推進によって、周防大島町の農業、農山村の再生活動、周防大島の環境・景観の保全活動、多彩な交流の基盤づくり、周防大島の生活文化への誇りと愛着の醸成を図っている（URL 73）。つまり、この周防大島のグリーン・ツーリズム実行委員会は、実践計画の策定と普及活動を行う目的で設立され、グリーン・ツーリズムの枠組みを形成したのである。

第2目 実行員会から体験交流型推進協議会へ—観光協会と周防大島町の聞き取り調査

最初に観光協会の西山喬に周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会について聞き取り調査を行った。西山喬は、周防大島の農家に生まれ、高校まで周防大島で育ち、四国にある大学で4年間過ごし、再び故郷に戻ってきた30代後半の男性である。大学で初めて故郷を離れたことで、故郷の良さを再発見し卒業後は島に戻ることを決意したという。しかし、島には仕事がなく、周りは年配ばかりで友人もみな都会へ就職した人達ばかりで同年代の人達がいなかったという。しばらくは家にいる生活が続いたが、みかんの最盛期の人手不足の

ときなどの手伝いなど、何かあると近所の人声掛けで、地域での活動の場を得て、何か島への恩返しをしたいとの思いで、週に3日は観光協会の仕事、残りはフリーランスで地元写真家としての仕事をしている男性である。

西山によるとまず、グリーン・ツーリズムの枠組みを作成する過程において実際に行った取り組みについて、周防大島内でのワークショップの開催や県外の成功している先進地の視察を行い、単発のイベントの実施をし、そして、設立から7年後の2011年に周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会は解散した。解散した理由には、単発なイベントばかりで継続的な活動には繋がらなかったことにあった。しかし、この事業が完全に終了したわけではなく、ある役場の職員が「この事業を残すべきだ」と主張したことによって、かろうじて事業を残し、行政が事業を引き継ぐ形をとって現在に至っているということであった。

そこで次に、この事業の必要性を語っていた役場の職員に話を聞いた。この職員は、周防大島町産業建設部商工観光課体験交流推進班の中岡貴史である。中岡は、30代後半で、幼少時代は周防大島町で育ち、島外の塾講師の経験を経てUターンしてきたのである。周防大島町が観光協会から引き継いだグリーン・ツーリズム事業は、現在、商工観光課の都市農村交流事業として、体験交流型観光推進協議会を設立して活動を行っているところである。しかし、行政の内部では、「なぜ役場がまとめ役をしないといけないのか」といった批判や行政内部での意見対立などもあり、なかなか前には進まない部分もあるという。

第3目 体験交流型観光推進協議会の現状

中岡は、2007年度から積極的に推進してきた中学生を対象とする民泊修学旅行の誘致活動の事業を、周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会から引き継ぎ、拡大を図っている。ここでいう民泊修学旅行とは、中岡によれば、島の一般家庭に修学旅行生を受け入れ、家族の一員として迎え、家事・家業など、その家の人と一緒に料理を作り、果実、野菜の植え付け、収穫などの体験をしながら交流し、コミュニケーション能力を高めることを目的としている。農家一軒当たりの修学旅行生の受け入れ人数は、5名程度、受け入れ先の家庭に応じた島の生活文化体験をする。それを行政がコーディネート役となり、修学旅行生と受け入れ先の家庭の調整を行っている。特に、受け入れ先に対する相談が主なものとなっている。2014年の受入実績は、20校、約30,000人を受け入れている。

周防大島町の資料によると、現在この交流型推進協議会では、子ども農山漁村交流プロジェクトの中に位置付けられ事業が進められ、農山漁村長期宿泊体験活動という名称になっ

ている。(URL 74)。農山漁村長期宿泊体験とは、周防大島の自然・農林漁等を体感し、農林漁家泊で島の住民との交流をする活動と定義されている (URL 75)。この農林漁家泊は、移住者を中心に受け入れが進められている。

第4項 周防大島の島暮らし—移住者による受け入れについての聞き取り調査

本項では、農業と漁業を主とする受け入れされている佐藤夫妻と中道智尋に受け入れの現状の聞き取り調査を実施したことをもとに考察を進めたい。

第1目 島の魅力を伝える農家民泊

2007年に東京から移住されてきた佐藤夫妻に、筆者が2014年12月6日に聞き取り調査を実施した。

佐藤哲夫は、福島県生まれで東京の大学を卒業し、神奈川県の中学校で理科の教員で、妻の佐藤美智子は、東京生まれ、神奈川県の中学校で保健体育の教員をされていたともに60代の夫妻である。佐藤哲夫の話によれば、「周防大島へは宮島へ旅行に訪れた際、帰りに立ち寄ったこの周防大島に魅了され、以前より定年退職をしたら自然体験学校の生徒の受け入れをやりたい」²³という思いから、この地に移住をしてここで自然体験学校をしようと決意したという。しかし、ノウハウがないため、今後どうやって受け入れ体制を整備していくべきか模索していた時、周防商船高等専門学校²⁴において実施されている「周防大島町の地域資源を活用した起業家養成のための知の拠点形成プログラム」²⁵で通称「島スクエア」と呼ばれる起業塾が開講されていることを知り、5年間かけてノウハウを学んだとのことである。

2011年、元民宿であった建物を購入し、地元の食材を使った農家レストランを開業し、地元の高齢者向けの弁当や総菜などの配達サービスを行ったりしている。それに加えて、地元の住民から農業を学び、耕作放棄地だった農地を借りて野菜作りをしている。また、趣味のステンドグラスやキルト、トールペイントの教室、地元の中学生の学習サポート、移住希

²³ 2014年12月6日に佐藤夫妻が経営している農家レストラン「げんきや和」での聞き取り調査による。

²⁴ 周防商船高等専門学校のホームページによると、1897年、船舶職員養成学校として始まり、商船学科、電子機械工学科、情報工学科があり、専攻科や周防大島の地域資源を生かした起業を目的とした人材育成等の講座も開設している (URL 76)。

²⁵ このプログラムは、2007年度より実施されており、文部科学省の科学技術振興調整事業で「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムで採択されたものである。プロジェクト名は、「山海空コラボレーションみかん島再生クルー」である (URL 77)。

望者、移住してきた人の相談役を務めるなど幅広く活動している。

農林漁家民宿の受け入れについては、2008年から開始し、年間20校、約90名の生徒を受け入れている。この農林漁家民宿では、野菜の収穫や農家レストラン、宅配サービスの手伝いをしてもらいながら、島の人々とのコミュニケーションを図り、近くの海では地引網の体験、山での自然体験案内を実施している。

佐藤夫妻は、「島の奥地には、そのままの自然が残されており、そこから体感できるものがある。また、コンビニは遠く、適当に不便であるが故に人が暮らしてきた知恵を活用して生きることができる」²⁶と述べている。

第2目 伝統漁法を伝える漁家民泊

次に漁家民泊の受け入れを行っている中道夫妻に2014年12月7日に聞き取り調査及び参与観察を実施したことについて論じる。

中道智尋は、小学生と保育園の子どもをもつ30代後半の男性である。中道の奥様と漁業の修行を行っている1名の従業員の男性と受け入れを行っている。2008年、Uターンで地元に戻り、地域資源を活かした事業がしたいという思いから漁業が盛んな地区に移住をしている。それまでは、実家の家業である測量士の仕事を手伝っていたが、諸事情により独立することを決意し、漁業を営んでいる。現在では、会社を立ち上げ、漁、海産物の加工品販売、民宿、体験漁業と幅広く事業を展開している。

漁家民宿は、漁港に面したところに位置し、部屋からは港が一望でき、朝には太陽が昇る様子を見ることができる。民宿の建物は、かつて石風呂²⁷を経営していた風呂屋を改装した民宿で、当時は漁を終えた漁師たちが石風呂で漁の疲れをとった場所である。

民宿の受け入れ人数は最大5名となっており、漁業体験、漁師の生活体験ができる。食事は魚を使ったものが中心に並ぶが、民宿の人たちと一緒に魚をさばき、調理をし、同じ食卓を囲む。

一方、漁師の体験では、この島の伝統漁法であるタイの一本釣りを生業としているため、その手伝いをする。タイの一本釣りとは、「かむろ針」と呼ばれる手打ちの釣り針で、針の

²⁶ 2014年12月6日に佐藤夫妻が経営している農家レストラン「げんきや和」での聞き取り調査による。

²⁷ 石風呂は、瀬戸内海沿岸に見られるサウナのようなもので、石積みの室を柴やシダなどで熱くして、海水でぬらした海藻やムシロをひいてその上で休む形態のものである。

先に小魚に見立てたダミーを付けて釣り糸を海底の底まで下し、糸を巻いたり上げたりしながら釣る漁法である。午前中は漁に出て、漁港に戻ってきてからは生簀で一時的に保管したのち、加工して販売をしている。

第5項 考察

以上のように、周防大島は、江戸時代中期以降、サツマイモの伝来によって人口が増え、食料や仕事を求めて島の外へ出稼ぎに出る者が多かった。出稼ぎ先としては九州や四国を中心とする国内、およびハワイ移民も多い。そのため、出稼ぎから戻ってきたものの中には、新しく家を建て替え、洋風のものを取り入れた建物が建てられたり、戦前、戦後においてはハワイに出稼ぎに行っている者から洋服や食料など物資が送られたりするなど、外部からの文化が島内に取り込まれたことが明らかとなった。

また、農業を中心とした生業については、サツマイモの生産にはじまり、養蚕、みかんの栽培と変遷を経て現在では、みかんの栽培が盛んに行われていると同時に島の風景を形成してきている。また、漁業については、1960年以降、外発の養殖業者が進出したことにより、地元経営による養殖業も行われるようになり、内発的な動きもでてきている。

このように、出稼ぎによる産業の移り変わりだけみても外部のものを取り込むことが内発的な動機付けとなって、周防大島の独自の文化が形成されてきている。

しかし、近年では高齢化や人口減少によって衰退し始めてきている中、地域の文化的資源の見直しが図られ、グリーン・ツーリズムを推進する動きがでてきた。2004年から進められているグリーン・ツーリズムは当初、観光協会が中心となり、周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会が発足し方針の確立と枠組みを策定したが、その後単発的なイベントに終始してしまい、7年後に解散した。その後、周防大島町の産業建設部商工観光課が事業を引き継ぎ、体験交流型観光推進協議会を設置して、訪問者と受入民宿とのコーディネートを行っている。現在では、中学生を対象とした民宿体験旅行や農山漁村長期宿泊体験活動を行っている。そこでは、U・Iターン者を中心として受け入れが行われており、それぞれの家庭の生業をベースとした体験交流型の民宿が行われている。

このように、先人、この地域で暮らしてきた人々の知恵を学び、また外部へ出稼ぎに出かけた人たちとの繋がりの中で、外部文化や知識を理解し、外部の文化の受け入れが行われながらこの周防大島町の文化が形成されてきた。したがって、グリーン・ツーリズムの取組においても移住者という外部者を受け入れながら、移住者がそこで暮らしてきた人々の暮

らしの知恵を発見、再評価し、島の生業や人々が暮らしてきた建物、自然を活用した文化的な活動が行われている。つまり、周防大島のグリーン・ツーリズムは、生業を中心とした地域住民の暮らしの文化体験であるということがいえる。しかし、地域全体の取組みになっていないのが課題であり、それを克服するためには、地域住民と外部人材をコーディネートできる組織づくりが必要であると考ええる。

第2節 伝統文化がつむぎだすグリーン・ツーリズム—宮崎県椎葉村の取組み

第1項 対象地域の現状

宮崎県椎葉村は、宮崎県の北西部に位置し、西側は熊本県に接する山間地である。『椎葉村史』によると、宮崎県の北西部にある「耳川水系上流部の九州山地を椎葉山地」と呼んでおり、ほぼ全域が椎葉村であり、15,000m以上の標高をもつ山々がある「山岳地帯である」と述べられている（椎葉村編 1994:56）。また、山岳地帯であるため、交通の便が悪く「山腹に点在する住家に通ずる生活道としての村道や谷底から山頂にかけての村道、林道、作業道が『くもの巣』状に伸びている」（椎葉村編 1994:240）。椎葉村の面積は53,735ha、そのうち95.9%の52,554haが森林で占められている。また、宅地面積は57haで全体の0.1%、畑は159haで0.3%、田んぼが184haで0.4%となっている（URL 78）。気候は、夏は涼しいが、冬は寒く山陰や北陸地方に似ている気候である（椎葉村編 1994）。

椎葉村が誕生したのは、1889年の町村制が施行されて以後、市町村合併はされていない（椎葉村編 1994:240）。人口は、2010年の国勢調査によると、3092人となっている。産業については、2010年度の国勢調査によると、第一次産業が510人、構成比率は33.7%、第二次産業は、313人、構成比率が20.6%、第三次産業は692人で構成比率が45.7%となっている。主な産業は林業で、中でもしいたけの栽培が盛んである。その他にもお茶、楮皮、松材、小豆、稗、とうもろこしなどがある（椎葉村編 1994）。

文化的な側面では、「ひえつき節」という稗をつくるときに歌われていた民謡、椎葉神楽、臼太鼓踊り、椎葉平家まつりなどがある。

第2項 山村の生活誌

民俗学者である柳田國男は1908年に、九州・四国地方を約三か月間の旅をしている。その時、椎葉村の事を記述した文献が1909年に『後狩詞記』として出版されており、柳田は『故郷七十年』（初出1957年）の中で、「今日ではこれが日本民俗学の出発点のように言わ

れている」と自ら述べている（柳田 1997b : 184）。柳田國男の著書『後狩詞記』には、「猪狩りの慣習がまさに現実に当代に行われている」（柳田 1989 : 13）と述べられているが、筆者が2016年9月9日～10日に訪れた現在においても同様に猪狩りが行われ、農耕においては焼畑が、今もなお人々の暮らしてきた生活文化や慣習は形を変えずに残っている。

こうしたことから、椎葉村のグリーン・ツーリズムは、語り継がれている伝説、山村の暮らしにおける民家、生業、食生活と大きく関係していると考えられる。そこで、本項においては、前述の伝説、民家、生業、食文化の4点を中心に確認することとする。

第1目 平家の落人伝説

椎葉村は、一般的に平家の落人伝説が残っている土地として知られているところである。また、柳田が「椎葉村は世間で奈須という方が通用する」と述べているように、平家に関する物語が語り継がれている（柳田 1889 : 16）。

筆者が2016年9月9日に、92歳になる椎葉クニ子に伺った物語は以下の通りである。

鎌倉時代、那須与一の弟とされる那須大八郎宗久様が源頼朝の命令で平家の残党の討伐で椎葉に入った。そこで那須大八郎宗久は農業をしながら生活している人々の姿を見て追討するのをやめ、椎葉にとどまり、農業技術を教えながらこの地に留まることとした。やがて、平清盛の末裔とされる鶴富姫との間に子どもをもうけるが、ちょうどその頃、那須大八郎宗久は、鎌倉への帰還命令が下り戻ることとなった。那須大八郎宗久は、「生まれた子が男の子なら鎌倉へ、女の子ならここで育ててくれ」という言葉と系図、刀を残し鎌倉へと去っていった。しばらくして子どもが生まれたが、生まれてきた子は女の子であったため、椎葉で育てその子に那須の名前を名乗らせた。そのことが始まりとされ、この地での那須姓は、那須大八郎宗久の子孫とされている²⁸。

このように、那須大八郎宗久と鶴富姫の伝説は時代を越えて現在でも受け継がれている物語である。

²⁸ 2016年9月9日、民宿焼畑での聞き取り調査による。

第2目 村民の暮らす民家

村民が暮らす家屋について柳田は「椎葉の家の建て方はすこぶる面白い」（柳田 1989 : 17）、さらに『故郷七十年』においても「椎葉に行った時その民家の構造が非常に私の家の生家などと違って」と述べているように（柳田 1997b : 61）、一般的な農村部でみられるような田の字型の家のつくりではなく、横に長い造りになっているのが特徴である。筆者が訪れた椎葉クニ子の農家の間取りは、四室横に並べた形で、左からゴザと呼ばれる仏間、デイという客間、ツボネという寝間、ウチネと呼ばれる居間と台所であるトジ（土間）から成っている。部屋の入り口は、縁側でつながっており、部屋の奥は、窓や出入り口がなく、備え付けの棚が並んでいた。椎葉村にある古い民家は、同じような間取りをしており、現在、重要文化財に指定されている那須家の住宅、鶴富屋敷²⁹とほぼ同一のものである。

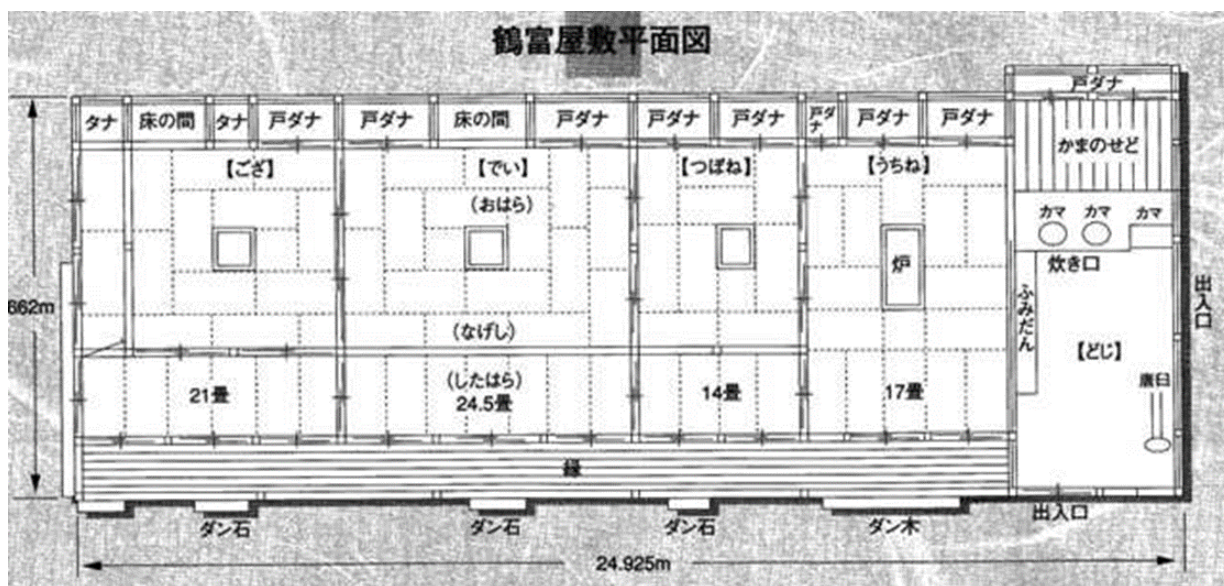


図1 椎葉村観光協会ホームページ参照 (URL 79)

²⁹『椎葉村史』によれば、鶴富屋敷は那須家の住宅で、江戸時代末期に建造されたものであると推定されている（椎葉村編 1994）。現在は国の重要文化財として指定されている。

第3目 生業

次に焼畑について述べる。古来から焼畑を中心とした農業が行われており、『後狩詞記』において、「主たる農業はやはり焼畑である」と述べられているように、明治においてもなお焼畑が主たる農業として行われていた（柳田 1989 : 15）。現在でも2軒の農家によって続けられているが、毎年継続して焼畑を行っているのはその内の1軒だけである。その唯一残されている1軒の農家の椎葉勝に2016年9月9日に訪れた時に聞き取り調査を実施したことを基に記述する。

この農家では、50haの焼畑の耕作地を持っており、家から徒歩5分ぐらいのところから車で10分程度かかる場所まで広範囲に及び、およそ550年前から一年たりとも休むことなく焼畑を続けている農家である。焼畑の土地は、標高900m以上のところにある。この地域では、焼畑の事を「コバ（木場）」と呼んでおり、焼畑を行う前年に木を切り準備が行われる。そして、翌年8月中旬の天候の良い日に焼畑を行う。焼畑は午前中に行われ、約2時間かけて焼き、午後から蕎麦の実をまく作業が行われる。この作業は、今でも「かりーて」³⁰という共同共助が成り立っていて、近隣の住民の人々や焼畑を行っている農家の手を借りて行われている。

焼畑は次のようなサイクルで行われる。1年目は蕎麦、2年目は稗や粟、平家大根などを植え、3年目は小豆、4年目は大豆などの豆類を植える。その後は、クヌギなどの木を植え、自然に返す。そして30年後、再び焼畑を行うというサイクルである³¹。

明治中期ごろまでは盛んに焼畑が行われていたが、『椎葉村史』によると、「稲作への強いあこがれと、より豊かな食生活」の推進がおこなわれ、水田が開かれるようになっていたが、その背景には焼畑が自然破壊につながるという一面的な見方から禁止される方向になっていたことも衰退した要因の一つである（椎葉村編 1994 : 334）。

第4目 食文化

面積の約96%が森林であり、交通も不便な山間地においてわずかな土地で農産物を作り、椎葉村の人々は生活をしてきた。こうした生活の中で食文化においても暮らしの知恵がた

³⁰ 一般的には、ユイと呼ばれている農村でかつて行われていた共同作業のことである。

³¹ 2016年9月9日、民宿焼畑における聞き取り調査による。

くさんつまっているものである。焼畑によりできた農作物、山菜、狩猟で獲れるものとして、猪、鹿、兎など、その他には鮎などの川魚、栗や柿、梨などの果物で、お茶は天然に自生している山茶などがある（椎葉村編 1994）。これは、山の暮らしに根差した生産物で、独自の食文化が形成されている。

以上のように、椎葉村の生活誌を各項目に分けて述べてきたが、山の生活は厳しく、自然の中で人々が代々暮らしてきた生活の中に形成してきた知が受け継がれている。「平地の住民にはきわめて奇異の感を与える」と述べた柳田の言葉は今でも体感できるのである（柳田 1989 : 15）。

第3項 観光・体験型プログラムの取組みについて

次に観光に関する動向について『椎葉村史』及び一般社団法人椎葉村観光協会の事務局長である椎葉記史に 2016 年 10 月 11 日に電話と電子メールで確認を行ったことを中心について記述する。

1988 年、椎葉村観光協会が設立され、観光施設の整備や観光客の誘致などが行われている（椎葉村編 1994 : 488）。その背景としては、雇用の場の創出、収入の確保、農林業の遅れや立地に大きな制約がある事から観光振興が重視されてきた。そのため、地域の自然、文化、農作物などの地域の文化資源を活用した観光推進を目的として、1984 年には、観光基本計画が策定、1992 年には、長期総合計画「基本構想」において観光振興が掲げられ、鶴富屋敷の整備、特産品の開発、町並みづくりなどが行われてきた（椎葉村編 1994 : 476-86）。

一方、村内の旅館や民宿をみても、もともと道路建設などの工場関係者、行商人逗留宿となっていたものなどあり、農家や食堂との兼業で経営が行われているものが宿である（椎葉村編 1994 : 484）。現在は、一般社団法人椎葉村観光協会が宿泊の照会や宣伝をホームページを通して行っている。

最近の動向について『椎葉村史』では確認ができなかったため、上記のように一般社団法人椎葉村観光協会の事務局長の椎葉記史に聞き取り調査を行った。

事務局長の椎葉記史によれば、一般社団法人椎葉村観光協会の中に椎葉村ツーリズムネットワークを 2009 年に設立した。この椎葉村ツーリズムネットワークの目的は、椎葉村の恵まれた自然環境や伝統文化の素晴らしさを知ってもらうことにある。椎葉村ネットワーク協会の会員数は 11 名、会員がそれぞれの体験指導ができ、体験指導ができる方々で組織

するものである。これまで、モニター事業や広域観光協議会のツアーの受け入れとして椎葉村で体験ができるプログラムの提供を行ってきた。2016年には観光協会が第三種旅行業³²を取得し、着地型ツアーとして、椎葉村ツーリズムネットワークのメンバーが体験指導を実施するツアーを企画販売している。2016年度のツアーについては、ハーブ学校、椎葉トムソーヤとトレッキング、椎葉トムソーヤとツリーハウスづくり、こんにやくづくり体験、あくまきづくり、臼太鼓踊り鑑賞、蜂蜜採取体験、キノコ狩り体験である。

2015年には、みやざきツーリズム協議会に加入し、椎葉のグリーン・ツーリズム、田舎暮らし体験の宣伝を行っている。しかし、特に大きな取り組みをしているわけではないという。また、一般財団法人都市農村交流活性化機構が行っているグリーン・ツーリズムインストラクターの講習を受け、資格を取得している農家や民宿業に携わっている人もいるが、一般社団法人椎葉村観光協会、椎葉村ツーリズムネットワークには実際に活動している人がいないのが現状である。

第4項 伝承を体感—農家民宿焼畑

本項では、2016年9月9日から10日に実施した参与観察に基づいて記述する。

宿泊した農家は、先述した椎葉勝が営む農家民宿で標高800mのところにある。

椎葉勝は、一度は地元を離れ山陰地方で運送業の仕事に従事していたという。父親の体調が悪くなったことをきっかけとして故郷に戻り、家業である焼畑農業を継いだとのことである。椎葉家の民宿は、約20年前に椎葉勝氏の母親である椎葉クニ子が始めたものである。92歳になる椎葉クニ子によると、もともと農業や焼畑を研究している研究者が通っていた土地であり、初めは研究者や見学者に対して無償で宿を提供していたが、来訪者が増えたこと、来訪者の一人の勧めによって民宿業の登録をすることを決めたそうである。宿泊業の登録をする際、家の整備を行い、江戸時代中期に建てられた母屋は清掃を行い、離れには宿泊できる部屋を完備した。この離れは、先祖代々の土地からとれた木を伐採し建てられた家屋で、木材を多く使用した農村で見られるような田の字型をした家屋である。

到着すると、椎葉クニ子と椎葉勝夫妻が迎え入れてくれ、夕食までの間、宿泊棟である離れで椎葉クニ子から話を聴いた。そこでは、前述したように椎葉村で語り継がれている那須大八郎宗久と鶴富姫の話や自身の子どもの頃、すなわち昭和初期の話として、椎葉村の道路

³² 旅行業法によれば、第三種旅行業とは、営業所がある市町村及び隣接する市町村のツアーの企画・造成ができる旅行業者のことである（URL 80）。

事情、熊本県の人吉に出かけ衣類や日用品を大きな風呂敷を背中に背負い歩いて買いに行ったこと、1932年に100万円道路と呼ばれている日向、宮崎に続く道が住民の手掘りで整備されたことなど、体験談を交えた話があった。

その後、母屋へ移動して家屋の説明を聞いた。椎葉クニ子の説明によると、家屋は、江戸時代中期の建物で6代前の先祖が建てたものである。先祖代々所有している山の木を伐り出して建築したものであった。建物の間取りは、先述した横長の間取りであり、椎葉村に伝わる「しきたり」によってもてなされる。例えば、入り口は家族用とお客様用で分かれており、訪問者は先祖の次に大事にされる。また、食事をするとき座る位置なども上座は男性、下座は女性と厳しく決められており、来訪者に対してもこの地域のしきたりに従うように話をされる。

次に夕食である。食事は、来訪者と住人は別々の部屋で食べる。食事内容としては、すべて土地で採れた野菜、山菜などが食卓に並び、手作りのこんにゃく、みそを使った料理も出される。こんにゃくは、檜の木の灰汁で固めたもので、豆腐は、椎葉村で作っている手作りのものであるが、木綿豆腐よりも固いものである。名物は、ワクドウ汁と呼ばれる蕎麦搔が入った味噌汁である。ワクドウ汁という名前は、椎葉クニ子が付けた名称である。余談だが、ワクドウというのは、椎葉地域の方言でカエルという意味だが、カエルが入っているわけではなく、ぐつぐつと沸騰している鍋の中に蕎麦搔を入れるところが、カエルが飛び跳ねている様子に似ていることからつけたそうである。その他、山菜の天ぷらやトウモロコシ入りのごはんなど、焼畑の産物を使った料理や野草や山菜を採取し食べられてきた伝統料理が提供された。

第5項 考察

このように椎葉村では、代々受け継がれている伝統的な暮らしぶりが残っており、人びとが助け合いながら紡がれてきた生活、農業文化がある。平家の落人伝説は今も人々の心の中にあり、独特のアイデンティティを形成してきた。これは、先祖を尊重し江戸時代に建てられた家屋を守り、文化を育んできた証でもあるだろう。

1960年代から道路、ダム建設のための宿泊設備が生まれ始め今では、40軒ほどの民宿が椎葉村にはある。近年では一般社団法人椎葉村観光協会が中心となり、観光施設の整備や特産品の開発・販売を行っている。また同会は、2016年から第三種旅行業を取得し、着地型観光のツアーの企画を行っている。一方、椎葉村ツーリズム協会を一般社団法人椎葉村観

光協会の中に設立し、こんにやく作りや臼太鼓踊りの鑑賞などの体験型のツーリズム展開を行っている。また、みやぎきツーリズム協議会へ加入し、グリーン・ツーリズムインストラクターの取得など積極的に活動を行っているように見えるが、実態としては、体制作りが留まっており、具体的な活動には至っていないのが現状である。

農家民宿においては、江戸時代に建てられた家屋、古老の語り、地産地消の食事など椎葉村でしか体感できない暮らしの文化体験ができる。ここで提供がなされている暮らしの文化体験は、まさしくグリーン・ツーリズムに他ならない。農家民宿を営む地域住民は、グリーン・ツーリズムという認識をして行っているわけではない。これは、建設現場で働く人たちの宿の提供から始まり、そこで提供されていた食事のおもてなしを中心に評判を呼び発展してきた経緯がある。これは現在でも、旅行者、あるいは見学や研究のために訪れた人々への宿泊の提供を行っているという認識で地域住民が取り組んでいるという点では変わらない。それゆえ、観光客のための宿泊の提供や無理にグリーン・ツーリズムを行うために取組まれているわけではないため、ありのままの暮らしの体験ができるのであろう。

以上のことを踏まえ、椎葉村が持っていると考えられる課題は3つある。1つ目は、地形的な問題、2つ目は、後継者の問題、そして3つ目は、行政あるいは一般社団法人椎葉村観光協会の方向性の問題がある。1つ目の地形的な問題は、山間地域で家々が点在しているため、村全体としてネットワーク作りが困難であることである。2つ目の後継者の問題については、伝統的な農法を行っている人の担い手、今後伝える人がいなくなる可能性があることである。3つ目は、行政や一般社団法人椎葉村観光協会は、観光客誘致に力をいれており、着地型ツーリズムの企画といった観光を目的とした展開を行っており、地域の食文化資源をとり入れた体験プログラムの整備や暮らし体験等の観光にも注目はしているが、体制の確立までには至っていないという問題である。一方で、観光に対する比重が大きくなると、観光客のために開発されてしまうという懸念もある。

そこでこれらの課題を解決するためには、まず、小学校区単位でのネットワークの確立である。椎葉村には、小学校が6（椎葉・尾向・不土野・大河内・小崎・松尾）つある。この6つの小学校区単位でネットワークを形成して、そのコーディネートを行政または観光協会が担うことが必要である。次に、人材の育成である。椎葉勝によれば、小学校の授業の一環として焼畑体験のプログラムが組み込まれているとのことである³³。授業を通して地域文

³³ 2016年9月9日、民宿焼畑において聞き取り調査による。

化の理解が深まり、将来後継者となることが考えられる。最後に、世界農業遺産の活用である。2015年に宮崎県高千穂郷・椎葉山地域として世界農業遺産に認定された。まずは地域住民や観光協会の人々が自ら文化資源の貴重性を認識し、共有化したうえで、文化資源として保護し、暮らしの中にある価値をそのまま観光に活かすことが重要であると考えられる。

第3節 地域住民の自治とグリーン・ツーリズム—長野県飯田市の取組み

第1項 対象地域の現状

長野県飯田市は、日本列島のほぼ中央にあり、長野県では南西部に位置する中心都市である。面積は、658.66 km²、南アルプスと中央アルプスに挟まれた伊那谷の中央部分に位置している（URL 81）。市内の中央には天竜川が流れており、飯田盆地の周辺地域であるため、夏は暑く、冬は寒い気候となっている。

飯田市は、1889年に飯田町として誕生し、1937年には上飯田町と合併後、飯田市と改められている。その後、1956年には7村（座光寺、松尾、竜丘、伊賀良、山本、三穂、下久堅）と合併、1961年に川路村、1964年に龍江、千代、上久堅、1984年には鼎町、1993年に上郷町と2005年に上村、南信濃村と合併し現在に至っている（URL 82）。

2016年8月の住民基本台帳によると、人口は103,682人で世帯数は39,798戸となっている（URL 83）。

次に産業について2010年に行われた国勢調査をみると、第一次産業は、4,837人で構成比率は8.8%、第二次産業は、16,879人で構成比率は、30.5%、第三次産業は30,313人で構成比率は54.8%となっている（URL 84）。そのうち、第一次産業の農業については、稲作、なすやキュウリといった野菜類、乳用牛、肉用牛といった畜産、りんごや柿などの果樹農家が多い（URL 85）。天竜川沿いには水田が多く、丘陵上やそれに続く扇状地に果樹園が多く点在している。

飯田市は、2007年度からは、第5次飯田市基本構想計画を策定し、「住み続けたいまち 住んでみたいまち 飯田 人も自然も輝く 文化経済自立都市」という都市像を掲げ、まちづくりが進められている（URL 86）。この基本計画によると、「文化経済自立都市」は、「地域の文化や市民との関わり」を第一に考え、それを支える持続的な経済活動をしていく都市であるとしている（URL 87）。

近年では、再生可能エネルギー資源の活用も行われ、地域の環境にも配慮した地域づくりが行われている。

第2項 生業を中心とした生活誌

飯田市の資料によると、飯田の発祥は南北朝時代にあるされている（URL 88）。下伊那に荘園があり、天竜川の流域には水田が営まれていた。飯田の地名は「結の田」つまり共同労働の田の意味から生まれたと言われている（URL 89）。

近世の飯田の始まりは、桃山時代に「行政上の中心地として構築」された（飯田市編纂会 1956 : 31）。江戸時代になると城下町として発展し、江戸からは地芝居、京都からは菓子文化というように、京と江戸の文化が混在し、さらに阿波からは人形浄瑠璃が伝えられている。

飯田市は、城下町を中心とする商業・経済的機能と周辺の農業が結びつき、発展してきている。本項では、明治以降の飯田市の中心部と周辺農山村との関係、農業・林業の変遷、文化やまちづくりの変遷をたどることから、グリーン・ツーリズムとの関係性を検討する。なお、旧飯田町には町史がないため、飯田市に関わる関連文献・資料を参照する。

第1目 城下町と周辺の農山村

江戸時代、飯田は城下町として栄えてきた歴史を持つが、そこには周辺部の農村との関係性が深い。『飯田郷史考』によれば、次のように述べられている。

天正十五年の頃より着手せられた全国統一の太閤検地に於いて、町部と村部とは明らかに分離し各々異なる施政の下に置かれることとなり、都城飯田は台所として消費交換の市場となり、その周囲の農村は生産供給の地として展開した。かくして鎌倉以来の飯田郷は両分し、近世の初頭に於いて都城・上飯田と称せられ、周囲の生産地帯は上飯田と呼ばれることとなった。中世の飯田・上飯田は元来一郷であったのである（市村 1939 : 2）。

つまり、かつて飯田郷は一体であったが、都市部と農村部に分かれ、その後の都市化に伴い再び統合されたということになる。確かにこれは地理的に見ても飯田の城下町を囲むように上飯田はドーナツ型をしていることから窺い知ることができる。

次に、産業や農業の発展の側面から、農村部と城下町、さらに山村との関係性を述べる。まず、城下町と農村との関係性であるが、『飯田・上飯田の歴史 上巻』によれば、元結は1644年「名古屋から辱印を招いて技術を導入」し、その後1700年代に入り産業として発達

しているが、その背景として周辺の農村部で原材料となる晒紙が生産できたことにある（飯田市歴史研究所編 2012：154）。次に、農村と城下町、或いは山村との関係性であるが、元禄・享保期（1690～1735年）頃に、水田が発達していた農村部を維持していくため、大量の肥料が必要であった。その肥料を山で調達して水田を維持していた。逆に山からは、木材や薪などを採って、農村部の人たちは都市部へ売りに行き現金収入を得ていた（飯田市歴史研究所編 2012：182）。こうして農民の経済的自立が図られ、農村部を介して都市部・山村部とつながりを持ち相互に関係し合いながら発展してきたのである。

第2目 農民の自治とまちづくり

『飯田・上飯田の歴史 上巻』によれば、1800年頃、地域の農家が集まり、家計の助け合いのシステムがあったことが示されている。「羽場曙友会」という組織がそれでありこの組織は、羽場地区の農民たちが「仲間林」と呼ばれていた共有林を持っており、立木売却金を管理していた。しかし、それでも維持していくのが困難となり、共有で田畑の土地を購入して共同で稲作を行っていた。だが、それでも維持していくことが難しくなり、その土地を売って現金化して新たに「和合相続金」と称して、「持ち高が少ないものから順に基金を10年賦で貸し付け」を行うという基金システムを作り、住民自ら助け合いながら暮らしていたのである（飯田市歴史研究所編 2012：232）。

第3目 商工業の発達

元結の導入においては、名古屋からの職人技術が飯田の地に入ってきたことは既に述べたところであるが、元結の行程には、それぞれの行程で細分化されており、それぞれの行程に応じた職人がいたり、藩士の家の内職としてもおこなわれていた（飯田市歴史研究所編 2012：154）。

その他、椀屋の店も多いのが飯田の特徴である。これは、1672年に近江から商人が移り住んで商売を始めたことが始まりとされている（飯田市歴史研究所編 2012：156）。また紙の生産においては、冬の農閑期の副業として行われていたものである（飯田市歴史研究所編 2012：166）。

このようにみても商業的発展は、さまざまな職人が移り住み、飯田にある地域資源と結びつきながら成長を遂げてきたものである。つまり、地域の中において人々が元結や椀などの文化や伝統的な産業を享受したものであると言える。

さらに、明治維新後には、養蚕や製糸業などが盛んに行われるようになってくるが、その基盤が江戸時代に形成されてきたと見ることができる。

第4目 殖産興業と産業の変遷

第一次大戦期「各村に産業組合製糸」が成立し、養蚕組合によって農家が組織されていくようになる（飯田市歴史研究所編 2013：74）。これまで田畑だったところが桑畑へと変わり農家の副業としてではなく、農業の中心的な養蚕地域となっていた。この時期の町の様子として宮本は、「伊那の谷は桑畑でおおわれていて、農家はまゆの上昇によって、非常な好景気に見まわれ、家を改造し衣食をゆたかにし、また農繁期には、新潟から数万にのぼる季節労働者を迎え、伊那人の意気はすさまじいものがあった」と述べている（宮本 1972b：90）。宮本によれば、この「産業組合（農協の前身）が自己資本によって製糸工場を設立し、さらにそれらを合併した『天水社』『天竜社』などの大工場を経営して、組合のまゆ工場で生糸にすることにした」と述べられている（宮本 1972b：90）。

しかしその後、糸価の暴落や海外輸出が不可能になり衰退していった。そこで農家は桑園を水田に戻したり、1887年頃からは、りんごやなしなどの果樹が導入されるようになってくる。『山都飯田』によれば、なしの栽培が始まったとされているのは、1889年頃に「越後の人丸三吉」という人物によって導入され、りんごは、飯田出身の博物学者である田中芳男によって導入されたと記されている（飯田市史編纂会編 1956：129）。1960年頃には、りんごをはじめ、なし、ぶどう、ももが生産され現在の農家へと形成されている。

第5目 明治期以降の山村の様子

森林資源が豊富であった山村地帯は、江戸期において幕府の直轄領となっており、山師をはじめ多数の杉人が日用動員されて、樽木の伐採が行われていた（飯田市歴史研究所編 2012：104）。宮本によれば、山林は山の中腹から上が御料として一般住民の伐採が禁止され、これが明治に入ってから国有林に編入され（宮本 2016）、1878年の地租改正により私有林となった後、転売が繰り返され、1895年から王子製紙が買い取り、パルプ材として伐採し始め、1922年までの間にほとんど伐りつくしてしまった（宮本 2016）。一方で、木材を伐採するために外部から人が移り住み賑わいもあり、芸者なども入ってきて大きく村が変化していつている（宮本 2016）。やがてとりつくすと、王子製紙は撤退し、1897年豪雨大災害が起きている。これは山の木を伐採した為に大きな被害となり、これをきっかけとして、

地域住民による山の見直しが行われている。

第3項 飯田型グリーン・ツーリズム

飯田市では、都市農村交流推進事業として、農業政策・観光政策の2つの枠組みの中でグリーン・ツーリズムの取り組みが成されている。本項では、この2つの枠組みの中で行われているワーキングホリデー飯田と体験教育旅行について、資料と聞き取り調査をもとに述べる。

第1目 農業政策としてのワーキングホリデーの取組み

ワーキングホリデー飯田とは、農繁期の労働力の不足を補完することを目的として、数日間農家に宿泊して農作業のお手伝いをする援農制度である。援農制度とは、無償ボランティアの事で、飯田市においては、農家は、食事と宿泊を提供し、来訪者は自宅からの交通費のみ負担し、ボランティアで農業の手伝いをする事としている。対象者は農業や農村に関心を持っている人、農業に取り組みたい人、または飯田市に関心があり、暮らしの体験をしたい人となっている（URL 90）。つまり、ワーキングホリデー飯田は、ボランティアで農作業を手伝いその対価として農家は、宿泊と食事を提供するという形式を取っている。他方で、農業の後継者、人手不足を補い、飯田市への定住促進を図るという一面も持ち合わせている。具体的な農作業は、果樹栽培の手伝いである。例えば、りんごの摘花や摘果、収穫や梨の受粉、袋掛け、干し柿として有名な市田柿の収穫、皮むき、吊るし作業などがある。他にも苺の収穫や田植え、茸菌平打ち等の作業も行われることもある。

このようなワーキングホリデーは1998年に開始され、飯田市の農政課がコーディネーター役となり、農家の受け入れ希望の調整と参加希望者のマッチングを行っている。ワーキングホリデーの受け入れは、通年行われているが、春のゴールデンウィークの時期と秋の文化の日の時期の年2回は、農業の繁忙期と参加者側の長期休暇が重なっていることから、大規模な募集をして実施されている。飯田市農政課への聞き取り調査によると、春と秋の募集については100人程度の参加者を募り、農家側の受け入れ人数は1軒あたり3～4人であり、怪我等への対応策としてボランティア保険に加入し、保険料は市の予算で負担している³⁴。

次に参加者と受け入れ農家の実績を見てみると、2014年3月末現在での参加登録者は、

³⁴ 筆者は、2004年から飯田市のワーキングホリデーに定期的に参加しているが、2004年11月3日に飯田市農政課の清水に聞き取り調査を実施したことをもとに記述した。

1,221名、受け入れ農家は106戸であり、春（4月27日～4月30日、5月3日～6日）の参加者は、88名、受け入れ農家は、34戸であり、秋（11月2日～5日、11月22日～25）の参加者は、78名、受け入れ農家数は、42戸、その他の期間は216名、受け入れ農家は、112戸であり、通年を通して合計382名、受け入れ農家の延べ数は188戸となっている（表1）。

第2目 観光政策としての体験教育旅行の取組み

体験教育旅行の取組みは、他の観光地へ向かう途中でりんご狩りや水引工芸などの観光資源に立ち寄るといった通過型観光からの脱却が目的であった。いわゆるマス・ツーリズムの立ち寄り所となっていた点からの脱却である。これを目指して、滞在型に向けた仕組みづくりとして体験型観光の取組みを開始している。

1995年、飯田市商工観光課が体験教育旅行の誘致事業の開始を決定し、1996年より体験プログラムの案内状を関東や関西を中心とした中学校・高等学校、教育委員会に送るなどの活動をし、受け入れを始めている³⁵。

その後、年々利用団体が増加していく中で、飯田市の観光課が窓口では対応しきれないという問題が出てきた。それは、特に修学旅行の時期が、5月から6月に集中するため農家側の受け入れが難しく、受け入れ農家を増やす必要がでてきたことにより、近隣の市町村の協力と専門性の高い窓口や組織体系が求められるようになった。そこで、2001年1月に飯田市を始めとする1市4村（阿智村・浪合村・喬木村・平谷村）及び10の企業や団体が出資をして、いわゆる第三セクターのような形式で南信州広域の体験プログラムの受け入れやコーディネートする組織として、株式会社南信州観光公社が設立された（URL 91）。

2004年には、飯田市の下伊那全域の市町村の出資を受けている（URL 92）。また設立以来、自治体からの補助金はなく、独立採算による経営をしている。同社の事業は、体験型教育旅行の営業・受入・コーディネート、体験プログラムの企画・開発、各地からの視察依頼に対する対応などである。

このように飯田市では、受入れ体制の整備を確立し、近隣の市町村のネットワークを図りより専門性の高い第三セクター方式での取組みを行っている。同社が目指している概念としては、「ほんものの体験」である（URL 93）。

筆者は2004年から定期的に参与観察などを行っているが、次に同社の支配人である高橋

³⁵ 飯田市農政課への聞き取り調査による。

充に聞き取り調査を行ったことについて記述する。高橋充によると、設立当初の活動について、初めは300校ぐらいにパンフレット等を配布して営業活動をしていたが、徐々に口コミで広がっていき、申し込み団体が増えていったそうである。飯田市商業観光課が窓口となっていた1998年の受け入れ時においては4校であったが、2004年で90校³⁶にまで拡大し、2013年の学生団体は96校の受け入れを行っている(表2)。来訪している学校は主に、関東・関西からが約40%、中部地方が20%となっている。農家泊の受け入れ農家数は、全体で約450軒となっている。行政ではできない営業活動や企画、広域農家とのコーディネート的役割を果たし、ネットワークを形成しながら活動を行っている。

表2 体験教育旅行受入団体数

株式会社南信州観光公社の資料を参照し (URL 94)、筆者作成

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
学生団体数	116	110	100	111	107	96
一般団体数	300	230	230	160	180	260
団体合計	416	340	330	271	287	356
学生人数	17,000	15,000	14,000	15,500	14,500	12,000
一般人数	8,500	6,500	6,500	3,000	3,800	6,500
人数合計	25,500	21,500	20,500	18,500	18,300	18,500

第4項 ほんものの暮らし体験—ワーキングホリデー飯田の参与観察

筆者は2004年から継続的に飯田市を訪れ、ワーキングホリデーに参加をしたり、農家や行政などに話を聴取りしている。本項では、ワーキングホリデー飯田の参与観察からグリーン・ツーリズムの現状について述べることとする。

ワーキングホリデーは先述の通り、滞在期間3泊4日で、農家で寝食を共にし、農業の手伝いをするものである。参加した時の行程は、次の通りである。まず、飯田市役所伊賀良支所会議室に集合し、市役所の担当職員から注意事項や日程の説明があり、各農家へと配属される。到着後、農作業ができる服装に着替え、早速作業を開始する。2日目、3日目は終日

³⁶ 2004年、高橋充への聞き取り調査による。

それぞれの農家の作業時間にあわせて作業を行い、3日目の夕食は、ワーキングホリデーの参加者と受け入れ農家、行政が公民館に集まって交流会が行われる。交流会では、新規就農相談や空き家の情報も提供され、定住促進の案内や参加者間での意見交換がされる。最終日は、午前中は農作業を行い、昼食後農家ごとに解散となる。

筆者が初めて参加したワーキングホリデーは、2004年11月2日から5日の日程であった。2005年8月にも参加をしているが、その後応募者が多く、抽選となっていることもあり、春・秋に開催されるワーキングホリデーには参加ができていないのが現状である。

筆者が訪れた農家は、りんごやなしなどを栽培している果樹農家の北原のもとであった。北原は代々農家を営む専業農家であり、家族構成は北原の母親、北原夫妻、小学生2名と中学生1名の子どもで6名である。毎年3~4名、ワーキングホリデーの受け入れを行っている。農作業については、りんごの収穫前の作業として玉回しと呼ばれる作業で、リンゴがむらなく赤くなるように1つ1つりんごを手で回して日光に当たる位置を調節する作業であった。繊細な作業の為、女性限定で受け入れを行っていた。作業時間は、農家によっても異なるが、北原の農家では9時~17時頃まで続けられる。2時間に一度のペースで15分程度休憩を挟みながら、ひたすら同じ作業を行う。天候が悪い冷夜の作業は、自宅の作業場で行える出荷前の梱包の準備やインターネット・事前注文者の住所の印刷などを行う。食事については、農家の女性と一緒に五平餅などの郷土料理や自家栽培している野菜で料理を作るなど飯田の食文化に触れることができる。食事は、農家の家族と一緒に食事をする。食事の際には、今日の作業の事や明日の作業について話をしたり、飯田の話などをしながら食事をとる。北原は、「飯田には天竜川が流れており、その西側でできるりんごは、幻のフジと呼ばれている日本一のりんごだに」と述べられ、農業や地域に対する誇りや、「農業は総合的な知識がないと対応していけない」という農業に対する話を語った。

このように、お客様扱いをされず、農家の一員として迎え入れられ、この地域の農家の本当の暮らしを通して地域を学び、その地域の暮らしの営みを知ることが出来る。つまり、飯田の農業・生活文化を体験できるのがワーキングホリデーである。

第5項 考察

以上のように、長野県飯田市では古くより城下町を中心として周辺の農村・山村と相互に関係し合いながらまちが成り立っている。江戸期においては交通の要所として京都、東京方面から文化が入り、京都からは和菓子の文化、名古屋から元結、近江からは椀屋の商人が移

り住み発展をしている。その発展においても周辺の農村、山村の資源が関係し合い、外部の技術を受容しながら独自の文化を形成している。

他方、農村においては苦しい農村生活の中、農民同士が助け合い基金システムを構築するなど地域内の問題解決を図ろうとする住民の自治があり、さらに災害などによる地域観光の見直しがされ、地域内部での結束力が高まったものと考えられる。また、明治期以後の殖産興業と産業の変遷において、地域内での産業組合の発達、りんごやなしなどの果樹の導入が図られ現在の農業経営が形成されている。

さらに、戦中の疎開文化の発達に伴い公民館が一つの活動の場とされ、公民館を中心とする学びの場が形成され、地域内の問題を地域内で解決するという地域づくりが構築されていったため、現在でも住民が主導して活動を行っている。地域の未来を行政や成り行きにゆだねるのではなく、農家が中心になって地域の未来を構想していくという「むらの自治」がある。むらの自治がその地域の人自然、人と人との関係を継続的にしていく営みであるとするならば、地域のもとに日々の暮らしの営みを通して形成されているのが生活文化であると言える。そして、その「むらの自治」、生活文化そのものを見せるという体験をプロデュースしているのが飯田市であり、株式会社南信州観光公社である。そして、生活文化や食文化の体験をしたいという来訪者と、農家の高齢化、担い手不足といった地域の課題をワーキングホリデーや体験教育旅行といったグリーン・ツーリズムでマッチングやコーディネートし、持続可能な社会を形成している。

持続可能な取組になっているのは、地域の文化資源を地域住民や行政が理解したうえで、共有化がなされていることである。それに加えて、行政と株式会社南信州観光公社との役割分担が明確であり、各自のできる範囲内で取組みが行われているからである。

一方で、農家の北原への聞き取り調査によれば、問題点が3つある。まず、ワーキングホリデーに関していえば、一過性で終わらせたくないということ、農家間でのネットワークの問題、ワーキングホリデーに関する理解の問題である。1つ目の一過性で終わらせたくないというのは、継続性の問題である。このワーキングホリデーは参加者の6割がリピーターで占められている。今後さらに継続的に参加してもらえるのか、あるいは新たな参加者を増やしていくにはどうすれば良いかが課題である。2つ目は農家間でのネットワークの問題については、野菜農家、果樹農家、あるいは酪農をしている農家同士のコミュニケーションが図られていないということである。3つ目は、ワーキングホリデーに理解ある農家とそうでない農家があるということである。他の地域からよそ者に入ってほしくないと思っている

農家もすくなくないのである。

他方で、体験修学旅行に関しては、2つ問題がある。まず、農業体験についてである。ワーキングホリデーとは違い、対象者が主に中学生であるため、ほんものの農業体験を行うとしてもどこまで体験をしてもらえばよいか判断に迷うそうである。これは、育てている農作物はやがて商品となり出荷されることとなる。農家側からすれば、商品としての価値を守りたいという思いもあり、どこまで農業体験を任せればよいのか戸惑いもある。それに加えて、農家側と学校側の認識の違いがあり、農家側の意図が学校側に伝わっていないという点もあるという。

そこで、職業訓練としてのワーキングホリデーのような形で間口を広げて農業に若者を取り込むように図っていることが考えられる。また、体験修学旅行に関しては、商品価値を保証できるようなシステムを構築し、フォローができるようなバックアップ体制をつくる必要があるだろう。それに加えて、体験修学旅行には、旅行会社が地域と学校側との仲介を行っている場合が多い。旅行会社の担当者レベルでの認識の共有化を図っていくことも重要なことであると考えられる。

第4節 小括

本章では、国内におけるグリーン・ツーリズムの実証的な考察を通して、農業を中心とする生業の変遷、人びとの生活史の中にある域内と域外との関わり合いを柱とする地域社会の形成された人々の生活文化、文化資源を活用することで現代のグリーン・ツーリズム政策へと繋がっていくことを検証してきた。そこにおいては、地形上の問題、外部との関わり合いの中において、時間の経過や現代社会の変化に応じて形成されてきた現代版結い（ユイ）、外部関係が深く関わっている。

山口県周防大島においては、サツマイモの到来によって人口の増加が起こり、島での生活が成り立たなかったため、人びとは手に職をつけて出稼ぎに行ったことで、地域内から地域の外に人の移動が起こった。その地域外へでた人々が、故郷である周防大島との交流を通して、故郷との繋がりを残しつつ、内部の人々が苦しいときには、物資を送るなど助け合いがされてきた。一方、地域内では古くから農家の間で善根宿と呼ばれているものがあり、巡礼者に無償で宿を提供することが行われていたように、外部の人を受け入れる土壌もあった。また、産業面においても出稼ぎ者からの技術が持ち込まれ、養蚕からみかんの生産へと社会や時代の変化に応じて農業も変化を遂げ、漁業においても外部から真珠の養殖業者が進出

したことを契機として、内部においても養殖業を営む会社の設立がされてきた。このように外部からのものを内部に取り込んできたという歴史がある。現代においては、移住者が地域の文化資源を発見し、生業を中心とした地域住民の暮らしに価値を見出し、グリーン・ツーリズム政策へと繋げている。

一方で、宮崎県椎葉村においては、鎌倉時代の伝説、江戸時代の家屋、伝統的な農法である焼畑という伝統が残されており、かりーてと呼ばれるユイの形態が残っている。しかし伝統的な農法についての後継者問題があり、わずか1、2軒しか残っていないのが現状である。他方、食文化に関していうのならば、独自の文化が形成されており、それが来訪者、とりわけ外部の建設業者の人々によって評価され、特産品の開発や旅館・民宿の食事に注目が集められるようになった。地域外の人々の評価によって、地域住民や各民宿単位で農業の文化的側面が見直され、無意識のうちグリーン・ツーリズムの形態になっている。近年においては、一般社団法人椎葉村観光協会の中に椎葉村ツーリズムネットワークが組織され、体験プログラムが企画されるなど生活文化の見直しが図られ、観光と結び付けつつある。これは、生活文化の安易な観光利用という方向に進まないようにすることが必要であろう。

他方、長野県飯田市では、城下町と周辺の農山村が一体となり地域社会が形成されてきた歴史があり、農山村においては、結い（ユイ）の文化が地域の自治組織へと変化し、現在の公民館活動を中心とした住民の自治が形成されている。また、江戸時代以降、交通の要所として関西、関東から様々な食・芸能・工業などの文化が飯田に入り、外部の文化が独自の文化に昇華され、形成されてきた社会である。その中においては、行政や株式会社南信州観光公社が主体となり、農業の担い手対策としての農業政策、そして観光教育旅行を中心とする観光政策が同時に行われている。そして、農業政策が観光政策とグリーン・ツーリズムという手段で合わさることによって、農業の担い手不足と高齢化の問題、滞在型旅行を増やしたいという3つの課題が解決されている。一方では、農家において、この二つの性質の違いから戸惑いの声も上がっている。

以上の事例から、次の3つの要素が重要であると言える。1つ目は、結い（ユイ）の文化である。地域の歴史の中でもそれぞれ変化はしているものの、助け合いの形が地域内で形成されていることである。2つ目は、地域内と地域外の知の関係性である。周防大島町では、内部の出稼ぎという形で外部と繋がり、椎葉においては、来訪者という外部者の評価によって、飯田市においては、交通の要所として外部とのつながりの中で文化が形成され再発見がされてきている。3つ目は、生業を中心とした人々の暮らしという日常性を訪れた人々に体

験してもらおうという文化的な活動が営まれているということである。そこにあるほんものの暮らし体験ができることにある。

これらの3つの事例からいえることは、それぞれの地域の中で伝統文化や歴史に基づいた生活文化が形成されており、グリーン・ツーリズムがその文化を尊重しながら推進されているかということである。つまり、単純に観光化しないグリーン・ツーリズムを推進することで、持続可能な地域づくりとなることが明らかとなったといえる。

第7章 アグリツーリズムと地域観光文化政策—イタリアの事例分析から—

はじめに、前章までにおいて、日本におけるグリーン・ツーリズムの政策的展開の中で、農業の文化的側面がどのようにグリーン・ツーリズムに含まれているかについて考察してきた。そこでは、それぞれの地域社会の中でつむがれてきた人々の暮らしの歴史の中で、結い（ユイ）の文化や、地域の内の中での農業文化が再評価されて、農村の日常性を体験するグリーン・ツーリズムの展開を確認することができた。

第1章でも述べたように、日本におけるグリーン・ツーリズムは、西欧社会の農村に対する動きを参考に日本型の展開を遂げてきた。そこで、本章では西欧諸国の中でもイタリアを取りあげ、農業の文化的側面がどのように捉えられ、グリーン・ツーリズムの中に取り込まれているのかについて、アグリツーリズムに関する法律、事例をもとに考察する。それに加えて、地域の観光文化政策の取組み事例についても取り上げることとする。

ここで、イタリアを取りあげた理由は、以下の2点である。1点目は、ヨーロッパの中でも唯一、グリーン・ツーリズムに関する法律が制定されていることである。2点目は、日本のように小規模な農家が実施しているという類似性に注目して対象地とした。

第1節 イタリアにおけるアグリツーリズムの展開

第1項 アグリツーリズムとは

アグリツーリズムという言葉について述べる。アグリツーリズムは、agricotura（アグリコルトゥラ）、農業という言葉と turismo（トゥーリズム）、観光という言葉が合わさってできた造語である。意味は、農村における観光形態のことで、日本におけるグリーン・ツーリズムと同義である。なお、イタリアにおいては、農村観光という観光形態における用語としては、アグリツーリズムとルーラルツーリズムという2つがあり、区別されて使用されているのが特徴である。前者は農家が行うもので、後者は都会の人が農村に移住してペンションのような形態で行うものである。両者の違いは、そこに農業がともなっているか否かということである。本論文においては、農業と密接に関係があるアグリツーリズムについて取り上げることとする。

アグリツーリズムが起こってきた背景としては、日本と同様に、戦後の高度経済成長期、イタリアの農村は人口の減少がみられるようになり、1980年代頃から農山村の風景や価値が見直されたことにある（陣内 2010；宗田 2012）。

一方で、政策的な動きとしては、1960年代に北イタリアのトレンティーノ・アルト・ア

ディジェ州でアグリツーリズムが始まり、1973年に州の条例としてアグリツーリズムに関する支援が登場してきた（宗田 2012：17）。その後、1985年に法律第730号「アグリツーリズムに関する法律」が制定された。この法律によれば、アグリツーリズムとは、農家が農業を通して行う体験・文化活動、レストランや農家民宿などの活動のこととしている（URL 82）。アグリツーリズムは単に農家に宿泊することだけではない。條が述べているように、「イタリアの歴史や文化を地元の人々と交流を通して、学ぶことができるうえ、利用者はヴァカンスを楽しみながら自然環境の保全や文化遺産の保護と農業の幅広い活性化に貢献できる」ものであるといえる（條 2003：5）。したがって、アグリツーリズムは、農業が営まれてきた地域の自然・環境・文化・歴史といった地域の物語を体感する観光である。それでは、このアグリツーリズムの法律がどのような内容であるのか次に確認する。

第2項 アグリツーリズムに関する法律

第1目 アグリツーリズム法について

アグリツーリズムに関する法律が制定されたのは、1985年12月5日の法律、第730号（通称、アグリツーリズム法）である。この法律によれば、農村地域における観光は、農業地域の発展を促進し、事業所得の補完と生活の改善を通じて、自然と農村資源の活用及び環境保護、農村の伝統・文化的なものを保護し、都市と農村の関係性を確立することを目指したものである（URL 95）。すなわち、農業・農村の衰退を観光によって活性化しようとするものであるが、農村を形成している地域の文化、自然環境を考慮したものとなっている。

この法律の第2条によると、アグリツーリズムの定義としては、個人や農業を形成している農家がアグリツーリズムを経営できるとし、所有している土地や畜産・農業を活用したホスピタリティ活動として、宿泊の提供、食事は農家で採れた食材や地域で生産されたものであること、農業経営者が所有する製品とワインの試飲、レクリエーション、ハイキングなどの活用が定められ、農業所得の50%以上を越えてはならないという規定がある（URL 96）。

この法律の下、20年間に渡りアグリツーリズムの促進が図られ、2005年には、アグリツーリズムを行っている農家数は約150,000戸になっている（表3）。こうした中、2006年2月20日の法律、第96号「アグリツーリズムに関する法律の改正」が行われた。この改正法案ができたことにより、改正法案の第14条1項において、1985年の法律は、廃止されている（URL 97）。

2006年の改正法は、1985年の法律を基本としながらより具体的な内容になっている。例えば、目的に関していえば、各地域の固有資源を保護し、特徴を生かして活用するものとして、以下の項目が挙げられているが、その中で文化的資源に注目すれば、農村の建物、景観の保護・修復、特産品や郷土料理、伝統的なワインに関する支援・農業文化と食育の推進に関わる農業支援が挙げられ、さらに項目ごとに制約が設けられている。特に食材に関しては、地元の食材の使用が義務づけられ、DOC (Denominazione di Origine Controllata: 統制原産地呼称ワイン)、DOCG (Denominazione di Origine Controllata e Garantita: 統制保証原産地呼称ワイン)、DOP (Denominazione di Origine Protetta: 原産地名称保護)、IGP (Indicazione Geografica Protetta: 地理的表示保護)、IGT (Indicazione Geografica Tipica: 地域特性表示ワイン) の使用などの制約がある。また、食材の原産地調査が年に1~2回抜き打ちで実施されている。

その他、主な改正点は2つある。1つ目は、アグリツーリズムの経営に関することで、農業法人においても可能になった点である。つまり、農業を主として活動している会社でも経営ができるようになったということである。2つ目は、申請に関する点である。今までは、州に登録をしなければならなかったものが、コムーネ (comune: 地方自治体) への届け出で済むような手続きへと簡素化された点である。そして、アグリツーリズムの全国監視機関が設けられ、情報の提供や共有・交換が行われ、さらなる推進が目指されている。

第2目 法律の改正に関する聞き取り調査

次に、アグリツーリズムに関する法律の作成に参加されたファウスト・ファッジオーリ (Fausto Faggioli) に2016年8月11日にヒアリングを行う機会を得た。なお、ヒアリングの日付はすべて現地時間とする。このヒアリングに関しては、1985年の法律の要点と関連省庁間での認識の問題点、及び法律改正の必要性についてファウストは以下のように述べている。

1985年のアグリツーリズムに関する法律は、あくまでも農業を補完する活動であって、補完することによって、若者たちが農村にとどまり、農業を行い、農業がなくならないように保存することにあつた。しかし、多くの方は法律の策定においてよくわからなかったもので、例えば、イタリアの厚生省にあたる所は、お客さんをもてなしをする以上は、衛生基準がないといけないといったように、厳しくしようとしたり、労働基準局からは、農作

物の収穫が労働力の搾取にあたるかもしれない、と思われるかもしれないが、アグリツーリズムの発想は、収穫の参加や農業に関する様々な経済活動に参加してもらうことは教育的な目的で体験してもらいたいという思いがある。イタリアにおいては、州が全体の基本法に関して権限を委譲されている。そのため、それぞれの州によって州法を作っている。それゆえ州によってバラバラな基準となっていた。州によって異なる基準に対する修正をする必要性が生じ、2006年に法律の改正がなされた。基本的には最初の法律をそのまま引き継いだ形になっているが、経営に関しては、個人や家族経営の農家に限定していたが、農業法人に対してもアグリツーリズムの形成していくことを目指した。例えば、アグリツーリズムのマークについても州ごとに違っていたものを統一したり、2006年の法律によって改正した³⁷。

このように、農業を保護することを基盤とした法律であることが明らかとなった。そして、グリーン・ツーリズムの経済活動という側面のみを捉えるのではなく、訪問者は農作業に参加したり、農業の日常を体験することで「農業という産業や文化を学ぶ」という視点での認識がなされてきた。2006年における法律の改正は、州によって異なる側面を統一する目的で改正がなされたものである。

第2節 アグリツーリズムの現状

次に、ISTAT (L' Istituto nazionale di statistica) イタリア国家統計局のデータをもとにアグリツーリズムに関する現状を明らかにする。以下は、2016年10月13日に発表された2015年度のアグリツーリズムに関する報告書の内容について述べる。

2015年、イタリアのアグリツーリズムに登録されている件数は、22,238件あり、これは、2014年に比べると494件増加し、年間2.3%の増加率となっている(表2)。また、2005年から2015年の10年間においては、45.1%の増加率となっている。

アグリツーリズムは、イタリア国内で農業が行われているコムーネの99.1%の地域で行われている(URL 98)。その中でも、中山間地域が多くを占めており、全体の83.9%を占めている(URL 99)。つまり、中山間地域、条件不利地域において、アグリツーリズムは注目されている活動であり、農業活動、地域においても重要視されている活動であるとい

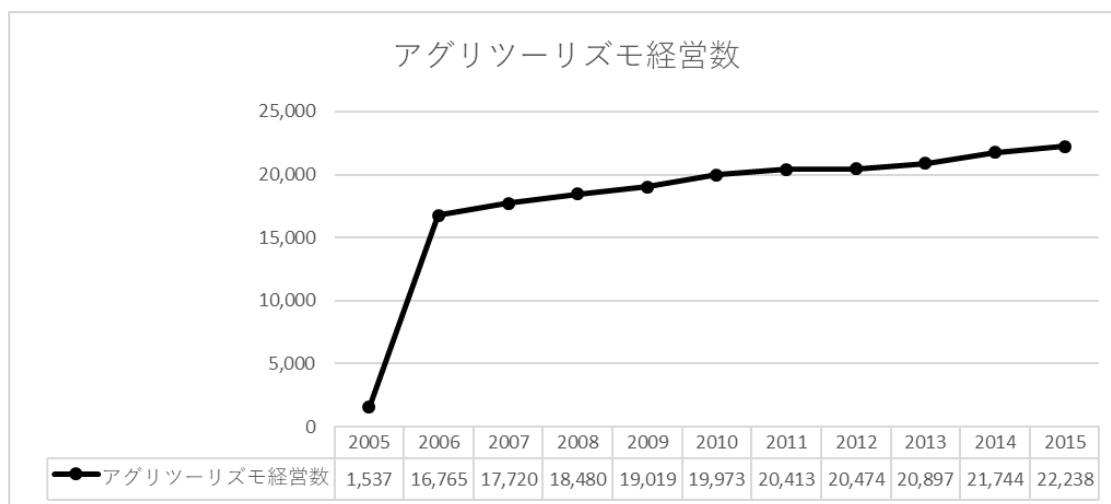
³⁷ 2016年8月11日、ファッジオーリ農場での聞き取り調査による。

える。しかしその一方で、新しくアグリツーリズムを始める農家もあれば、活動を止めてしまふ農家もある。2015年の統計によれば、1,628件が新しく認可された農場であり、特にトスカーナ州においては470件、カラブリア州が118件、エミリア・マローニャ州が106件、アルト・アディジェ特別自治州が97件、アブルツツォ州が95件となっている（URL 89）。逆に閉鎖している農場数は、1,134件あり、前年の2014年と比べると36.6%増加している。その内訳をみてみると、一番多く閉まっているのは、アブルツツォ州の284件、カラブリア州の141件である（URL 100）。

この理由については、2016年8月11日のファウストのヒアリングにおいて次のように述べている。「一度オープンしてみたものの継続的につながらなかったもので、情熱がないから続いていない、或いは、投資しても請け負うとしたが、本質的に好きではなく失敗したケース、もう一つは、男性（主人）が経営していたのを一度止めて、女性（奥さん）が引き継ぐケースがある」としている。確かに、女性が経営しているアグリツーリズムにおいては、2015年のISTATをみてみると8,027件となっている（URL 101）。これらは、男性が経営する件数よりも高い成長率を示しており、2014年に比べると女性の経営数が2.7%増加しているのに対して、男性の経営数は、2.0%となっている（URL 102）。

表3 アグリツーリズム経営数の推移

2015年イタリア政府統計局のアグリツーリズムレポートを参照し（URL 103）、
筆者作成



第3節 アグリツーリズムの取組み事例

本節では、アグリツーリズムの現状について事例をもとに述べ、農業の文化的側面をどのように実践につながっているかについて取組みを確認する。事例については、筆者が2015年1月3日に訪問したトスカーナ州にある農場、ポッジョ・アロッロ農場 (Fattoria Poggio Alloro) 及び、2016年8月4日～15日に参加した「イタリア・アグリツーリズム・ワークショップ」³⁸において、2016年8月7日～12日までに滞在した農場であるファッジオーリ農場 (Fattoria Faggioli) について記述する。

第1項 伝統料理を基軸とした取組みーポッジョ・アロッロ農場

トスカーナ州の田園地帯に囲まれたサン・ジミャーノ (San Gimignano) の丘にあるポッジョ・アロッロ農場は、有機農法で栽培している農家である。オーナーであるフィオローニ (Fioroni) 兄弟は、1955年にイタリアのマルタ地方から小作人として働くためにトスカーナ州に移り住み、1972年にポッジョ・アロッロ農場での労働後、農場を買い取って家族とともに農業を営んでいる (Fiorini 2012)。耕作地はおよそ100haでブドウ畑、オリーブ、穀物、果樹園、家庭菜園を行い、ウサギ、鶏、豚、養蜂、トスカーナ地方の伝統的な牛であるキアナ牛を飼育している。

アグリツーリズムについては、オーナーのアミーコ (Amico) によると、1991年、トスカーナ州のアグリツーリズムに関する法令が整備された時に、既存の建物を改修し観光客のための農家民宿にする補助制度ができたことを契機として、補助金を活用し、以前、動物を飼育していた建物を改修し、農家民宿の施設を建設した。部屋数は、6室のダブルルームであり、2000年には、小さな建物を改修し、4室増室しており、現在では10室となっている。各部屋には、シャワールーム、バスルームが完備されている。また、サンジミャーノが見渡せるプールも建設されている。

ポッジョ・アロッロ農場のアグリツーリズムでは、農作業を行ったり、ガイド付きの農場見学、トスカーナ地方の伝統的な料理が学べる料理教室、ワインの試飲、周辺の散策ができる。また、レンタルサイクリングや近くには乗馬クラブもあり、農家での生活にふれ、農に

³⁸ このワークショップは、中央大学法学部の工藤裕子教授 (政治学) の主催で企画されたものである。小規模自治体及び企業における持続可能な産業や観光などについて行政や企業関係者への聞き取り調査、あるいは体験を通して考えることを目的としたものであった。

関することが学べる機会の提供をしている。また、農場の敷地内には、レストランが併設されている。

筆者が2016年1月3日に訪れた際は、農家レストランでの昼食と農場内のガイド付きツアーに参加をした。農家レストランにおいては、伝統的なトスカーナ地方の料理が提供され、パンの上に野菜などがのっているブルスケッタ、自家製の Pasta であるタリアテッレ、トスカーナ地方の牛のキアナ牛ステーキ、カントウッチーニというアーモンドが入ったお菓子などの料理であった。農場内でのガイドツアーについては、ブドウ畑やワイン製造の施設の見学と製造工程や機械の説明、キアナ牛の飼育されている建物などの見学を行った。

第2項 教育に重点を置いた取組み—ファッジオーリ農場

次に、エミリア・ロマーニャ州 (Emilia Romagna) にあるファッジオーリ農場について記述する。エミリア・ロマーニャ州は、イタリアの北東部に位置し、州都はボローニャである。この州の中にあるファッジオーリ農場は、フォルリン・チェゼーナ県 (Forli-Cesena) のチビテッレ・ディ・ロマーニャ (Civitella di Romagna) にある。人口は、第一次世界大戦から第二次世界大戦の間が最も多く、約 20,000 人であったが、現在約 30,000 人となっている。ファウストによれば、都市部への流出が要因となり、人口減少が進んだからとしている。ファッジオーリ農場は、そのゴンゴバジールという村落にあり、以前は、20 世帯が住んでいた地域であると言われている。

ファッジオーリ農場のオーナーは、ファウスト・ファッジオーリ (Fausto Faggioli) である。ファウストは、1947 年、フォルリンポポリ (Forlimpopoli) で生まれ育った。両親は農家を営んでいたが、ファウストが 11 歳の時に両親が農業を辞めて一家でラベンナ (Ravenna) に移り住んだ。19 歳の時に建設会社で働きはじめ、営業部長をしていた 33 歳の時に、会社を辞めて現在の農場がある土地を購入し、農業を始めたのである。現在、ファウストは、妻と娘、娘婿と一緒に農場を経営している。

ファウストのモットーは、「情熱があれば何でも成し遂げられる」ということである。1980 年代、当時はイタリアにおいて地域活性化と言えば、工場を誘致するという外発的なやり方をしてきた時、農業によって雇用を創出し、経済活動に結び付けようとしていたファウストの考えは、周囲からは受け入れがたいもので、周囲の人たちに理解してもらったり、共感してもらったりすることは大変時間がかかったという。また、農業を始めた当時、義理の母は、いつも泣きそうな顔をしていたという。それまで都会で良い暮らしをしていたのに山の中

に突然移り住み、何をやっているのかよくわからない状態であったからだという。しかし、活動を続けていくことで、次第に理解が得られるようになっていったという。

ファッジョーリ農場は、現在、農業法人という形態で経営をしている。従業員は、家族を含め10名、フルタイムで雇って働いている。ちなみに、1980年代は1名をパートタイムで雇っていただけだそうである。年商は、600,000から700,000ユーロのうち農業生産（農作物の栽培と加工品）は全体の55%を占めている。残りは、来訪者を受け入れる宿泊やレストランといったアグリツーリズムによる収入である。

宿泊施設として使われている建物は、1000年代ぐらいいった建物を修復して利用している。建物に使われている材料は、すべて自然のもので木・煉瓦・地元の意志を使用している。また、2000年からは自家発電装置を設置し、風力発電が1機、太陽光発電が2機ある。さらに、水についても飲み水や肌に触れる水以外は、雨水を浄化して再活用している。

ファッジョーリ農場におけるアグリツーリズムは、主に教育・ワークショップを行う農場として提供されており、年間1500人から1600人の若い起業家や将来アグリツーリズムをやりたいと考えている人たちが来訪している。

農業生産に関わる活動については、有機栽培をしており、野菜・果物・穀物類を作っている。また、動物との係わりあいも大切にしており、養蜂も手掛けている。ファウストによれば、動物を育て、あるいは植物を栽培するという歴史的な伝統がなくなってしまうことにも繋がりがねないという理由から養蜂の活動もしている。

一方で、アグリツーリズムとしての活動は、いろいろなそこにある資源を活用した活動が行われている。大きく分けて3つある。1つ目は、スポーツ活動である。例えば、自然の中で行うアーチェリー、乗馬、ハイキング、野外プールなどである。日常生活で行うスポーツは、ルーティーンの中での同じような活動になってきてしまうが、農山村で行うスポーツは、そこにある資源をうまく活用しながら、或いは自然を感じながらできるスポーツ活動のことである。2つ目は、州から受けている認証の一つとして、空気があり、この地域の空気の大切さを感じてもらおうということも重要なことである。3つ目は、教育である。特に義務教育の子どもたちに教育をしている。その中で重要視していることとしては、賢い消費者になるため、例えば、旬のものを食べる、自然の理に合うようなものを食べること、栽培の体験をすることで、食物のもとである果物や野菜がどうやって栽培されているかを知ることである。

以上のようなことから、ファッジョーリ農場においては、自然の中において農業や農に関

わる体験を通じて人々が形成してきた資源を活用し、自然を尊重した農業に関わる全ての地域の文化資源を活用している。そこにおいては、教育を重視し、農を通じて学び、人間に関わる活動と融合した非日常の体験である。

第4節 ヒアリングからみた農業の文化的側面

第1項 農業の文化的価値の捉え方

次にファウストからの聞き取りに基づいて、彼が目指していることから読み取れる農業の文化的価値や資源について述べる。

私たちが考えていることは、研究者がすることではなくて、私たちの親や祖父母の人たちがかつてこの地域で生活していたことの中から地域資源を再発見して、それを再提案することを目指している。グローバル化した世界において、消費財はどこでもあるわけではないが、この地域の人や地域資源というのは、ここにしかないものです。何を大事にして何を残していくのか、地域の人を考えた開発というのが重要で、考えていかなければならないテーマである。いかにグローバル化した世界になったとしても、その地域にしかないアイデンティティや文化は持っている。その地域は歴史がある。イタリア人と日本人においても違う歴史があり、文化がある。それぞれの地域の独自性というものがあることを重要視していかなければならない。一方で、比較的限られた資源しかありませんので、限られた資源をどう活用していくのかを考えなければなりません。イタリアは法律の改正のおかげで農業が主たる生業である農業製品、農業生産だけでなく、このようなアグリツーリズムをやることによって、地域の中で農業生産物以外の活動もできるようになっている。現在、ヨーロッパの国々だけでなく、世界中で食べ物が多かった時代においては、空腹を満たすための農業・農業生産であり、より農業生産を進めて行かないといけない時代であった。しかし、現在においては、頭の空腹を満たすためのものではなくてはならなくなっている。そういう意味では、地域の文化や歴史、アイデンティティといったようなものを活かしていくことが重要である。つまり、その地域が豊かではないといったようなことを嘆くのではなく、この土地の良さを発見し、再評価していくことが重要で、今後の経済活動においては、無理に作り出すというのではなく、そこにあるものをいかに評価し活用していくのか、このような意味においては、この丘陵地帯の良さや鷹が飛んでいたりすることも含めて考えていかなければなら

い³⁹。

つまり、ファウストは、農業を産業、農作物を生産することではなく、農業という生業から発生する地域の文化的資源の再評価・発見をして活用していく重要性を述べている。こうした農業の文化的側面に価値を見出し、観光と融合していくことがアグリツーリズムであるといえる。また、農業の意義は、農業の生産から収穫して農産物を食べるという単に「空腹を満たす」というものから、農業生産から派生している文化的な資源に光を当てて「頭の空腹を満たす」ためのものが重要視されていることがいえる。

第2項 特産物からみた地域の文化性

次に、農産物の加工品の中に含まれている地域の文化性についてヒアリングから検討したい。以下は、筆者が2016年8月9日に訪れたCantina Sociale di Cesenaというチェゼーナのワイン組合のアンドレア・マラルディ（Andrea Maraldi）にヒアリングを実施した内容を基に記述する。

この組合組織は、この地方の中小企業の農家が集まってできた組合で、一軒一軒の農家ではできないことを協力し合いながらやろうという思いで始まった組合組織である。会員数は、およそ400人、そこから3年に一度取締役が9名選ばれるが、すべて農家でなければならないという規定がある。売り上げは、年間3,000,000ユーロ、生産量は年間3,000トンのブドウを取り扱っている。この組合では、ブドウの生産から販売まで一貫して行われ、ブドウを作っている段階から各農家に出向いて指導を行い、ブドウの醸造まで一つの工場で行われる。この地域で生産されているブドウの種類はサンジョベーゼである、ほとんどがDOC、つまり原産地呼称がついたものになっている。

サンジョベーゼ100%で作られているものとして、世界的に有名なイタリアのワインは、キャンティである。しかし、キャンティといえはトスカーナ地方のワインということで知られている。実は、そのもとになっているのはサンジョベーゼであり、エミリア・ロマーニャ州のチェゼーナのあたりで作られているものである。にもかかわらず、それを知っている人はほとんどいないのである。つまり、自分たちのワインのアイデンティテ

³⁹ 2016年8月11日、ファッジオーリ農場での聞き取り調査による。

ィを確立していくことが必要になってくる。これは、この地域の独自のワインであることを知ってもらう必要があり、それは文化的な側面や伝統というものを含めた長い時間をかけて活動していくことが重要である。したがって、ワインをただ顧客が飲むだけではなくて、その裏にある地域の伝統や文化と一緒に味わってもらうことである⁴⁰。

このように、ワインというものを売るだけではなく、地域の独自性、地域の文脈、コンテキストというものをどのように商品に反映していくのかを考えていく必要がある。そのためには、地域の文化や伝統という文化を結び付けた消費活動が必要であることは明らかである。しかし、地域の文化をどう知ってもらうのかという問題が出てくる。アンドレアが「地域の文化や伝統を含めるためには長い時間、活動を続けていくことが必要である」と述べているように、持続的な問題と、小規模な農家あるいは企業が単独では難しくなってくる。そこで地域単位の取組が重要になってくる。最後に取り上げるのは、地域内のネットワークの問題である。

第3項 地域の水平的なつながりから生まれる持続可能性

地域のネットワークの持続可能性を考えていくうえでの取り組みとして、ラベンナ（Ravenna）で行われているハッピー・ビオ（Happy-Bio）について取り上げる。この取り組みは、地域内における中山間地域と海岸、商工会議所を中心としながら地域内の様々な業界の企業が連携をして実施しているものである。

その取り組みの中心となっている商工会議所のポーラ（Pola）によると、「商工会議所では、様々な地域の物を融合させ取組んでいるが、その一つがハッピー・ビオのプロジェクトである」と述べている。このハッピー・ビオのプロジェクトは、中山間地域の野菜や果物を海岸に持って行って、海水浴客に提供するというものである。イタリアにおいては、7月から8月のバカンスの時期において、海水浴客が増加する。そうした海水浴客に地域のものを知ってもらう取り組みが始まった。そこで、地域にある文化、農や中山間地と海を回遊してもらいたいという思いがある。

次に実際に海水浴場で14年間レストランを経営し、ハッピー・ビオのプロジェクトに参加しているエリオ・リオーニ（Elio Leoni）に話を聞いた。

⁴⁰ 2016年8月9日、チェゼーナのワイン組合における聞き取り調査による。

ハッピー・ビオの活動は、夏のハイシーズンの時期に行われる。このプロジェクトに参加している海水浴場ごとにイベントが行われ、そこでは、この地域の特産品、特に果物、モモ、アプリコット、メロンなどを紹介している。通常、果物は直接かぶりついて食べているが、子どもたちは、串にさしているものを好む傾向がある。そこで、果物を串にさして提供をしいる。生の果物を提供するだけでなく、シャーベット、ジュース、スムージーにしたものを提供している⁴¹。

このように、商工会議所が主体となり、地域の商店主、農家などがネットワークを形成しながら地域全体の資源を来訪者に知ってもらうという活動が行われている。その中で重要なことは、地域の独自性をどうアピールするかということになる。そのために、ワイン、食べ物、文化、観光、環境、海水浴が一つにまとまることが重要になる。そのためには、一つの地域に長期滞在してもらって、生活に関わってもらうことが必要である。すなわち、商工会議所の評議員の言葉を借りるならば、「市民のクオリティ・オブ・ライフ」を知り、経験をすることで、その地域の中で生きる」ということが大切になってくる。

第5節 地域観光文化政策への広がり

前節で述べたように、地域内にある文化資源を地域ぐるみで外部に発信していく取組みがなされていた。この活動は、地域の暮らしの文化そのものを来訪者に体験してもらう取組みであった。こうした取組みは、農山漁村に限らず小さな自治体においても地域の文化資源を観光に活用した取組みがされている。本節においては、各地域に残る家庭料理に価値を見出した人物を一つの文化資源として地域の観光文化政策へと発展させている事例を取りあげて論じてゆく。この事例については、2016年8月11日に実施したヒアリングに基づくものである。

⁴¹ 2016年8月12日、海水浴場に併設しているレストラン(Punta Marina Terme)での聞き取り調査による。

第1項 文化資源

エミリア・ロマーニャ州 (Emilia Romagna) チェゼーナ県 (Cesena) にあるフォルリンポポリ (Forlimpopoli) は、人口約 13,000 人の小さな自治体である⁴²。フォルリンポポリは、アドリア海から主要都市を結ぶ地点にあり、エミリア街道と塩の道が交差する町であり、ローマ時代から続く交易の町として栄えた町として知られている⁴³。

フォルリンポポリでは、ペルギーノ・アルトゥージ (Pellegrino Artusi) という人物、アルトゥージが書いた 1 冊の本を文化資源として地域づくりが行われている。はじめに、ペルギーノ・アルトゥージという人物とアルトゥージが実施し活動について、アルトゥージの家 (Casa Artusi) という博物館に勤務しているスージー (Susy Patrino) に聞き取り調査を行った。次に記述することは、聞き取り調査を行った内容である。

ペルギーノ・アルトゥージ (Pellegrino Artusi) は 1820 年に生まれ、イタリア料理の父と呼ばれた人物である。料理人ではなく、商人であり、ビジネスマンとしてイタリアの各地を旅行した。当時はまだイタリアでは、統一した言語がなかったため、方言やそれぞれの地域ごとに異なる言語が使われていた。アルトゥージは各地を旅する中で、方言や、地域の特徴、各地域に伝わる伝統料理を体験しています。彼は、非常に好奇心に満ちた感性豊かな人だったようで、このような各地域で様々な食べ物に出会うことによって、いろいろなデータを集めることをしていきました。しかし、彼が各地で感動した料理は、家庭料理だったのですが、家庭料理のレシピは何がどれだけ入っているかを聞いたとしてもなかなか正確なデータをとることができません。その理由は、そもそも家庭料理というのは、母から娘へと代々と引き継がれていくものなので、正確な内容もなければ、家庭によってバラバラだからです。特にこのような家庭料理の場合は、シェフのプロの料理人が作る料理とは違って、調味料の分量を量り、材料をわざわざ集めてきて作るものではなく、たまたまそこにあったものを使って料理をする、あるいはその季節の食材や、家庭にある材料を使って料理をする。あるいは、収穫の状況によって採れたものを使った料理を作るタイプのものです。もちろん、家庭によっては秘伝の

⁴² 2016 年 8 月 11 日、フォルリンポポリ市の市議会の議場における聞き取り調査による。

⁴³ 2016 年 8 月 11 日、フォルリンポポリ市の市議会の議場における聞き取り調査による。

レシピというものも存在するわけです。この家庭料理は、パターン化することはできないので、一つ一つの事例を集めていくことしかできないのです。アルトゥージが行ったことは、キッチンに入っているいろいろな話を聞きながら、あるいは見たことをそのままメモする方法でレシピを収集していきました。いわゆる写真を撮るようにレシピの内容や中身について詳細にメモをしました。彼は、71歳の時に、今まで集めたレシピをまとめて1つの本を出版します。彼の個人的な興味と熱心な観察から、初めてイタリアでのイタリア料理の本が完成したのです。なぜ初めてかということ、まだイタリアが統一される前であったこと、もう一つ大事なことは、イタリア統一までの間は各地の方言で話されていたので、地域に暮らす人々は方言しか知らなかったということです。アルトゥージは、いろいろな所を旅して教養もある人物だったので、ダンテの言葉、つまり、フィレンツェで話されていた言葉で、その後、イタリアにおいて統一言語とされるダンテの言葉を理解していたのです。この本は、ダンテが使用していた言葉で書かれているという意味において、イタリアで初めてのレシピ本ということになるのです⁴⁴。

このようにアルトゥージは、ビジネスマンとして各地を旅する中で、各地域に残る伝統的な家庭料理に価値を見出し、各家庭に残るレシピを聞き取り収集して1冊の本にまとめたのである。つまり、アルトゥージが考えたレシピではなく、地域に住まう人々がその土地の農業から生み出された食材を活用した料理本である。

この本のタイトルは、『台所の科学とおいしく食べる方法 (*La scienza in cucina e l'arte di mangiar bene*)』(初出1891年)である。この本に書かれているレシピには一つ一つの通し番号がついており、第1版には475のレシピとアルトゥージが書き加えたそのレシピに対しておいしく食べるための方法が述べられており、現在、出版されている本は、第15版目で795のレシピが載っている(Artusi 2010)。版が重ねられているが、出版年をみると毎年のように新しいレシピが追加され出版されている(Artusi 2010)。スージーの説明によれば、次のようなことである。

この本は、最初に自費出版をして知り合いなどに配ったところから始まった。次第にこの本が評判となり、本は完売し、新たな現象が生まれました。それは、読者である地

⁴⁴ 2016年8月11日、アルトゥージの家(Casa Artusi)での聞き取り調査による。

域住民から、アルトゥージ宛にいろいろな人から手紙が届くようになるのです。その手紙というのは、自分がよく知っているレシピが載っていないという内容のものや、実はこのレシピにはこういったバリエーションがある、といった情報もあったのです。

そこで、アルトゥージは、家政婦であったマリアという名前女性（アルトゥージは愛情をこめてマリアちゃん（マリエッタ）と呼んでいた）に頼み、レシピが読者から送られてくるたびにすぐにマリエッタと一緒に自宅の台所でそのレシピをもとに再現していたそうです。

こうして初版が売り切れてしまった後、彼はその間に集まってきた 100 のレシピを含めた新しい第 2 版を出版しましたが、レシピが増えたにもかかわらず、読者から意見はさらに寄せられ、第 3 版、第 4 版と回を重ねていき、現在では第 15 版まで出版されています。475 のレシピから始まったものが、795 のレシピになっている。

この本は、1891 年以來、売れ続けており、イタリア人の家庭であれば必ず 1 冊置いてあります。例えば、結婚のお祝いとしてよく送られています。イタリア人はこのことについて、お母さんが娘に結婚のお祝いとして贈られることはありますが、義理のお母さんから贈られるときは、料理が下手だということ意味が込められている。また、イタリア人がアメリカ大陸に移民として行く時代がありましたが、その時もイタリア人はこの本も持って行ったのです⁴⁵。

以上のように、一人のビジネスマンがイタリア各地の家庭料理に価値を見出し 1 冊の本を出版したことにより、地域住民が家庭料理の価値に気づき、人々によって再評価されたことにより、100 年以上経った現在においても本の価値は薄れることなく、イタリア人の中に息づいているものと考えられる。これは、1 冊の「モノ」の中に各家庭や地域に伝わる伝統料理という文化的要素が込められ、さらにアルトゥージが行ってきた活動の要素が詰まっているという点で文化資源であるといえる。

この 1 冊の本とアルトゥージという人物を文化資源として、地域づくりや観光に活用されている。次に、まちづくりの経緯と内容を論じてゆく。

⁴⁵ 2016 年 8 月 11 日、アルトゥージの家（Casa Artusi）での聞き取り調査による。

第2項 食を活用したまちづくりのはじまり

こうした食を通じたまちづくりは約20年前から開始されている。プロジェクトが立ち上がった当初から関わっているアルトゥージの家(Casa Artusi)の副会長であるライラ(Laila Tentoni)によると、次のように述べている。

このプロジェクトを開始するにあたり、ペルギーノ・アルトゥージ(Pellegrino Artusi)という人がどんな人だったのか、イタリアの家庭料理はすべての家庭にはあったのですが、そのイタリアの家庭料理の価値が忘れ去られていくような過程の中で、フォルリンポポリの人たち、ロマーニャ州地域の人たち、そしてイタリア人たちにもう一度この価値を見直してもらったり、確認してもらったりする作業から始めました。そのために私たちが行ってきたことは、市民だけではなく、重要なパートナーを見つけていったことです。パートナーというのは、例えば大学や商工会議所、アカデミアクロスと言ってイタリアの純正性を継承している国の機関、トリノにある出版会社の方と連合を組んで一緒に活動をしてきました。その理由は、そもそもペルギーノ・アルトゥージ(Pellegrino Artusi)はたった1冊の本を作った人ですが、その本をいかに広めていくかという活動を行ってきました。この本というのは、レシピといかにおいしく料理をいただくかという趣旨のものでした。その本について、新しい価値観をつくる、価値観をもう一度思い出してもらおうというものでした。そして、なぜアルトゥージの本が重要なのかというと、イタリアで初めてイタリア料理というもの、しかも国のイタリア料理として書かれたものであるからです。しかし、そうはいつでも一枚岩の何か料理があるわけではなく、地域地域のすばらしい料理を再評価すること、それをあつめることでイタリア料理が出来上がっている。とくに彼は、台所の科学(sienta cucina)という表現を使い、その意味をイタリア人、ロマーニャ人、この地域の人々にもう一回考え直してもらおうということから始めました⁴⁶。

このように、地域の文化資源を知り、地域に伝わる食文化を再度評価してもう一度地域の人々に家庭料理の価値やアルトゥージという人物を考えるきっかけを与える活動であったといえる。そのためには、大学や商工会議所などのネットワークを活用した推進を図ってきたのである。つまり、地域に住まう人々へ向けた文化の発信が行われ、地域のまちづくりへと

⁴⁶ 2016年8月11日、フォルリンポポリ市の市議会の議場での聞き取り調査による。

発展していったのである。

第3項 食の祭典

フォルリンポポリでは、毎年6月下旬に9日間開催されているアルトゥージ祭という食の祭典を実施している。市長によれば、このアルトゥージ祭というのは、イタリア料理の父と呼ばれたペルギーノ・アルトゥージ（Pellegrino Artusi）を地域の文化資源として、地域一体となったイベントを開催している。市長はこのイベントについて次のように述べている。

このイベントの期間中、市が組織してシンポジウムなど開催しますが、毎晩食事や食に関する本のプレゼンテーションがあり、また全体で70のパフォーマンスがあり、例えば、音楽やストリートアーティスト、ジャズなどの様々なイベントがあり、演劇などもあります。食に関連した劇になります。アルトゥージ祭の時は、博物館や提携するレストランだけではなくて、フォルリンポポリ市の町中がレストランになり、スタンドで食事を楽しんだり、食材を買ったりできる。全体として70のスタンド、食事、レストランがあります。開催期間中は、毎日13万人の人々が訪れる⁴⁷。

この食の祭典は観光振興を図ることを目的としたものではなく、文化政策として位置づけられており、地域の人々の文化の向上や観光客の来訪という点において活動が進められている。したがって、食の祭典を通じて人々のコミュニケーションの一つの手段として、或いは食文化の交流ということを目的とした活動であるといえる。また、町が一体となってプロジェクトを進めており、レストランの看板などは、ワインレッドの色に統一されたものになっており、アルトゥージの家庭料理のレシピに関連した料理の提供などが行われている。

第4項 博物館を拠点とした展開へ

現在、アルトゥージの家（Casa Artusi）という博物館を拠点とした展開へと発展している。ライラによれば、2007年にサン・セルビー教会という15世紀に建てられた修道院を改修して造られた博物館で、市が60%出資しており、日本でいえば、第三セクター方式をと

⁴⁷ 2016年8月11日、フォルリンポポリ市の市議会の議場での聞き取り調査による。

っている⁴⁸。

Casa Artusi は一種の文化施設カルチャーセンターを併設し、3つの市立図書館としての機能を持ち合わせている。またこの施設には、観光情報センターやレストラン、ミュージアムショップも併設されています。さらに、コンベンションセンター、大きなキッチンがあり料理教室なども定期的に行われている⁴⁹。

第5項 まとめ

イタリアには、*la mia campagna* という言葉がある。筆者なりに訳せば、「私の郷土」という意味であるが、イタリアを訪れた際、レストランなどでイタリア人の会話を聞いてみると、「私は、ローマ人である」とか、「私はエミリア人である」といった言葉をよく耳にする。これは、地域に対する誇りや愛着の象徴であると考えることができる。歴史をさかのぼってみると、イタリアが統一されたのは1861年のことで、日本の明治期にあたる頃である。統一される以前は、地域ごとに統治されていた歴史を持つことから地域に対する誇りや愛着は強いものと考えられる。

フォルリンポーポリでは、地域の文化資源としてアルトゥージという一人の人物に着目し、地域の観光文化政策の取組みを行っている。そこにおいては、大学や商工会議所などと連携し地域ぐるみの活動を行っていること、文化資源を知り、新たな価値を生み出し行政や地域住民との間で共有し再評価したことによって、持続可能な活動となっていると考えられる。つまり、文化資源の共有化が図られ、地域のコミュニケーションの手段として活用され、食の祭典が行われている。また、こうした活動は、来訪者のためではなく、地域住民の食育や家庭料理を育む活動である。

それに加えて、アルトゥージの家という博物館は、博物館としての機能だけではなく、料理教室や図書館、観光案内所、レストランなどの地域のコミュニティの拠点施設としての役割と、観光案内所などの外部の来訪者も地域の文化を理解できる施設としての役割を兼ね備えている。つまり、地域の文化を蓄積、創出する場と外部へ発信するという文化が持ち合わせている機能を十分に発揮できるシステムの構築がなされているといえる。

地域社会の中において先人が築いてきた家庭料理という文化、先人が価値を見出した知の形態をツールとして地域の暮らしと文化と観光が鼎立した形で文化政策が推進されてい

⁴⁸ 2016年8月11日、博物館（アルトゥージの家）での聞き取り調査による。

⁴⁹ 2016年8月11日、博物館（アルトゥージの家）での聞き取り調査による。

る。

第6節 考察

以上のようなことから、本章では、イタリアにおけるアグリツーリズムをめぐる現状から農業の文化的側面について論じてきた。結論から言うと、農業の文化的側面は、アグリツーリズム法によって保護され、ラベンナの取り組みから地域内ネットワークを形成しながら地域単位で文化の保護・活用というものが考えられている。そこにおいては、文化をベースとしながら経済活動が行われている。

まず、アグリツーリズム法については、農家の建物、ワインや野菜など地域の農産物や景観などの農業生産から派生する、農業生産に関わる地域の文化的視点をはじめとした、環境・自然がこまかく規定され保護されている。そこには、罰則規定はないが、年に2回は衛生面や地域の農産物が適正に使用されているかどうか、抜き打ちの立ち入り検査が入るという形で農家に対しても厳しくチェックされている。

次に、アグリツーリズムの事例から農作物の収穫・栽培という農の学びと伝統料理、農業が営まれている環境・自然との係わりを大切にした文化的な活動を体験できるという、農業の教育的役割が見出されている。

最後にヒアリング調査からは、ファウストが農業の重要性は食べることから頭を満たすものに代わっていると述べているように、生産以外の文化的側面が重要視されている。また、特産品においては、モノの中にある地域性・文化的背景も一緒に考えていく必要があること、さらに小規模な地域や農家ではできることが限られているため組織を作り、それぞれの企業がネットワークを形成して地域内全体で地域文化の次なる創出を試みようとしているということがわかった。地域文化を地域の中で生活し、体験を通して知ってもらおうとする試みである。つまり、文化体験によって地域を知ってもらうことである。したがって、単にモノを売ったり観光を手段として捉え、単純に経済活動に結び付けるのではなく、地域の文化をベースに観光や経済活動と結び付けていることが明らかとなった。

しかし、成功している地域や事例を本論文では取り上げたが、アグリツーリズムの推移をみても、逆に閉鎖している所も多いことが分かる。閉鎖している農家、あるいはイタリア国内の地域間の比較といったところには言及していないため、本論文では一面的な部分を取り扱った。

第7節 小括

本章においては、イタリアにおけるアグリツーリズムについて文化的側面がどのような形で包含されているかということについて論点を絞って検討した。

アグリツーリズムの発展は、日本同様、高度経済成長期における都市への人口流出などによる中山間地域の人口減少によって、逆にそれを奇貨として中山間地域が見直され地域の価値の再発見が行われた。1960年代、イタリア北部のアルト・アディジ州でアグリツーリズムの活動が始まった。再度確認するならば、アグリツーリズムとは、農家が行う宿泊・レストランその他の文化的活動のことで、地域の自然・環境・文化・歴史と密着に関わって体感できる農山村での観光形態である。また1985年には、アグリツーリズムに関する法律が成立し、農業の保護を目的としたものであった。それをもとにそれぞれの州で基準を設定し行われていたが、州によって基準がそれぞれ異なるものであり、州差が広がっていった。2006年、こうした問題を受けてアグリツーリズムに関する法律は改正され農家、各地の資源を保護し、特徴を活かしたものとして細かく項目ごとに規定がされ、州ごとの差をなくするための基準法が定められた。

一方でアグリツーリズムの現状の数値的なものをみると、2015年において、アグリツーリズムの活動をしているのは、イタリア国内において農山村の99.1%となっており、22,238軒に達する。そのうち、中山間地域が83.9%と大半をしめており、中山間地域においてはアグリツーリズムが重要視されていることが窺えるが、新規で登録する件数も多くなっているが、閉鎖する農場も少なくない。

事例からは、トスカーナ州とエミリア・ロマーニャ州の取り組みを取り上げた。トスカーナ州のポッジョ・アロッロ農場については、1991年のトスカーナ州の法律が整備されたのを機に始められており、伝統料理、農場のガイド付きの見学がおこなわれている農場であった。エミリア・ロマーニャ州のファッジョーリ農場については、教育農場として農に関する学びを重視した文化活動が行われていた。そこにおいては、空気にも価値を見出し、地域の独自性をだしていた。

最後にヒアリングからは、農業や特産品といった中に含まれている地域文化を重視していることが窺えた。また、小規模農家が多いイタリアにおいては地域内のネットワークを形成し、地域を知ってもらうというところから取り組みが進められていた。

こうしたことから、地域の文化資源・農業の文化的側面は、アグリツーリズムによって保護され、地域内ネットワークを形成し、地域単位で地域文化の保存と活用がされている。そ

ここでは、文化をベースに観光や経済活動が行われていることが明らかとなった。

第8章 地域観光文化政策におけるグリーン・ツーリズム

第1節 論点整理

本研究の目的は、農業・農山漁村の文化的資源を活用し、自律した地域社会形成に向けた地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムのあり方について考察するものであった。そこで、グリーン・ツーリズム政策及び文化政策の史的考察から見えてくる問題点を踏まえたうえで、文化政策学としてのグリーン・ツーリズムの位置づけを行い、民俗学的知見を拠り所として、地域と暮らしと観光の鼎立の必要性を論じている。さらに、地域の文化資源を活用し、独自のグリーン・ツーリズムの展開が行われている事例を通して、実証的にそのことを明らかにしている。以下に各章ごとに要点を整理する。

第1章においては、グリーン・ツーリズムの位置づけと先行研究について整理を行った。日本における観光及び地域のまなざしの原点を、現在においても読み継がれている『徒然草』から紐解いた。観光の変遷は、社会状況、交通機関が発達したことによって、行為としての観光の進展を促し、高度経済成長期において、マス・ツーリズムの時代へと突入していく。農山漁村においても、失われつつある「ふるさと」を求め観光開発が行われた。一方で、環境問題や観光による弊害が起り始めた中で、オルタナティブ・ツーリズムの具体的一類型としてのグリーン・ツーリズムと呼ばれる観光形態が台頭してきたことを述べた。グリーン・ツーリズムの先行研究は地域活性化の視点と農村文化的な視点からアプローチを行い、計量的な分析や地域資源の活用によって観光化が促進されていることが明らかとなった。地域の問題解決や地域住民のための観光を考えるとすれば、文化政策の中に位置づけ新たな知見を見出さなければならないと論じた。

第2章では、グリーン・ツーリズムに関する政策を取りあげ整理を行った。国の政策としては、農業政策の一環として、また、食の教育的側面など様々な施策が打ち出されている。

第3章においては、国及び地方自治体の文化政策の変遷を整理した。国においては、文化財保護法によって文化財が保護及び活用されてきた。時代の変化とともに文化財の定義が改正されていく中、保護を中心とした政策から2000年以後、活用に重点が置かれるようになったことが確認できた。他方、自治体の文化政策については、1970年代に盛んに自治体の諸政策のひとつとして文化政策が盛り込まれていったものの、その後、行政の中での定着化という点においては、草創期の情熱が稀薄化した、事業そのものが形骸化、具体的な事業展開が不十分となっている点を指摘した。

第4章は、第2章と第3章で行った政策の整理をしたうえで、文化政策学の枠組みの中で

グリーン・ツーリズムの捉え直しを行った。その中でも、文化的資源においては言及すれば、農山漁村の文化的な部分について、可視化できない文化に対して焦点が当てられてきていないのが現状であることが明らかとなった。また、可視化できない「コト」を評価し、政策の中に織り込んでいくことが重要であると論じた。

第5章では、農山漁村における文化的側面に的を絞って民俗学的知見から論を進め、事例研究をするにあたっての方法論及び事例対象地の検討を行った。民俗学的知見として、柳田國男の思想を取りあげ、柳田農政学における農村の自立のための農業政策、農業の産業的側面のみを考えるだけではなく、その中に隠されている農村の生活に目を向けて、柳田は農村の文化や農民の日常生活の中にある生活文化に価値を見出したことを論じた。こうした民俗学から見出された暮らしの中にある文化を基礎としながら、農村が自立していくために農山漁村の文化を基軸としたグリーン・ツーリズムの確立の必要性について論じた。

第6章では、国内の事例として、宮崎県椎葉村、山口県周防大島町、長野県飯田市を取りあげた。宮崎県榛葉村においては、山間地であり平家の落人伝説が今でも残っており、山間地特有の食文化や農業文化を形成し現在でも従来の農業文化を継承している地域であった。また、山口県周防大島町は、近年移住者による地域資源の評価が行われ、グリーン・ツーリズムの活動が行われていた。長野県飯田市は、1998年に始まった事業で飯田型と呼ばれているように全国でも先進地としてモデルとなっている事例である。

第7章は、海外事例としてイタリアのアグリツーリズムについて述べた。イタリアでは、国レベルで法律が制定されており、その中でも農業の文化や地域の特産品が保護されていることが確認できた。そして小規模農家が自立していくために、農業という産業の促進を図りながらアグリツーリズムが行われていた。そして、小規模農家が持続的に存続していくためには、異業種と協力しながら地域を知ってもらう活動を行っていた。

第2節 地域観光文化政策におけるグリーン・ツーリズム

前節では、各章の要点を論じた。そこでは、可視化できない個人に属している知恵や技術を可視化したうえで、地域全体で共有化し、その利活用を図ることにより地域住民の福祉向上に資する事が重要であると述べた。一方で、グリーン・ツーリズムが政策としては経済的側面にのみ終始し、人々の持つ生活の知恵や技術の可視化が図られていないため、表層的なものになっている点も指摘した。では今後、地域の観光文化政策におけるグリーン・ツーリ

ズムがいかにあるべきなのだろうか。そのためには、グリーン・ツーリズムそのものの再定義が必要であると推察する。まず、今まで「グリーン」という言葉が農業・農村だけに縛られているため、この言葉を「農業、農村地域全体の生活文化そのもの」という捉え方に変えていく必要がある。そのためには、第6章の事例でみてきたように、農業者や関連団体、農政関連の部署や観光協会だけに政策の参加が限定されるべきではないことは言うまでもなく、農山漁村地域の暮らしには、農業だけでなく、商工業、建設業、旅館業といった様々な人々も政策参加をするべきであり、これは専業農家戸数より兼業農家戸数の方がはるかに上回っていることから類推することができる。つまり、「グリーン」だからと言って、受け入れをする側の地域全てが農業従事者であるとは限らないのであり、その地域に住む人々がグリーン・ツーリズムの営みに参加することが必要であると考えられる。このようにグリーン・ツーリズムに参加する人々を多様化させることにより、農山漁村における可視化できないコトが可視化できるうえ、新たな需要を喚起することも可能にできる。

既に事例から見たように山口県周防大島町では、Iターン者によって地域の文化資源が再評価されてグリーン・ツーリズムが構築されてきている。また、長野県飯田市においては、株式会社南信州観光公社が体験教育旅行の中心的な役割を果たしているが、飯田市においては、周辺の自治体を始めとして新聞社や農協、地元のケーブルテレビ局なども出資をした形で、広域連携を図りながら展開をしてきている。さらに、イタリアにおいては、地域全体を知ってもらおう活動や、小規模な企業や家族経営の農家単体では限界があるため、商工会議所や地域のキーパーソンを中心として異業種間での連携や地域ぐるみでの展開が図られていた。

一方、宮崎県椎葉村では、地域に伝わる伝説や民家、しきたりなどといった古老の話を通じて地域にあるモノの中にある可視化できないコトを訪問者に伝えていたことも重要なことである。これに関して、文化資源で詳しく述べるとするならば、例えば、棚田百選に選ばれている棚田を見学することについて取り上げてみたい。棚田とは、急傾斜地に住む先人たちが狭い耕地を利用してできるだけ多くの農作物を栽培しようとした人々の英智の結晶であり、特に夏場から秋の収穫時期にかけては特別な風景を生み出すものとして知られている。しかし、来訪者が棚田を見に行ったところで景観が美しいという印象しか残らず、記憶にとどめておくことはないものと考えられる。しかしながら、棚田を観るのと同時にその地域に住む古老あるいは専門家の人々の話を聞くことによって、古老などの話から様々な想像をし、その地域に住まう人々がどのように作り、活用し継承してきたのかについて関心を

持つことができる。さらに関心を持った来訪者は、リピーターとなり地域の他の文化資源等に関しても深く知りたいと思うようになり、地域住民との交流が生まれ外部と内部者の間で再評価や再発見されて、見えてこなかった知が共有化、つまり可視化されていくことにつながる。これはまさしく柳田が述べている「心意現象」の可視化である。

このように、地域内での連携と文化資源の見えない部分の可視化を述べてきたが、ここで、一つの結論を出すこととする。地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの今後のあり方を考えるために導きだされたことは、農業者、農政関係者以外の地域に住まう人々の活用とグリーン・ツーリズムへの参画が必要であり、訪問者や農業者以外の人々との文化資源の評価と共有化が必要であるということである。

第3節 新たな知見

前節で地域観光文化政策におけるグリーン・ツーリズムの今後のあり方を考えるためには、農業者、農政関係者以外の活用と地域への参加を必要であり、農業それらの人々による資源の再評価と共有化が必要であると述べた。

ところで、近年、様々な活性化策が政府より打ち出されているが、その中で地域観光政策としてのグリーン・ツーリズムのあり方を考えるにあたり、有効と思われる施策が出されている。

まず、総務省が主導している「地域連携組織」である。この地域連携組織が想定をしている「地域」とは、小学校区から中学校区単位であり、いわばある程度の生活の用を足すことができるエリアである。この組織には、自治会や消防団をはじめ、商工会議所、農協、小中学校、PTA はもちろんの事、地域運営会社や地元の企業など様々な主体の参加が想定されている。そして、今まで地域で重要視されてこなかった地域の文化資源も発掘、再評価され、利活用されるものと考えられる。

次に、ICT 技術である。近年、VR (Virtual Reality) という仮想現実の技術発達により、数百年前に存在したものがあたかも現実によみがえったかのように思えたり、遠く離れた場所でも、あたかもその場所にいるように錯覚したりするような技術が生み出されてきた。例えば、筆者が 2016 年 8 月 26 日に訪れた宮崎県小林市で取り組みをされている北きりしま田舎体験物語推進協議会の元会長である富満哲夫の話によれば、2016 年の夏に次のような取組みを行っている。

どろんこ祭りを子ども達としたんです。どろのプールみたいのを作って、東京の子どもたちと交流をした。ICT で遠隔操作をして、中継を結び東京とこちらの地域でいろいろ質問をしあったり、こちらで郷土料理を作って、東京でも同じように作ってやったんです⁵⁰。

このように、都市と農村という離れた場所においても都市の子どもたちは農村で行われている祭りを疑似的に体験できるのである。この技術を可視化できない人の知や技術を応用することで、訪れる人はもちろんの事、地域に住む人々も新たな発見をすることが可能になるのではないだろうか。

第4節 まとめ

本章においては、各章の要点を整理したうえで、地域の観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの今後のあり方について、次のように結論づける。

1つ目は、グリーン・ツーリズムの「グリーン」という言葉の含意を考えることである。「グリーン」という言葉が農業者や農政関係者あるいは観光関係者に限られているため、農業、農村地域全体の生活そのものであるという認識をすることである。

2つ目は、農業者以外の多様な主体の参加による文化資源の再評価と利活用である。こうしたことから、農業者以外の人々に参加をしてもらい、文化資源を再評価、利活用の方法について議論することで可視化できないその地域に暮らしてきた人々の知や技術が可視化して、共有化できるようになるということである。

3つ目は、新たな知見及び政策の活用による共有化の促進、情報発信である。地域運営組織の設立により、さまざまな主体が参加できるようになるため、2つ目に述べた資源の再評価がしやすくなり、共有化も図れるようになる。また、ICT 技術の活用についても検討する価値があるモノと考えられる。

⁵⁰ 2016年8月26日に宮崎県小林市で実施したヒアリング調査による。

終章

本研究は、国のグリーン・ツーリズム政策と国及び地方自治体の文化政策の問題点を確認したうえで、地域の観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムの今後のあり方について、民俗学的知見を用いて検討を試みた。宮本常一からは各地域の現状から見えてくる過去の文化的蓄積を類推し、地域が良くなるような地域づくりの観点から地域の文化あるいは観光のあり方を学び、柳田國男からは地域の可視化できない心意性を導きの糸として提示した。そして事例からは、地域に住まう人々がつむいできた生活の営みから生み出される生活そのものを活用したグリーン・ツーリズムの取組みを、行政や観光協会、農家の方々から得た知見により実証的に検討した。具体的には、山口県周防大島町では、移住者による地域の文化資源の発見が取組みに活かされており、宮崎県椎葉村では、その土地で暮らしてきた生活の知恵や技術が古老より継承されており、農家ごとに独自の取組みが実践されていた。長野県飯田市では、人々の暮らしの中から生まれてきた「むらの自治」が現在でも地域における問題解決を図る装置として機能しており、飯田市を中心とした周辺自治体と地域の企業の出資により組織された株式会社南信州観光公社が「むらの自治」をコーディネートしながら、グリーン・ツーリズムの展開を推進していた。

イタリアにおいては、小規模農家が農業の基盤を固めたうえで、農業文化や自然環境を保護し、農業のありのままの生活を来訪者に体験してもらうようなアグリツーリズムの展開がなされていた。さらに、法律によって農業文化をはじめとする農業から生まれる生産物や文化、環境をも含めた農業全体を保護し活用していく方針が示されていることも注目すべき点であった。それに加えて小規模農家や小規模自治体ではなし得ない、地域単位で異業種間の交流を図りながら外部の人々への地域を知ってもらう活動がなされていた。こうした地域内ネットワークづくりや農業文化の保存と活用の仕方は、イタリアのアグリツーリズムから多くのことを学ぶべきところがあるだろう。

このような民俗学的知見や事例を通して郷土を学び、文化資源を知り発見・評価すること、そして地域間でのネットワークを構築し、ありのままの日常生活を観光に結び付けていくことが地域と暮らしと観光を鼎立させた形での展開を図っていくことにつながり、地域観光文化政策としてのグリーン・ツーリズムへの今後の展望が開けると同時に、持続可能な地域づくりにつながるものと考えられる。

本論文では、今まで重要視されていない農業の文化的側面に着目して地域側の視点から

論じてきた。しかし、文化的側面に関する地域への影響や観光者の視点からの分析や行政の受け入れ体制のあり方、文化的側面と経済との関係性、農村と都市との関係性等についての調査は十分ではない。また、イタリアの事例についても我が国との文化的側面での比較考察や、アグリツーリズムが持続的なものとなっているのか、についての検討までは至っていない。

今後さらに研究を積み重ね、文化政策学の枠組みの中で、農山漁村の文化的側面と観光を基軸としながら、地域社会や経済的側面も合わせ、さらに環境や農業について総合的に地域が自律していくための政策とはどうあるべきかの研究を重ねていきたい。

(120787文字)

参考文献

日本語文献

- 青木辰司（2004）『グリーン・ツーリズムの実践の社会学』丸善。
- 青木辰司（2008）「グリーン・ツーリズムー実践科学的アプローチをめざして」日本村落研究学会（編）『年報村落社会研究 第43集 グリーン・ツーリズムの新展開ー農村再生戦略としての都市・農村交流の課題』161-94、農山漁村文化協会。
- 青木辰司（2010）『転換するグリーン・ツーリズムー広域連携と自立をめざして』学芸出版。
- 青木隆浩（2005）「観光地における文化と自然の有用性ーグリーン・ツーリズムを事例に」『日本民俗学』（243）、1-31。
- 青木隆浩（2007）「グリーン・ツーリズム政策は地域を守れるか」岩本通弥（編）『ふるさと資源化と民俗学』62-83、吉川弘文館。
- 赤塚忠（訳）（1972）『中国古典文学大系第1巻書経・易経（抄）』平凡社。
- 安藤隆一（2016）「地域活性化における内発的発展論の政策学的実践と社会教育が果たす役割に関する研究ー長野県飯田市及び下伊那郡における事例を中心にー」同志社大学大学院総合政策科学研究科、博士論文。
- 飯田市史編纂会（編）（1956）『山都飯田』飯田市役所。
- 飯田市歴史研究所（編）（2012）『飯田・上飯田の歴史 上巻』飯田市教育委員会。
- 飯田市歴史研究所（編）（2013）『飯田・上飯田の歴史 下巻』飯田市教育委員会。
- 井口貢（1998）『文化経済学の視座と地域再創造の諸相』学文社。
- 井口貢（2007）「おわりに」井口貢（編）『まちづくりと共感、協育としての観光ー地域に学ぶ文化政策』264-65、水曜社。
- 井口貢（2008）「「文化政策学」への射程とその問題提起」井口貢（編）『入門文化政策ー地域の文化を創るということ』1-13、ミネルヴァ書房。
- 井口貢（2011）「公共政策としての文化政策」井口貢（編）『地域の自立的蘇生と文化政策の役割ー教育から協育、「まちづくり」から「まちつむぎ」へ』8-27、学文社。
- 井口貢（2014）「地域から考える文化政策の哲学ー地域・観光振興を事例に」同志社大学政策学部10周年記念出版編集委員会・第3巻編集責任者今川晃『地域の自立は本当に可能か』42-53、学芸出版。
- 井口貢（2015a）「観光の両義性とその本義」井口貢（編）『観光学事始めー「脱観光的」観光のススメ』2-16、法律文化社。

- 井口貢 (2015b) 「現代観光誌」井口貢 (編) 『観光学事始め—「脱観光的」観光のススメ』30-46、法律文化社。
- 井口貢 (編) (2002) 『観光文化の振興と地域社会』ミネルヴァ書房。
- 井口貢 (編) (2011) 『観光文化と地元学』古今書院。
- 池上惇・端信行・福原義春・堀田力 (編) (2001) 『文化政策入門』丸善ライブラリー。
- 市村成人 (1939) 『飯田郷史考』山村書院。
- 伊藤賢次 (1997) 『現代経営学—環境変化と自己革新』晃洋書房。
- 井上和衛 (2002) 『ライフスタイルの変化とグリーン・ツーリズム』筑波書房。
- 今泉忠義 (訳) (1957) 『改訂徒然草-付現代語訳』角川日本古典文庫。
- 岩井宏實 (2002) 『旅の民俗誌』河出書房新社。
- 岩本由輝 (1990) 『柳田國男を読み直す』世界思想社。
- 岩本通弥 (2003) 「フォークロリズムと文化ナショナリズム—現代日本の文化政策と連続性の希求—」『日本民俗学』(236)、172-88。
- 岩本通弥 (2007) 「日本の文化政策とその政治資源化—「ふるさと資源」化とフォークロリズム」山下晋司 (編) 『資源化する文化』239-72、弘文堂。
- 印南敏秀 (2004) 『東和町誌別編 島の生活誌 くらし・交流・環境』山口県大島郡東和町。
- 梅棹忠夫 (1993) 『梅棹忠夫著作集 21 都市と文化開発』中央公論社。
- 大江靖雄 (2013) 『グリーン・ツーリズム—都市と農村の新たな関係に向けて』千葉日報社。
- 大阪文化振興研究会 (編) (1974) 『大阪の文化を考える』大阪府。
- 大阪文化振興研究会 (編) (1975) 『都市と文化問題』創元社。
- 岡田文淑 (1983) 「保存からまちづくりへ」田村明・森啓 (編) 『文化行政とまちづくり』160-65、時事通信社。
- 押谷茂敏 (2002) 「田舎にとっての観光」井口貢 (編) 『観光文化の振興と地域社会』43-61、ミネルヴァ書房。
- 折口信夫 (1976) 「先生の學問」(初出 1947) 『折口信夫全集 第 16 卷』所収、中央公論社。
- 片山明久 (2015) 「消費型観光の限界と地域社会のディレンマ」井口貢 (編) 『観光学事始め—「脱観光的」観光のススメ』48-61、法律文化社。
- 川崎友加 (2006) 「都市農村交流型グリーン・ツーリズムにおける地域活性化について」京都橘大学大学院文化政策学研究科、修士論文。

- 川平敏文 (2015) 『徒然草の十七世紀-近世文芸思潮の形成』 岩波書店。
- 河本英夫 (2014) 「柳田國男の農業文化環境論 (1)」 『「エコ・フィロソフィ」研究』 (8) 11-20。
- 川森博司 (2003) 「伝統文化産業とフォークロリズムー岩手県遠野市の場合」 『日本民俗学』 (236)、103-08。
- 川森博司 (2007) 「観光の場における民俗体験ーふるさと観光とグリーン・ツーリズム」 『神戸女子大学史学会』 (24)、43-51。
- 木村尚三郎 (1988) 『「耕す文化」の時代ーセカンド・ルネサンスの道ー』 ダイヤモンド社。
- 河野眞 (2006) 「民俗学にとって観光とは何かーフォークロリズム概念の射程を探る」 『文明21』 (16)、76-91。
- 国土庁地方振興局 (1978) 「魅力ある山村づくりをめざして」 『人と国土』 4 (4) 25、108-20。
- 小林真理 (2001a) 「文化政策の評価」 後藤和子 (編) 『文化経済学 法・経済・マネジメント』 147-73、有斐閣。
- 小林真理 (2001b) 「文化政策の法的枠組み」 後藤和子 (編) 『文化経済学 法・経済・マネジメント』 71-106、有斐閣。
- 後藤和子 (2001) 「文化政策とは何か」 後藤和子 (編) 『文化経済学 法・経済・マネジメント』 1-23、有斐閣。
- 五味文彦 (2015) 『文学で読む日本の歴史古典文学編』 山川出版社。
- 「最新 食料・農業・農村基本計画」 編集委員会 (編) 『最新 食料・農業・農村基本計画』 大成出版社。
- 佐藤真弓 (2010) 『都市農村交流と学校教育』 農林統計出版。
- 佐野眞一 (2009) 『旅する巨人ー宮本常一と渋沢敬三』 文春文庫。
- 財団法人 21 世紀村づくり塾 (1992) 『グリーンツーリズム』 財団法人 21 世紀村づくり塾。
- 椎葉村 (編) (1994) 『椎葉村史』 椎葉村。
- 島内裕子 (2009) 『徒然草文化圏の生成と展開』 笹間書院。
- 霜浦森平・宮崎猛 (2002) 「内発的発展に関する産業関連分析ー京都府美山町における地域経済型都市農村交流を事例として」 『農林業問題研究』 38(1)、13-24。
- 白幡洋三郎 (1996) 『旅行ノススメー昭和が生んだ庶民の「新文化」』 中公新書。
- 新藤浩伸 (2005) 「大正期における「文化政策」概念の受容」 『文化経済学会〈日本〉年次大会予稿集：2005』 108-11。

- 陣内秀信（2010）『イタリアの街角から一スローシティを歩く』弦書房。
- 新村出（編）（2011）『広辞苑第6版』岩波書店。
- 條利幸（2003）『田舎のイタリアへ！アグリトゥリズムの旅』NTT出版。
- 末原達郎（2009）『文化としての農業 文明としての食料』人文書館。
- 鈴木茂（2001a）「条件不利地域における地域づくりとグリーン・ツーリズム（1）－東宇和島郡城川町の場合」『松山大学論集』13(4)、79-96。
- 鈴木茂（2001b）「条件不利地域における地域づくりとグリーン・ツーリズム（2）－東宇和島郡城川町の場合」『松山大学論集』13(5)、179-95。
- 全国山村振興連盟諮問委員会（編）（1970）『山村振興と開発の課題』全国山村振興連盟諮問委員会。
- 全国山村振興連盟（編）（1977）『山村振興運動二十年』全国山村振興連盟。
- 全国農業構造改善協会（編）（1975）『自然休養村整備関係通達集』全国自然休養村協議会。
- 多方一成（2000）『グリーン・ツーリズムの文化経済学』芙蓉書房出版。
- 田代洋一（2007）『この国のかたちと農業』筑波書房。
- 立川雅司（2005）「ポスト生産主義への移行と農村にたいする「まなざし」の変容」日本村落研究学会（編）『年報村落社会研究 第41集 消費される農村－ポスト生産主義下の「新たな農村問題」』7-39、農山漁村文化協会。
- 中川幾郎（2002）「自治体の文化政策の歩みと「行政の文化化」」上野征洋（編）『文化政策を学ぶ人のために』141-54、世界思想社。
- 中澤純治・山崎眞弓（2008）「持続可能な都市農村交流（農林漁家民泊）のために－高知県に見る経済活動としてのグリーン・ツーリズム」『高知県論叢』(92)、57-102。
- 並松信久（2012）『近代日本の農業政策論－地域の自立を唱えた人たち』昭和堂。
- 永島茜（2004）「わが国における文化政策論の変遷－昭和10年代における出版物を中心として」『文化経済学』4(1)、57-65。
- 農林省統計調査部（編）（1992）「新しい食料・農業・農村政策の方向」農林統計協会『農林統計調査』42(7)、34-45。
- 端信行（2001）「文化開発の現代的視点」池上惇・端信行・福原義春・堀力（編）『文化政策入門－文化の風が社会を変える』68-88、丸善ライブラリー。
- 文化財保護法研究会（監修）（2009）『文化財保護関係法令集〈第3次改正版〉』ぎょうせい。
- 福田アジオ（2009）『日本民俗学の開拓者たち』山川出版社。

- 福田アジオ (2016) 『歴史と日本民俗学—課題と方法』 山川出版。
- 堀井令以知 (編) (1994) 『外来語語源辞典』 東京堂出版。
- 松下圭一・森啓 (編) (1981) 『文化行政—行政の自己革新』 学陽書房。
- 宮城道子 (2008) 「グリーン・ツーリズムの主体としての農村女性」 日本村落研究学会 (編) 『年報村落社会研究 第43集 グリーン・ツーリズムの新展開—農村再生戦略としての都市・農村交流の課題』 95-126、農山漁村文化協会。
- 宮崎猛 (2002) 「日本のグリーン・ツーリズムの特徴と役割」 宮崎猛 (編) 『これからのグリーン・ツーリズム—ヨーロッパ型から東アジア型へ』 27-46、家の光協会。
- 宮本常一 (1967) 「日本列島にみる中央と地方」 (初出 1964) 『宮本常一著作集 2 日本の中央と地方』 所収、未来社。
- 宮本常一 (1972a) 「明日の農山村」 (初出不詳) 『宮本常一著作集 12 村の崩壊』 所収、未来社。
- 宮本常一 (1972b) 「下伊那」 (初出 1963) 『宮本常一著作集 12 村の崩壊』 所収、未来社。
- 宮本常一 (1973) 「過疎問題とへき地教育」 (初出 1972) 『宮本常一著作集 13 民衆の文化』 所収、未来社。
- 宮本常一 (1975) 「旅と観光」 (初出 1965) 『宮本常一著作集 18 旅と観光』 所収、未来社。
- 宮本常一 (1986a) 「旅の遺産」 (初出 1969) 『宮本常一著作集 31 旅にまなぶ』 所収、未来社。
- 宮本常一 (1986b) 『離島の旅』 (初出 1964) 『宮本常一著作集 35 離島の旅』 所収、未来社。
- 宮本常一 (1993) 『民俗学の旅』 講談社。
- 宮本常一 (1997) 『宮本常一著作集 41 郷土の歴史』 未来社。
- 宮本常一 (2006) 『講演録 舟形町における複合経営のあり方』 (初出 1979) 『宮本常一著作集 47 新農村への提言Ⅱ』 所収、未来社。
- 宮本常一 (2008) 『宮本常一著作集第 50 渋沢敬三』 未来社。
- 宮本常一 (2013) 『日本人の暮らしと文化—炉辺夜話』 河出書房新社。
- 宮本常一 (2014a) 「社会生活の変貌と新生活運動」 (初出 1962) 『宮本常一講演選集 3 都会文化と農村文化』 所収、農山漁村文化協会。
- 宮本常一 (2014b) 「後継者の育成と推進員の社会的使命」 (初出 1974) 『宮本常一講演選集 4 郷土を見るまなざし 離島を中心に』 所収、農山漁村文化協会。
- 宮本常一 (2014c) 「本土における離島振興」 (初出 1967) 『宮本常一講演選集 4 郷土を見る

- まなざし 離島を中心に』所収、農山漁村文化協会。
- 宮本常一 (2014d) 「種子島の開発構想」(初出 1966)『宮本常一講演選集 5 旅と観光移動する民衆』所収、農山漁村文化協会。
- 宮本常一 (2014e) 「熱海の観光政策を考える」(初出 1978)『宮本常一講演選集 5 旅と観光移動する民衆』所収、農山漁村文化協会。
- 宮本常一 (2016)『宮本常一著作集別集 私の日本地図 1 天竜川に沿って』未来社。
- 宮本常一・岡本定 (1982)『東和町誌』山口県大島郡東和町。
- 宗田好史 (2012)『なゼイタリアの村は美しく元気なのか—市民のロー志向に応えた農村の選択』学芸出版社。
- 森啓 (2009) 「自治体の文化戦略—沿革」北海学園大学『開発論集』(83)、1-12。
- 森田真也 (2003) 「フォークロリズムとツーリズム—民俗学における観光研究」『日本民俗学号』(236)、92-101。
- 森田真也 「行楽からふるさと観光」岩本通弥・新谷尚紀 (編) (2006)『都市の暮らしの民俗 ①都市とふるさと』184-215、吉川弘文館。
- 安村克己 (2001)『社会学で読み解く観光—新時代をつくる社会現象』学文社。
- 安村克己 (2001b) 「観光の歴史」岡本伸之 (編)『観光学入門—ポスト・マス・ツーリズムの観光学』31-56、有斐閣。
- 安村克己 (2003) 「サステイナブル・ツーリズムの理念と系譜」前田勇 (編)『21 世紀の観光学』5-22、学文社。
- 柳田國男 (1971)『故郷七十年 (改訂版)』(初出 1959)『定本 柳田國男集別巻第三』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1989)『後狩詞記』(初出 1909)『柳田國男全集 第 5 巻』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1990a)『民間伝承論』(初出 1934)『柳田國男全集 第 28 巻』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1990b)『郷土生活の研究法』(初出 1935)『柳田國男全集 第 28 巻』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1991a)『時代と農政』(初出 1910)『柳田國男全集 第 29 巻』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1991b) 「中農養成策」(初出 1907)『柳田國男全集 第 29 巻』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1991c)『農政学』(初出不詳)『柳田國男全集 第 30 巻』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1991d)『農業政策』(初出不詳)『柳田國男全集 第 30 巻』所収、筑摩書房。
- 柳田國男 (1991e)『農業政策学』(初出不詳)『柳田國男全集 第 30 巻』所収、筑摩書房。

- 柳田國男（1997a）『時代ト農政』（初出 1910）『柳田國男全集 第 2 卷』所収、筑摩書房。
- 柳田國男（1997b）『故郷七十年』（初出 1959）『柳田國男全集 第 21 卷』所収、筑摩書房。
- 柳田國男（1998）『青年と学問』（初出 1927）『柳田國男全集 第 4 卷』所収、筑摩書房。
- 柳田国男（2013）『新版遠野物語』角川文庫。
- 柳田国男（2014）石井正巳（編）『柳田国男の故郷七十年』PHP 研究所。
- 矢部賢一（2005）「体験される農村—ポスト生産主義の視点から」日本村落研究学会（編）『年報村落社会研究 第 41 集 消費される農村—ポスト生産主義下の「新たな農村問題」』41-66、農山漁村文化協会。
- 山崎博光（2004）『グリーン・ツーリズムの現状と課題』筑波書房。
- 山下祐作（2005）「農村振興における民俗学の可能性」『日本民俗学号』（243）、33-62。
- 山下祐作（2008）『実践の民俗学—現代日本の山間地域の問題と「農村伝承」』農山漁村文化協会。
- 横山秀司（1997）「ヨーロッパにおけるグリーン・ツーリズムの展開について」『九州産業大学商経論叢』37(4)、153-74。
- 横山秀司（1998）「わが国におけるグリーン・ツーリズムの展開とその課題—ヨーロッパとの比較検討—」『九州産業大学商経論叢』38(1)、81-97。
- 吉川光洋（2005）「グリーン・ツーリズムの発展における I ターン者の役割—岩手県遠野市を事例に」『農業経営研究』43(2)、55-59。
- 吉野耕作（1997）『文化ナショナリズムの社会学』名古屋大学出版会。
- 依光良三・栗栖洋子（1996）『グリーン・ツーリズムの可能性』日本経済評論社。
- 若原幸範（2009）「農村におけるネットワーク型の地域づくり主体形成」『北海道大学大学院教育学研究紀要』（109）、159-77。

外国語文献

- Artusi, P. (2010) *La scienza in cucina e l' arte di mangiar bene*, Edizioni Polistanpa.
- Fioroni, S. (2012) *A Family Farm in Tuscany: Recipes and Stories from Fattoria Poggio Alloro*, Shearer Publishing.
- Throsby, D. (2001) *Economics and Culture*, Cambridge University Press. (=2002、中谷武雄・後藤和子監訳『文化経済学入門』日本経済新聞社。)
- Throsby, D. (2010) *The Economics of Cultural Policy*, Cambridge University Press. (=

2014、後藤和子・阪本崇監訳『文化政策の経済学』ミネルヴァ書房。）

Urry, J. (1990) *The Tourist Gaze: Leisure and Travel in Contemporary Societies*, Sage Publications. (=1995、加太宏邦訳『観光のまなざし—現代社会におけるレジャーと旅行』法政大学出版局。)

Urry, J., and Lasen, J. (2011) *The Tourist Gaze 3.0*, Sage Publications. (=2014、加太宏邦訳『観光のまなざし [増補改訂版]』法政大学出版局。)

URLリスト

1. 観光庁観光地域振興部観光資源課 (2015)「ニューツーリズムの振興」観光庁ホームページ (2015年11月21日閲覧、
http://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000044.html)。
2. 農林水産省 (2014)「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」農林水産省ホームページ (2015年11月29日取得、
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/chusankan/pdf/tamen_jyoubun.pdf)。
3. 周防大島ツーリズム (2007)「周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会」周防大島町ホームページ (2015年11月29日取得、<http://suo-oshima-tourism.jp/iinkai1901.pdf>)。
4. 国土交通省(1987)「総合保養地域整備法」国土交通省ホームページ (2015年11月2日閲覧、<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)。
5. 外務省 (2015)「持続可能な開発」外務省ホームページ (2015年11月21日取得、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html>)。
6. 農林水産省 (1994)「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」総務省ホームページ (2016年11月1日取得、http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%94%5f%8e%52%8b%99%91%ba%91%d8%3d%dd%8c%5e%97%5d%89%9a%88%93%ae%82%cc%82%bd%82%df%82%cc%8a%ee%94%d5%90%ae%94%f5%82%cc%91%a3%90%69&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H06H0046&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)。
7. 農林水産省 (1998)「農政改革大綱」農林水産省ホームページ (2016年11月1日取得、<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/taikou/pdf/taikou.pdf>)。
8. 農林水産省 (1999)「食料・農業・農村基本法」農林水産省ホームページ (2016年11月1日閲覧、<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/newblaw/newkihon.html>)。
9. 国土交通省 (2016)「新全国総合開発計画 (増補)」国土交通省ホームページ (2016年11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135929.pdf>)。
10. 国土交通省 (2016)「新全国総合開発計画 (増補)」国土交通省ホームページ (2016年11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135929.pdf>)。
11. 国土交通省 (2016)「新全国総合開発計画 (増補)」国土交通省ホームページ (2016

- 年11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135929.pdf>)。
- 1 2. 国土交通省 (2016) 「新全国総合開発計画 (増補)」国土交通省ホームページ (2016年11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135929.pdf>)。
 - 1 3. 国土交通省 (2016) 「第三次全国総合開発計画」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日、取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135928.pdf>)。
 - 1 4. 国土交通省 (2016) 「第三次全国総合開発計画」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日、取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135928.pdf>)。
 - 1 5. 国土交通省 (2016) 「第三次全国総合開発計画」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日、取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135928.pdf>)。
 - 1 6. 国土交通省 (2016) 「第三次全国総合開発計画」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日、取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135928.pdf>)。
 - 1 7. 国土交通省 (2016) 「第四次全国総合開発計画」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135927.pdf>)。
 - 1 8. 国土交通省 (2016) 「第四次全国総合開発計画」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135927.pdf>)。
 - 1 9. 国土交通省 (2016) 「第四次全国総合開発計画」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135927.pdf>)。
 - 2 0. 国土交通省 (2016) 「21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美しい国土の創造ー」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135926.pdf>)。
 - 2 1. 国土交通省 (2016) 「21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美しい国土の創造ー」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135926.pdf>)。
 - 2 2. 国土交通省 (2016) 「21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美しい国土の創造ー」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135926.pdf>)。
 - 2 3. 国土交通省 (2016) 「21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美しい国土の創造ー」国土交通省ホームページ (2016年、11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135926.pdf>)。
 - 2 4. 国土交通省 (2016) 「21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美

- しい国土の創造一」国土交通省ホームページ（2016年、11月1日取得、
<http://www.mlit.go.jp/common/001135926.pdf>）。
25. 国土交通省（2016）「国土利用計画（全国計画）」国土交通省ホームページ（2016年11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135925.pdf>）。
26. 国土交通省（2016）「国土利用計画（全国計画）」国土交通省ホームページ（2016年11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001135925.pdf>）。
27. 国土交通省（2016）「国土利用計画（全国計画）」国土交通省ホームページ（2016年11月1日取得、<http://www.mlit.go.jp/common/001100233.pdf>）。
28. 総務省（2009）「過疎対策」総務省ホームページ（2016年11月1日閲覧、
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgyousei/2001/kaso/kasomain0.htm）。
29. 総務省（2015）「過疎地域自立促進特別措置法」総務省ホームページ（2016年11月1日閲覧、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12H0015.html>）。
30. 総務省（2015）「過疎地域自立促進特別措置法」総務省ホームページ（2016年11月1日閲覧、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12H0015.html>）。
31. 総務省（2015）「過疎地域自立促進特別措置法」総務省ホームページ（2016年11月1日閲覧、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12H0015.html>）。
32. 総務省（2004）「今後の過疎対策について～後期5カ年計画の推進に向けて～」
総務省ホームページ（2016年11月1日取得、
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgyousei/2001/kaso/pdf/kasokon_matome.pdf）。
33. 内閣府（2015）「食育基本法と食育推進基本計画」内閣府ホームページ（2016年9月23日閲覧、
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku>）。
34. 内閣府（2016）「第3次食育推進基本計画」内閣府ホームページ（2016年11月1日取得、
<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf>）。
35. 内閣府（2016）「第3次食育推進基本計画」内閣府ホームページ（2016年11月1日取得、

- <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf>。
36. 農林水産省 (2015)「子ども農山漁村交流プロジェクト」農林水産省ホームページ (2016年11月1日閲覧、
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kodomo/index.html>)。
37. 農林水産省 (2015)「農林漁業体験」農振水産省ホームページ (2016年11月1日閲覧、http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/gt.html)。
38. 環境省 (2016)「エコツーリズムとは」環境省ホームページ (2016年11月1日閲覧、<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/about/>)。
39. 環境省 (2016)「エコツーリズム推進法」環境省ホームページ (2016年11月1日取得、<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/law/pdf/law.pdf>)。
40. 環境省 (2016)「エコツーリズム推進法」環境省ホームページ (2016年11月1日取得、<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/law/pdf/law.pdf>)。
41. 林野庁 (2004)『『森林セラピー効果』の医学的解明へ向けた新たな取組』林野庁ホームページ (2016年11月1日閲覧、
<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h16-1gatu/0123therapy.htm>)。
42. 林野庁 (2004)『『森林セラピー効果』の医学的解明へ向けた新たな取組』林野庁ホームページ (2016年11月1日閲覧、
<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h16-1gatu/0123therapy.htm>)。
43. 林野庁 (2004)『『森林セラピー効果』の医学的解明へ向けた新たな取組』林野庁ホームページ (2016年11月1日閲覧、
<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h16-1gatu/0123therapy.htm>)。
44. 林野庁 (2004)『『森林セラピー効果』の医学的解明へ向けた新たな取組』林野庁ホームページ (2016年11月1日閲覧、
<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h16-1gatu/0123therapy.htm>)。
45. 農林水産省 (2016)「世界農業遺産・日本農業遺産」農林水産省ホームページ (2016年11月1日閲覧、
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html)。

- 4 6. 農林水産省 (2016) 「世界農業遺産・日本農業遺産」農林水産省ホームページ (2016 年 11 月 1 日閲覧、
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html)。
- 4 7. 農林水産省 (2016) 「世界農業遺産・日本農業遺産」農林水産省ホームページ (2016 年 11 月 1 日閲覧、
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html)。
- 4 8. 総務省 (2016) 「文化財保護法」総務省ホームページ (2016 年 9 月 25 日閲覧、
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25H0214.html>)。
- 4 9. 国立公文書館 (2015) 「文化財保護法」国立公文書館ホームページ (2016 年 11 月 10 日閲覧、<https://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/M0000000000001784823>)。
- 5 0. 国立公文書館 (2015) 「文化財保護法」国立公文書館ホームページ (2016 年 11 月 10 日閲覧、<https://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/M0000000000001784823>)。
- 5 1. 国立公文書館 (2015) 「文化財保護法」国立公文書館ホームページ (2016 年 11 月 10 日閲覧、<https://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/M0000000000001784823>)。
- 5 2. 国立公文書館 (2015) 「文化財保護法」国立公文書館ホームページ (2016 年 11 月 10 日閲覧、<https://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/M0000000000001784823>)。
- 5 3. 文部科学省 (2009) 「史跡名勝記念物保存法」文部科学省ホームページ (2016 年 10 月 23 日閲覧、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318165.htm)。
- 5 4. 文部科学省 (2009) 「国宝保存法」文部科学省ホームページ (2016 年 10 月 23 日閲覧、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318166.htm)。
- 5 5. 文部科学省 (2009) 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」文部科学省ホームページ (2016 年 10 月 23 日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318167.htm)。
- 5 6. 農林水産省 (2016) 「歴史的風致維持向上計画の認定について」農林水産省ホー

- ムページ (2016年11月11日閲覧、
<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/noukei/160929.html>)。
57. 総務省 (2015)「景観法」総務省ホームページ (2016年10月23日閲覧、
https://www.google.co.jp/webhp?sourceid=navclient&hl=ja&ie=UTF-8&gws_rd=ssl#hl=ja&q=%E6%99%AF%E8%A6%B3%E6%B3%95)。
58. 群馬県甘楽町 (2015)「甘楽町歴史的風致維持向上計画について」群馬県甘楽町
ホームページ (2016年11月11日閲覧、
<http://www.town.kanra.gunma.jp/sansin/tosikei/cityplan/02.html>)。
59. 国土交通省国土政策研究所 (2016)「歴史的風致検索」国土交通省国土政策研究
所ホームページ (2016年11月11日閲覧、
http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/search_fuuchi.html)。
60. 文化庁 (2007)「文化審議会文化財文化会企画調査会報告書」文化庁ホームペー
ジ (2016年11月11日取得、
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h18/.../hokukokusho.pdf>)。
61. 文部科学省 (2015)「文化財総合活用戦略プラン」文部科学省ホームページ
(2016年11月11日取得、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/03/16/1355573_08.PDF)。
62. 文部科学省 (2015)「文化財総合活用戦略プラン」文部科学省ホームページ
(2016年11月11日取得、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/03/16/1355573_08.PDF)。
63. 文化庁 (2016)「我が国における文化政策」文化庁ホームページ (2016年11月
11日取得、
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/h28_bunka_seisaku/index.html)。
64. 内子町 (2015)「内子の町並み保存」内子町ホームページ (2016年11月11日
閲覧、<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/miryoku/machinami.html>)。
65. 内子町 (2015)「内子の町並み保存」内子町ホームページ (2016年11月11日閲

- 覧、<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/miryoku/machinami.html>)。
66. 文化資源学会 (2016)「文化資源学会設立趣意書」文化資源学会ホームページ (2016年11月20日閲覧、<http://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/acr/journal/j014.html>)。
67. 秋津野ガルテン (2016)「秋津野ガルテンについて」秋津野ガルテンホールページ (2016年11月11日取得、<http://agarten.jp/garteninfo/gaiyou.html>)。
68. 近江日野田舎体験推進協議会 (2016)「近江日野田舎体験とは」近江日野田舎体験推進協議会ホームページ (2016年11月1日取得、<http://www.omi-hino.jp/information/>)。
69. 総務省 (2012)「平成22年度国勢調査」総務省ホームページ (2016年10月20日取得、<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001039448>)。
70. 日本ハワイ移民資料館 (2001) 日本ハワイ移民資料館ホームページ (2016年10月20日閲覧、<http://www.town.suo-oshima.lg.jp/syoukoukankou/hawaiiishiryokan.html>)。
71. 周防大島ツーリズム (2007)「周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会」周防大島町ホームページ (2015年11月29日取得、<http://suo-oshima-tourism.jp/iinkai1901.pdf>)。
72. 周防大島ツーリズム (2007)「周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会」周防大島町ホームページ (2015年11月29日取得、<http://suo-oshima-tourism.jp/iinkai1901.pdf>)。
73. 周防大島ツーリズム (2007)「周防大島グリーン・ツーリズム実行委員会」周防大島町ホームページ (2015年11月29日取得、<http://suo-oshima-tourism.jp/iinkai1901.pdf>)。
74. 周防大島町体験交流型観光推進協議会 (2010)「周防大島町体験交流型観光推進協議会概要」周防大島町体験交流型推進協議会ホームページ (2016年10月20日閲覧、<http://www.taiken-suo-oshima.net/modules/taiken/index.php/aboutus.html>)。
75. 周防大島町体験交流型観光推進協議会 (2010)「周防大島町体験交流型観光推進協議会概要」周防大島町体験交流型推進協議会ホームページ (2016年10月20日閲覧、<http://www.taiken-suo-oshima.net/modules/taiken/index.php/aboutus.html>)。

- oshima.net/modules/taiken/index.php/aboutus.html)。
76. 周防商船高等専門学校 (2013)「学校案内」周防商船高等専門学校ホームページ (2016年11月20日閲覧、<http://www.oshima-k.ac.jp/school/>)。
 77. 科学技術振興機構 (2012)「地域再生人材創出拠点の形成」科学技術振興機構ホームページ (2016年11月20日閲覧、
<http://www.jst.go.jp/shincho/socialsystem/program/020000.html>)。
 78. 椎葉村 (2012)「椎葉村の概要」椎葉村ホームページ (2016年10月20日閲覧、
<http://www.vill.shiiba.miyazaki.jp/about/index.php>)。
 79. 椎葉村観光協会 (2016)「鶴富屋敷」椎葉村観光協会ホームページ (2016年10月20日取得、http://www.shiibakanko.jp/ss_index.php?act=dt&gid=1)。
 80. 国土交通省 (2015)「旅行業施行規則」総務省ホームページ (2016年11月20日取得、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03901000061.html>)。
 81. 飯田市 (2015)「飯田市の概要」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/34/iidagaiyou.html>)。
 82. 飯田市 (2010)「飯田市のあゆみ」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/34/rekisi.html>)。
 83. 飯田市 (2016)「飯田市の世帯数と人口」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/5/setaisuu-jinkou.html>)。
 84. 総務省「平成22年度国勢調査」総務省ホームページ (2016年10月20日閲覧、
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001039448>)
 85. 飯田市 (2013)「飯田市の統計データ」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/8/shisei-gaiyouh24.html>)。
 86. 飯田市 (2015)「第5次飯田市基本構想計画」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/life/5/20/105/>)。
 87. 飯田市 (2015)「第5次飯田市基本構想計画」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/life/5/20/105/>)。
 88. 飯田市 (2015)「飯田市の概要」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/34/iidagaiyou.html>)。
 89. 飯田市 (2015)「飯田市の概要」飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/34/iidagaiyou.html>)。

90. 飯田市 (2016) 「ワーキングホリデー飯田」 飯田市ホームページ (2016年10月21日閲覧、<https://www.city.iida.lg.jp/site/waki/>)。
91. 株式会社南信州観光公社 (2014) 「会社概要」 株式会社南信州観光公社ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.mstb.jp/900other/archives/syatyou.html#gaiyou>)。
92. 株式会社南信州観光公社 (2014) 「会社概要」 株式会社南信州観光公社ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.mstb.jp/900other/archives/syatyou.html#gaiyou>)
93. 株式会社南信州観光公社 (2014) 「ほんもの体験」 株式会社南信州観光公社ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.mstb.jp/900other/archives/honmono.html#gaiyou>)。
94. 株式会社南信州観光公社 (2014) 「ほんもの体験」 株式会社南信州観光公社ホームページ (2016年10月21日閲覧、
<http://www.mstb.jp/900other/archives/honmono.html#gaiyou>)。
95. Il portale italiano degli agriturismi (2010) Legge 5 dicembre 1985, n. 730: Disciplina dell'agriturismo. Il portale italiano degli agriturismi (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.tuttocamere.it/files/camcom/1985_730.pdf)。
96. Il portale italiano degli agriturismi (2010) Legge 5 dicembre 1985, n. 730: Disciplina dell'agriturismo. Il portale italiano degli agriturismi (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.tuttocamere.it/files/camcom/1985_730.pdf)。
97. Il portale italiano degli agriturismi (2010) LEGGE 20 febbraio 2006. Il portale italiano degli agriturismi (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.agriturismi.it/img/LEGGE_20_febbraio_2006.pdf)。
98. Istituto nazionale di statistica (2016) Aziende agrituristiche in Italia Istituto nazionale di statistica (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.istat.it/it/files/2016/10/Le-aziende-agrituristiche-in-Italia_anno_2015.pdf?title=Aziende+agrituristiche+in+Italia++13%2Fott%2F2016++Testo+integrale+e+nota+metodologica.pdf)。

99. Istituto nazionale di statistica (2016) Aziende agrituristiche in Italia Istituto nazionale di statistica (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.istat.it/it/files/2016/10/Le-aziende-agrituristiche-in-Italia_anno_2015.pdf?title=Aziende+agrituristiche+in+Italia++13%2Fott%2F2016++Testo+integrale+e+nota+metodologica.pdf).
100. Istituto nazionale di statistica (2016) Aziende agrituristiche in Italia Istituto nazionale di statistica (Consultato il 2 novembre 2016, 2016, http://www.istat.it/it/files/2016/10/Le-aziende-agrituristiche-in-Italia_anno_2015.pdf?title=Aziende+agrituristiche+in+Italia++13%2Fott%2F2016++Testo+integrale+e+nota+metodologica.pdf).
101. Istituto nazionale di statistica (2016) Aziende agrituristiche in Italia Istituto nazionale di statistica (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.istat.it/it/files/2016/10/Le-aziende-agrituristiche-in-Italia_anno_2015.pdf?title=Aziende+agrituristiche+in+Italia++13%2Fott%2F2016++Testo+integrale+e+nota+metodologica.pdf).
102. Istituto nazionale di statistica (2016) Aziende agrituristiche in Italia Istituto nazionale di statistica (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.istat.it/it/files/2016/10/Le-aziende-agrituristiche-in-Italia_anno_2015.pdf?title=Aziende+agrituristiche+in+Italia++13%2Fott%2F2016++Testo+integrale+e+nota+metodologica.pdf).
103. Istituto nazionale di statistica (2016) Aziende agrituristiche in Italia Istituto nazionale di statistica (Consultato il 2 novembre 2016, http://www.istat.it/it/files/2016/10/Le-aziende-agrituristiche-in-Italia_anno_2015.pdf?title=Aziende+agrituristiche+in+Italia++13%2Fott%2F2016++Testo+integrale+e+nota+metodologica.pdf).